

令和5年（2023年）第3回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会

令和5年（2023年）第3回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第32号	臨時代理事項の報告について (1) 令和4年度優秀教職員表彰について
日程 3	報告第33号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について）の意思決定について
日程 4	報告第34号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について
日程 5	議案第24号	「学校トイレ整備における基本的な考え方」の策定について
日程 6	議案第25号	「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」の策定について
日程 7	議案第26号	「令和5年度学校園の管理運営に関する指針」の策定について

日程 8	議案第27号	「枚方版ICT教育モデル」の一部改訂について
日程 9	議案第28号	学校運営協議会委員の委嘱について

○開催日時 令和5年（2023年）3月27日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第28号 令和4年度優秀教職員表彰について

- 2 -

令和4年度優秀教職員表彰について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月28日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

「令和4年度優秀教職員表彰」について

1. 内容

教職員の一層の職務意欲を高め組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言・提案を行った教職員・チームのうち、特に顕著な業績をあげたもの（様々な教育課題に対する効果的な実践活動及び優れた提言、提案であり、かつ、枚方市内の公立学校の模範となるような業績をあげた教職員・チーム）を表彰する。

2. 対象

枚方市立小中学校の教職員（校長、教頭、教諭（首席及び指導教諭含む）、養護教諭（指導養護教諭含む）、栄養教諭（指導栄養教諭含む）、事務職員）及びチーム

3. 選考について

選考基準

- 次のいずれかに該当し、枚方市内の公立学校において模範となる顕著な業績をあげていること。
- (1) 児童・生徒の教科指導や生徒指導等（生徒指導、進路指導、栄養指導など）において、指導方法の工夫や意欲的な取組みにより優れた成果をあげていること。
 - (2) 学校運営改善や地域との連携・協働、学校事務改善等において、学校の活性化に向けて創意工夫や貢献などが特に優れ、顕著な成果をあげていること。
 - (3) 教材開発や指導方法の工夫、学校運営改善等において、特に優れた研究・提案等を行っていること。
 - (4) その他、前各号と同等の実践又は貢献をし、他の模範として推奨に値するもの。

功績の具体例 別添のとおり

4. その他

- ・表彰件数 : 特に枠を設定しない。
- ・スケジュール: 令和5年2月中旬＝審査及び決定、同年3月初旬＝表彰

令和4年度 優秀教職員表彰 候補者（個人・学校・チーム）リスト

学校名	表彰区分	役職、氏名等	功績	推薦者（課）
曙肥前小	個人	校長 桐山智巳	学校の教育力向上（同僚性を高める組織運営・業務改善の推進） 働き方の意識改革や労働安全衛生を基盤とした働きやすい職場づくり尽力した。教員養成大学の視察受け入れの際、共同出版から取材を受け「教職課程」11月号に掲載されるなど、本市教育活動の発展に大いに貢献した。	教職員課長
清西中	個人	指導主事 長船ゆかり	学校の教育力向上（支援教育コーディネーターとしての実践） 令和3年度に大阪府の依頼を受けて他市町村教職員に向けて「校長を促す指導」の実践発表を行った。今年度は、これまでの取り組みについて市教研など他校から問い合わせなどもあり、実践の発信を行っていている。	学校長
津田南小	個人	教諭 中平加奈子	障がいのある子どもの自立支援（インクルーシブ教育） 教育研修指導主事の研修講師としてインクルーシブ教育について市内教職員への発信を行った。	学校長
東葉里中	個人	副主査（市任用） 大家正巳	学校の教育力向上（事務職員として学校の組織運営の補助） 教員の教育活動を支える者として学校運営に参画している。教員の予算に対する意識向上などについても、教員への支援助言に努めるとともに、会計処理については常に透明性・公正性の確保に尽力している。	学校長
津田小	学校		学校の教育力向上（学校の抱える課題の解決） R3・R4の2年間に亘り、児童・生徒支援COを中心とした生徒指導体制の構築をめざし、学校が抱える諸課題の解消について飛躍的な変化を遂げた。	児童生徒支援課
小倉小	学校		学校の教育力向上（ICTを活用した授業力学力の向上） 令和4年度大阪府教育庁スタートアップスクール実践モデル校「ICTを活用した豊かな言語活動の中で出会う楽しい言語〜つけたい〜」が付く単元デザイン〜」の研究やApple・朝日新聞等で実践発表を行ってきた。	教育研修課長
紫野小	学校		学校の教育力向上（人材育成・学力向上の取り組み） 新校初年度、児童や保護者、地域の方々に不安や心配があった中、信頼される学校作りにおいて尽力した。新分掌など学校の新体制を一から構築しただけでなく、通常業務以外に「新しい紫野小学校の校舎」建設について何度も意見交換を行い、今後の校方市のモデルとなる学校作りになっている。	学校長
第四中	学校		学校の教育力向上（文科省「学力向上のための基礎づくり」に関する調査研究」、大阪府「確かな学びをはぐくむ学校づくり」推進校） 上記取り組みについて、令和4年12月2日に公開授業と2年間の研究報告を行った。	教育指導課長
枚方中	学校		学校の教育力向上（ICTを活用した授業力学力の向上） 令和3年度スタートアップスクールの取組以降、他市視察の受け入れや文部科学省等とのデジタル教科書の実証、一人一台端末での遠隔授業などの実践を行った。	教育研修課長
楠葉西中	チーム	楠葉西中学校 RMP委員会	学校の教育力向上（学級経営研修で実践発表） 学級経営研修で実践発表。NPO法人カタリバが主催する「ルールメイキングサミット2022」に参加。全国の実践校の中で「ルールモデル校（代表発表校）」に選ばれた。	教育研修課長
	チーム	副読本改定 編集委員会	「わたしたちのまち枚方」の作成 日本初のデジタル副読本となる「わたしたちのまち枚方」の作成に向けての取材及び教材の作成を主に行った。当教材は令和5年度4月より市内小学校3・4年生の授業で活用されることとなっている。	教育指導課長

報告第33号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第29号 議会の議決事項（「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について）の意思決定について

- 7 -

臨時代理第29号

議会の議決事項（「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月2日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 8 -

訂正後	訂正前
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「<u>新給与条例</u>」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、<u>同条</u>の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、<u>新給与条例</u>の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「<u>新職員給与条例</u>」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「<u>新会計年度任用職員給与条例</u>」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、<u>第1条</u>の規定による改正前の枚方市職員給与条例及び第2条の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、<u>新職員給与条例及び新会計年度任用職員給与条例</u>の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。</p>

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

（枚方市職員給与条例の一部改正）

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則第6項、附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額		
		1級	2級	3級
再任用	1	163,100円	178,800円	290,900円
職員以 外の職 員	2	164,600	180,800	294,200
	3	166,100	182,200	297,500
	4	167,600	185,000	300,800
	5	169,300	186,800	303,500
	6	171,200	189,000	306,600
	7	173,000	191,100	309,700
8	174,800	193,300	312,900	
9	176,500	195,400	315,700	
10	178,500	198,200	318,800	
11	180,500	200,800	321,900	
12	182,400	203,300	325,000	
13	184,200	206,200	328,000	
14	186,400	207,800	330,300	
15	188,500	209,200	332,700	
16	190,700	210,800	335,100	
17	192,800	212,500	337,400	
18	195,400	213,300	339,800	
19	197,800	214,100	342,300	
20	200,100	214,900	344,600	
21	202,600	215,900	346,900	
22	204,200	217,100	349,300	
23	205,700	219,200	351,700	
24	207,300	221,200	354,100	
25	208,700	222,900	356,500	
26	209,400	225,200	358,500	
27	210,100	227,400	360,500	
28	210,800	229,700	362,500	
29	211,600	230,900	364,400	
30	212,700	233,800	366,300	
31	214,600	236,800	368,100	
32	216,400	239,700	370,000	
33	217,800	242,700	372,000	
34	219,800	245,600	373,900	
35	221,800	248,400	375,700	
36	223,800	251,200	377,500	
37	224,700	253,100	379,400	
38	226,600	255,700	381,200	
39	228,500	258,700	382,900	
40	230,300	261,600	384,600	
41	232,200	264,400	386,300	
42	233,900	266,700	388,100	
43	235,600	269,100	389,900	
44	237,300	271,400	391,600	
45	238,200	273,800	393,200	
46	240,000	276,100	395,000	
47	241,800	278,600	396,800	
48	243,600	281,000	398,700	
49	245,200	282,900	400,400	
50	246,700	285,500	402,100	
51	248,200	288,100	403,800	
52	249,400	290,700	405,400	
53	250,400	292,800	406,800	
54	251,900	295,400	408,100	
55	253,400	298,000	409,300	
56	254,800	300,400	410,500	
57	255,900	302,500	412,100	
58	257,200	305,200	413,300	
59	258,400	307,900	414,600	
60	259,600	310,500	415,900	
61	260,900	312,900	416,900	

62	262,300	315,400	418,300
63	263,600	318,000	419,600
64	264,900	320,400	421,000
65	265,900	322,600	422,000
66	267,400	325,000	423,100
67	268,900	327,400	424,300
68	270,400	329,700	425,500
69	271,800	332,200	426,300
70	273,200	334,300	427,500
71	274,600	336,500	428,700
72	276,000	338,700	429,900
73	276,900	341,000	430,800
74	278,200	343,300	431,400
75	279,500	345,600	432,000
76	280,800	347,900	432,600
77	282,100	349,900	433,300
78	283,300	351,700	433,900
79	284,400	353,500	434,500
80	285,500	355,400	435,100
81	286,600	357,200	435,500
82	287,800	359,000	436,000
83	289,000	360,600	436,500
84	290,200	362,400	437,000
85	291,100	363,900	437,300
86	292,100	365,600	437,600
87	293,100	367,200	437,900
88	294,100	368,900	438,200
89	294,900	370,600	438,600
90	295,800	372,000	438,900
91	296,700	373,300	439,200
92	297,600	374,700	439,500
93	298,000	376,300	439,700
94	298,800	377,600	440,000
95	299,600	378,900	440,300
96	300,400	380,200	440,600
97	301,300	381,300	440,900
98	302,100	382,100	441,200
99	302,900	383,000	441,500
100	303,700	383,900	441,800
101	304,500	385,000	442,100
102	305,000	386,000	442,300
103	305,500	387,000	442,500
104	305,900	388,000	442,700
105	306,100	388,900	442,900
106	306,300	389,900	443,100
107	306,600	390,800	443,300
108	306,800	391,800	443,500
109	307,000	392,600	443,700
110	307,300	393,600	443,900
111	307,500	394,600	444,100
112	307,800	395,600	444,300
113	308,000	396,200	444,500
114	308,300	397,100	
115	308,600	398,000	
116	308,900	398,900	
117	309,100	399,800	
118	309,400	400,600	
119	309,700	401,400	
120	309,900	402,200	
121	310,100	403,000	
122	310,300	403,800	
123	310,500	404,500	
124	310,700	405,300	
125	310,900	405,600	
126	311,100	406,000	
127	311,300	406,600	

128	311,500	406,900	
129	311,700	407,400	
130	311,900	407,800	
131	312,100	408,400	
132	312,300	408,800	
133	312,500	409,100	
134	312,700	409,500	
135	312,900	409,900	
136	313,100	410,300	
137	313,300	410,700	
138	313,500	411,100	
139	313,700	411,500	
140	313,900	411,900	
141	314,100	412,300	
142	314,300	412,600	
143	314,500	412,900	
144	314,700	413,200	
145	314,900	413,400	
146	315,100	413,700	
147	315,300	414,000	
148	315,500	414,300	
149	315,700	414,600	
150	315,900	414,800	
151	316,100	415,000	
152	316,300	415,200	
153	316,500	415,400	
154	316,700	415,600	
155	316,900	415,800	
156	317,100	416,000	
157	317,300	416,200	
158		416,400	
159		416,600	
160		416,800	
161		417,000	
再任用職員	181,760	221,440	285,280

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(再任用短時間勤務職員にあつては、6,000円)をそれぞれ加算した額とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方市条例第2号)

の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削り、附則第8項を附則第6項とし、附則第9項を附則第7項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

教育職給料表

職務 の級 号給	1級 給料月額
1	163,100 円
2	164,600
3	166,100
4	167,600
5	169,300
6	171,200
7	173,000
8	174,800
9	176,500
10	178,500
11	180,500
12	182,400
13	184,200
14	186,400
15	188,500
16	190,700
17	192,800
18	195,400
19	197,800
20	200,100
21	202,600
22	204,200
23	205,700
24	207,300
25	208,700
26	209,400
27	210,100
28	210,800
29	211,600
30	212,700
31	214,600
32	216,400
33	217,800
34	219,800
35	221,800
36	223,800
37	224,700
38	226,600
39	228,500
40	230,300
41	232,200
42	233,900
43	235,600
44	237,300
45	238,200
46	240,000
47	241,800
48	243,600
49	245,200
50	246,700
51	248,200
52	249,400
53	250,400
54	251,900
55	253,400
56	254,800
57	255,900
58	257,200
59	258,400
60	259,600
61	260,900

62	262,300
63	263,600
64	264,900
65	265,900
66	267,400
67	268,900
68	270,400
69	271,800
70	273,200
71	274,600
72	276,000
73	276,900
74	278,200
75	279,500
76	280,800
77	282,100
78	283,300
79	284,400
80	285,500
81	286,600
82	287,800
83	289,000
84	290,200
85	291,100
86	292,100
87	293,100
88	294,100
89	294,900
90	295,800
91	296,700
92	297,600
93	298,000
94	298,800
95	299,600
96	300,400
97	301,300
98	302,100
99	302,900
100	303,700
101	304,500
102	305,000
103	305,500
104	305,900
105	306,100
106	306,300
107	306,600
108	306,800
109	307,000
110	307,300
111	307,500
112	307,800
113	308,000
114	308,300
115	308,600
116	308,900
117	309,100
118	309,400
119	309,700
120	309,900
121	310,100
122	310,300
123	310,500
124	310,700
125	310,900
126	311,100
127	311,300

128	311,500
129	311,700
130	311,900
131	312,100
132	312,300
133	312,500
134	312,700
135	312,900
136	313,100
137	313,300
138	313,500
139	313,700
140	313,900
141	314,100
142	314,300
143	314,500
144	314,700
145	314,900
146	315,100
147	315,300
148	315,500
149	315,700
150	315,900
151	316,100
152	316,300
153	316,500
154	316,700
155	316,900
156	317,100
157	317,300

備考 この表は、教育職員に適用する。□

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち枚方市職員給与条例附則に7項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の7項を加える。

- 6 当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日(附則第8項において「特定日」という。)以後における職員の給料月額額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員を受ける号給に忠じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
(2) 医療職給料表の適用を受ける職員

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条例第1項に規定する異動期間(同項又は同条例第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職にある職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員を受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項に規定する職員を除く。)であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を

受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

12 前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条のうち枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）附則に6項を加える改正規定中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給日に支給する。

報告第34号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第30号 議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の
意思決定について

- 21 -

臨時代理第30号

議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会
規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 22 -

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

[前 略]

別表2の表に次のように加える。

枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 公募による市民
--------------	--	-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

臨時代理第30号参考資料
枚方市附属機関条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関 [表略]					1 市長の附属機関 [表略]				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定 数	委 員 の 構 成	委員の 委 嘱 期 間	名 称	担 任 事 務	委員の 定 数	委 員 の 構 成	委員の 委 嘱 期 間
枚方市教育振興基本計画策定審議会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市教育振興基本計画策定審議会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 公募による市民						

議案第24号

「学校トイレ整備における基本的な考え方」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙1のとおり

- 25 -

議案第25号

「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙2のとおり

- 26 -

議案第26号

「令和5年度学校園の管理運営に関する指針」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙3のとおり

- 27 -

議案第27号

「枚方版ICT教育モデル」の一部改訂について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙4のとおり

- 28 -

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 29 -

1. 内容

委嘱理由 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員 次ページのとおり

委嘱期間 令和5年（2023年）4月1日から
令和6年（2024年）3月31日まで

- 30 -

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和5年(2023年) 4月1日～令和6年(2024年) 3月31日

枚方小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
茂木 昭雄 (いばらき あきお)	枚方校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4期目
西村 和倫 (にしむら かずのり)	枚方小学校PTA会長	保護者	2期目
村田 美恵子 (むらた みえこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

枚方第二小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
加藤 吉和 (かとう よしかず)	枚二校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	5期目
平井 義一 (ひらい よしかず)	枚二校区コミュニティ協議会事務次長	地域住民	5期目
白砂 行浩 (しらすな ゆきひろ)	枚方第二小学校PTA会長	保護者	1期目
田中 理恵 (たなか りえ)	枚二校区コミュニティ協議会事務局	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
岡田 直美 (おかた なおみ)	枚二校区コミュニティ協議会評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

蹠跏小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
鈴木 康寛 (すずき やすひろ)	さだ枚方子どもいきいき広場代表	地域住民	5期目
中江 栄一 (なかい えいいち)	蹠跏小学校PTA会長	保護者	1期目
稲岡 真弓 (いなおか まゆみ)	蹠跏小学校前PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

香里小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
森 政義 (もり まさよし)	香里校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
保賀 仁美 (まがが ひとみ)	香里小学校PTA会長	保護者	1期目
能勢 淳 (のせ じゅん)	香里校区コミュニティ協議会書記	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

開成小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
藤本 春吉 (ふじもと はるよし)	開成校区コミュニティ協議会 常任委員	地域住民	2期目
浅岡 はやか (あさおか はやか)	開成小学校前PTA副会長	保護者	1期目
中野 遼 (なかの きよし)	大阪成蹊短期大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

五常小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
窪田 哲也 (くぼた てつや)	五常校区コミュニティ協議会書記	地域住民	5期目
中川 友加奈 (なかがわ ゆかな)	主任児童委員	地域住民	1期目
仲 真由美 (なか まゆみ)	五常小学校PTA副会長	保護者	1期目
森川 琴美 (もりかわ ことみ)	五常小学校PTA会員	保護者	1期目
宮川 満 (みやかわ みつる)	元枚方市立学校教頭	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

春日小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
大瀧 眞一 (おおたき しんいち)	春日校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	5期目
平沼 健治 (ひらぬま けんじ)	京阪広野自治会会長	地域住民	5期目
相見 知宏 (あいみ ともひろ)	春日小学校前PTA会長	保護者	2期目
原田 政美 (はらだ まさみ)	春日小学校元PTA副会長	保護者	1期目
橋本 久枝 (はしもと ひさえ)	元教職員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

桜丘小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	村野地区 区長代理	地域住民	5期目
浜 直也 (はま なおや)	桜丘小学校PTA会長	保護者	1期目
井内 通明 (いうち ともあき)	桜丘中学校桜美会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
長谷川 通子 (はせがわ みちこ)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
渡邊 美智代 (わたなべ みちよ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

山田小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
東郷 宏司 (とうごう ひろし)	山田校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目
山口 真貴子 (やまぐち まきこ)	山田小学校PTA会長	保護者	1期目
竹内 尚子 (たけうち なおこ)	民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
大川 尚子 (おおかわ なおこ)	大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

明倫小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	西 信次 (にし のぶじ)	明倫校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目
2	岡田 幸子 (おかだ さちこ)	明倫小学校前PTA会長	保護者	1期目
3	森本 清子 (もりもと きよこ)	明倫校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	山田 長正 (やまだ ながまさ)	常翔啓光学園中学校・高等学校長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

殿山第一小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	福川 妃路子 (ふくがわ ひろこ)	殿山第一校区コミュニティ協議会会計	地域住民	2期目
2	岩永 恵 (いわたが めぐみ)	殿山第一小学校PTA会長	保護者	1期目
3	木立 英行 (きだち ひでゆき)	元大阪教育大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
4	辻坂 智次 (つじさか ともや)	元学校歯科医	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
5	土橋 知幸 (つちはし ともゆき)	殿山第一小学校元PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

殿山第二小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	松本 英史 (まつもと えいじ)	殿二校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	坂下 明宏 (さかした あきひろ)	殿山第二小学校元PTA会長	保護者	1期目
3	山田 恵子 (やまだ けいこ)	殿山第二校区コミュニティ協議会会計	地域住民	5期目
4	定別 常 光 (じょうべつ とう ひかる)	殿二校区コミュニティ防犯協会	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

樟葉小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	瀧本 茂利 (たきもと しげとし)	樟葉校区区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	赤崎 雄作 (あかさき ゆうさく)	樟葉小学校PTA会長	保護者	1期目
3	川島 晴美 (かわしま はるみ)	樟葉校区区民生委員児童委員会地区長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	久保 弥生 (くぼ やよい)	民生委員主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

津田小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	生嶋 良子 (いくしま りょうこ)	民生児童委員津田校区長	地域住民	2期目
2	青島 弘 (あおしま ひろし)	津田小学校PTA幹事	保護者	1期目
3	長村 幹夫 (ながむら みきお)	津田校区区コミュニティ協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
4	大林 康二 (おおばやし こうじ)	津田校区青少年部会 会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

菅原小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	駒田 清美 (こまた きよみ)	民生委員児童委員 見守り隊連絡員	地域住民	4期目
2	笹田 泰弘 (ささだ やすひろ)	枚方市青少年育成指導委員 大阪府交野警察少年輔導員	保護者	4期目
3	中島 秀芳 (なかじま ひでよし)	保護司 人権擁護委員	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
4	平井 幸雄 (ひらい ゆきお)	浪速少年院篤志面接委員	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
5	笹田 庄次 (ささだ しょうじ)	菅原校区区コミュニティ協議会会長 長尾区長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

氷室小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	吉田 勝 (よしだ まさる)	氷室校区区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	井村 善行 (いむら よしゆき)	尊延寺区長	地域住民	5期目
3	谷口 勝巳 (たにぐち かつみ)	穂谷区長	地域住民	1期目
4	久野 由美子 (ひさの ゆみこ)	氷室小学校PTA会長	保護者	1期目
5	重村 敦子 (しげむら あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

山之上小学学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	高木 良知 (たかぎ よしとも)	山之上校区区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	村上 拓 (むらかみ たく)	山之上小学校PTA会長	保護者	2期目
3	中 作平 (なか さくへい)	枚方市消防団副団長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
4	田中 香世子 (たなか かよこ)	更正保護女性会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 上田 悦次 (うえだ えつじ)	牧野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2 中川 望 (なかがわ のぞみ)	牧野小学校副PTA会長	保護者	2期目
3 薦田 進 (かごた すずむ)	牧野小学校PTA会長	保護者	1期目
4 野村 忠志 (のむら ただし)	元PTA会長 元PTA会長 自治会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 太田 和司 (おた かずじ)	交北校区コミュニティ協議会代表	地域住民	2期目
2 内海 高広 (うちみ たかひろ)	枚方・交野地区保護司	地域住民	2期目
3 篠田 美紀恵 (しのだ みきえ)	交北小学校PTA副会長	保護者	1期目
4 藤田 佳人 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5 田代 志保 (たしろ しほ)	山田中学校区地域教育協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 津浦 啓子 (つうら けいこ)	香陽校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目
2 千賀 鉄章 (せんが てつあき)	香陽小学校PTA会長	保護者	1期目
3 貞利 富士美 (さだとし ふじみ)	香陽校区コミュニティ協議会副会長 校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 永野 めぐみ (ながの めぐみ)	たけびーひろば会長	地域住民	2期目
2 嶋田 雅人 (しまだ まさと)	招提小学校PTA会長	保護者	1期目
3 赤井 悟 (あかい さとる)	甲南女子大学 国際学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 温水 松二 (ぬくみず まつじ)	中宮校区福祉委員会会長	地域住民	2期目
2 澤田 美和 (さわだ みわ)	中宮小学校前PTA会長	保護者	1期目
3 福丸 三二 (ふくまる みつじ)	中宮校区コミュニティ自主防災会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 榎田 義則 (えのだ よしのり)	元市議会議員	地域住民	1期目
2 小山 幸雄 (こやま ゆきお)	小倉校区コミュニティ協議会元会長	地域住民	2期目
3 石井 星志 (いしい せいじ)	小倉小学校元PTA会長	保護者	5期目
4 水野 奨 (みずの しょう)	小倉小学校元PTA会長	保護者	5期目
5 中城 あさ代 (なかじょう あさよ)	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 井本 由之 (いもと ゆきの)	樟葉南校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2 渡部 憲一 (わたなべ けんいち)	樟葉南小学校PTA会長	保護者	1期目
3 榎尾 智津子 (えのお ちづこ)	元主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
4 古城 香苗 (こじょう かひなえ)	元主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 松永 義信 (まつなが よしのぶ)	磯島校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4期目
2 松皮 えり子 (ひかわ えりこ)	磯島小学校PTA副会長	保護者	1期目
3 津田 茂樹 (つた しげき)	社会法人 であい共生舎 理事長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
4 浅田 和也 (あさだ かずや)	枚方なぎさ高等学校校長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 川口 孝美 (かわぐち たかみ)	学校開放運営委員長	地域住民	2期目
2 中国 佐和子 (なかの さわこ)	学校開放委員会書記	地域住民	2期目
3 横田 学 (よこた まなぶ)	陸庇西小学校PTA会長	保護者	1期目
4 井上 栄樹 (いのうえ えいじゅ)	光善寺保育園長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 竹田 純子 (たけだ じゅんこ)	樟葉西校区コミュニティ協議会会計	地域住民	5期目
2 上野 孝廣 (うえの たかひろ)	樟葉西小学校PTA会長	保護者	1期目
3 中山 延恵 (なかやま のぶえ)	くずはおはなしを語る会代表	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

氏名	所属、役職等	分野	摘要
市川 洋子	地域エフロンクラブ代表	地域住民	4期目
(いちかわ ようこ)			
西郷 果	田口山小学校PTA会計	保護者	2期目
(さいごう みのり)			
吉村 洋史	田口山小学校PTA会長	保護者	2期目
(よしむら ひろし)			
入江 秀平	田口山校区コミュニティ交流対顔協議会支部長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
(いりえ ひでとし)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
左藤 勉	西牧野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目
(やぶき つとむ)			
佐竹 真衣	西牧野小学校PTA副会長	保護者	1期目
(さたけ まい)			
藤友 一成	西牧野体育振興会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
(ふじとも いっせい)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
坂口 孝司	川越校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目
(さかぐち たかし)			
松永 安司	川越校区コミュニティ協議会南支部事務局	地域住民	5期目
(まつなが やすじ)			
木本 いづみ	PTA会員	保護者	2期目
(きもと いづみ)			
渡邊 安彦	枚方市青少年育成指導員 校区代表	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
(わたなべ やすひこ)			
谷村 雅子	民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
(たにむら まさこ)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
桑原 武志	蹠陀東校区コミュニティ協議会事務局長	地域住民	5期目
(くわはら たけし)			
服部 まどか	蹠陀東校区コミュニティ協議会元会長	地域住民	5期目
(はつとり まどか)			
沖野 鞠月	蹠陀東小学校元PTA本部会計	保護者	5期目
(おきの みづき)			
渡辺 道男	保護司 元中学校長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
(わたなべ みちお)			
森本 朝子	民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
(もりもと ともこ)	枚方こどもいきいき広場代表		

氏名	所属、役職等	分野	摘要
伊牟田 洋子	桜丘北小子どもいきいきスクール主担	地域住民	5期目
(いむた ようこ)			
入江 秀光	桜丘北小学校PTA会長	保護者	2期目
(いりえ ひでみつ)			
横山 亜津子	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
(よこやま あつこ)			
塚田 亜由美	民生児童委員 校区長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
(つかだ あゆみ)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
小川 晃司	津田南校区コミュニティ体育振興委員会会長	地域住民	2期目
(おがわ こうじ)			
嶋津 麻里子	津田南小学校PTA副会長	保護者	2期目
(しまづ まりこ)			
中村 俊彦	いきいきつなみクラブ会長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
(なかむら としひこ)			
栗田 実	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
(しばた みのる)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
水本 有紀子	梅葉北校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
(みずもと ゆきこ)			
村上 真紀	梅葉北小学校PTA会長	保護者	1期目
(むらかみ まき)			
青木 博	安全監視ボランティア	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
(あおき ひろし)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
辻林 洋一	校区コミュニティ協議会広報部会長	地域住民	2期目
(つじばやし よういち)			
沼田 通子	民生児童委員	地域住民	4期目
(ぬまた みちこ)			
伊勢 正子	校区コミュニティ協議会地域部会長	地域住民	2期目
(いせ まさこ)			
寺尾 陽子	船橋小学校PTA副会長	保護者	1期目
(てらお ようこ)			
井崎 重文	学校薬剤師	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
(いざき しげふみ)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
山田 和子	民生委員児童委員	地域住民	2期目
(やまだ かずこ)			
森本 愛	菅原東小学校PTA会長	保護者	1期目
(もりもと あい)			
奥 康秀	元自主防災委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
(おく やすひで)			
多治川 勝	地域住民	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
(たじかわ まさる)			

氏名	所属、役職等	分野	摘要
津田 正	山田東校区コミュニティ協議会前会長	地域住民	5期目
(つだ ただし)			
早川 孝	山田東校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目
(はやかわ たかし)			
石川 毅	山田東小学校PTA会長	保護者	1期目
(いしかわ たけし)			
山田 晴秀	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
(やまだ はるひで)			
能瀬 喜代美	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
(のせ きよみ)			

藤阪小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
高光 幸治 (たかみつ こうじ)	藤阪校区コミュニティ協議会幹事	地域住民	5期目
寺嶋 廣次 (てらしま ひろつぐ)	藤阪区副区長藤阪校区コミュニティ協議会評議員	地域住民	5期目
近藤 千恵 (こんどう ちえ)	藤阪小学校PTA副会長	保護者	5期目
山口 泉 (やまぐち いずみ)	校区福祉委員会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
都築 征一 (つづき せいいち)	おやじの会会長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

平野小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
浜田 坦 (はまた たかし)	平野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目
常 隼人 (つね はやと)	平野小学校PTA会長	保護者	4期目
荒木 富美子 (あらか ふみこ)	平野校区コミュニティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
神田 真弓 (かんだ まゆみ)	民生委員主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
山本 修司 (やまもと しゅうじ)	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

長尾小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
奥田 かずえ (おくた かずえ)	長尾校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	2期目
石割 大介 (いしわり だいすけ)	長尾小学校PTA会長	保護者	1期目
樽垣 幸生 (づがき ゆきお)	地域住民代表	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

東香里小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
前田昌信 (まえだ まさのぶ)	東香里校区コミュニティ協議会幹事	地域住民	2期目
雲川 真美 (くもかわ まみ)	東香里小学校PTA副会長	保護者	1期目
清水 文子 (しみず ふみこ)	子ども会校区長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
田辺 久信 (たなべ ひさのぶ)	大阪樟蔭女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

伊加賀小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
植田 真二 (うえだ しんじ)	伊加賀校区コミュニティ協議会顧問	地域住民	4期目
政野 真紀 (まさの まき)	伊加賀小学校PTA会長	保護者	1期目
伊吹 直代 (いぶき なおよ)	校区福祉委員会	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

西長尾小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
原田 敏 (はらだ さとし)	校区福祉委員会会長	地域住民	4期目
川端 幸恵 (かわばた ゆきえ)	西長尾小学校PTA会長	保護者	1期目
児島 昌雄 (こじま まさお)	高野山大学特任教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

禁野小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
森田 吉彦 (もりた よしひこ)	中宮北校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
森 崇 (もり たかし)	高陵校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
金田 亜紀 (かねだ あき)	禁野小学校PTA副会長	保護者	1期目
廣本 玲子 (ひろもと れいこ)	関西外国語大学国際交流部事務部長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

学校トイレ整備における 基本的な考え方

枚方市

令和5年●月

学校トイレ整備における 基本的な考え方

枚方市

目次

第1章 はじめに 一枚方市の学校トイレを取り巻く環境	
1-1 背景・目的	1
1-2 第5次枚方市総合計画等との整合性	2
1-3 学校トイレ整備に関する主なアンケート調査結果	3
第2章 基本方針 ーSDGsの理念に基づいたトイレ環境ー	
2-1 基本方針1 インクルーシブ化・ユニバーサル化について	21
2-2 基本方針2 バリアフリートイレについて	22
2-3 基本方針3 避難施設としてのトイレについて	23
第3章 基本方針を実現するための取り組み	
3-1 インクルーシブ化・ユニバーサル化	24
3-2 バリアフリートイレ	31
3-3 避難施設としてのトイレ	34
3-4 トイレに関する教育 人権教育と道徳教育	37
資料 学校トイレ整備に関するアンケート調査結果	40

第1章 はじめに 一枚方市の学校トイレを取り巻く環境

1-1 背景・目的

近年、学校のトイレについては、より良い環境整備が求められており、本市においても令和5年度までに枚方市立小中学校の校舎内のトイレにおける洋式化・ドライ化・ユニバーサル化の整備完了に向け取り組んでいます。その後の取り組みとして、令和6年度以降の整備内容等を検証するために、有識者のご意見・ご検討をいただき校舎内のトイレを主に使用している児童・生徒・教職員・保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、児童生徒の6割以上が学校のトイレに行く時「いつも一人で行く、一人で行くことが多い」と回答しています。また、大便をガマンするとの回答が約3割でした。保護者からは、「子どもから学校のトイレについての悩みを聞いたことがある」と約4割の方が回答しています。更に教職員からは、「トイレにまつわるいざらやからかひが見受けられる」との回答が約4割ありました。これは特定多数で利用する校舎内のトイレならではの結果であると考えられます。

児童生徒にとって校舎内のトイレは、顔見知りの友達や先生（特定多数）と一緒に使用する場所です。一方、その他の施設（商業施設など）のトイレについては、基本的には顔見知りでない人（不特定多数）と一緒に使用する場所です。この様に校舎内のトイレは、いつ誰がどのトイレに入ったかを容易に知り得ることが出来る環境となっています。そのため、さまざまな課題に対する配慮が必要となります。

この度、校舎内のトイレにおけるからかひや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として「学校のトイレ整備における基本的な考え方」を策定しました。

枚方市学校整備計画に基づくトイレ改修（～令和5年度）

アンケート調査（令和4年7月・12月）

「学校のトイレ整備における基本的な考え方」の策定

社会情勢やニーズ（児童生徒等）の変化に伴い適宜見直しを行う

枚方市学校整備計画に基づくトイレ改修（令和6年度～）

1-2 第5次枚方市総合計画等との整合性

第3章 基本方針を実現するための取組みで示す、校舎内のトイレにおける『インクルーシブ化』、『バリアフリートイレ』、『避難施設としてのトイレ』、『トイレに関する教育』を通じて、下記の施策目標に寄与します。

○ 第5次枚方市総合計画

◎めざすまちの姿「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」

○基本目標 安全で、利便性の高いまち

施策目標 2 災害時に、迅速・的確に対応できるまち

○基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 11 すべての人がお互いに人権を尊重しあうまち

○基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

○ SDGs との関連性



SDGsとは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

1-3 学校トイレ整備に関する主なアンケート調査結果

○目的

学校のトイレを主に使用している児童・生徒・教職員・保護者を対象に、これまで実施してきた整備内容等のアンケート調査を実施することで、学校のトイレ内におけるからかいや多様化する人権課題等に対して、より多くの子どもたちがストレスなく学校のトイレを使用することができる整備内容を検証し、「学校のトイレ整備における基本的な考え方」を策定することを目的とする。

○調査方法：WEB 無記名アンケート方法

児童生徒、教職員：各自のタブレット端末にデータベースで配信し回答する。

保護者：各学校から紙ベースでQRコードを配布し、各自のスマートフォン等で回答する。

※児童生徒には、自らの思いを率直に回答できるように、アンケート回答内容が教職員、保護者に見られることがないことを案内した。

○調査対象者

(1回目) 令和4年7月 実施

対象者	対象人数	回答人数	回答率
市立小学校 44校 4年生～6年生 市立中学校 19校 1年生～3年生	20,314人	6,516人	32.0%
市立小学校 44校 市立中学校 19校の教職員	2,080人	738人	35.4%
市立小学校 44校 市立中学校 19校に子どもが通う保護者	—	4,766人	—

※対象人数：令和4年4月時点

(2回目) 令和4年12月 実施

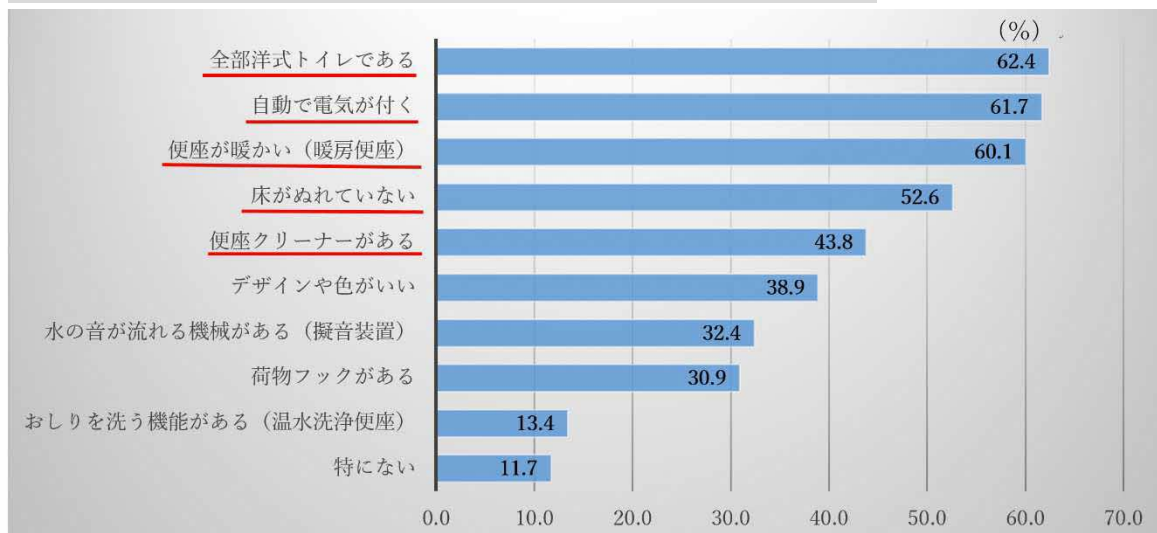
対象者	対象人数	回答人数	回答率
市立小学校 44校 4年生～6年生 市立中学校 19校 1年生～3年生	20,314人	8,875人	43.6%
市立小学校 44校 市立中学校 19校の教職員	2,179人	843人	38.6%
市立小学校 44校 市立中学校 19校に子どもが通う保護者	—	5,094人	—

※対象人数：令和4年11月時点

○調査結果（第1回）

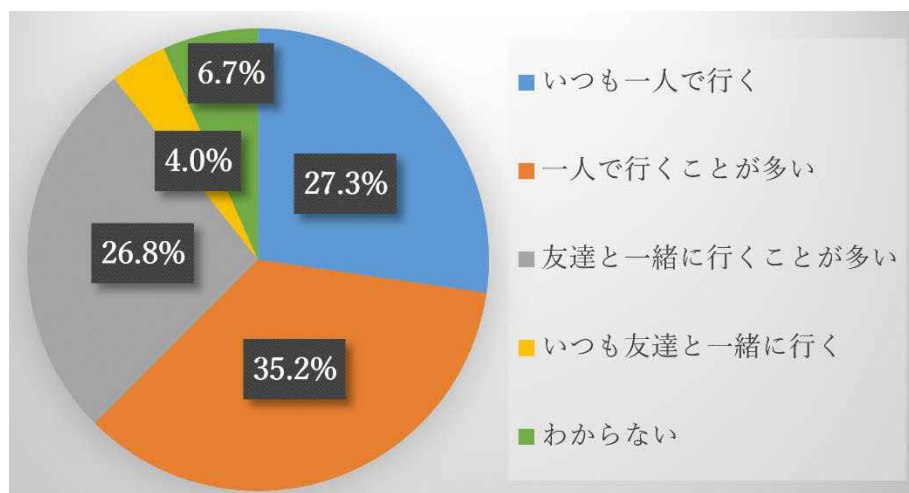
■児童生徒へのアンケート結果

Q. 新しくなったトイレについて、あなたが気に入っていることは？



1位：全部洋式トイレ 2位：自動で電気 3位：暖房便座 4位：乾式化 5位：便座クリーナー

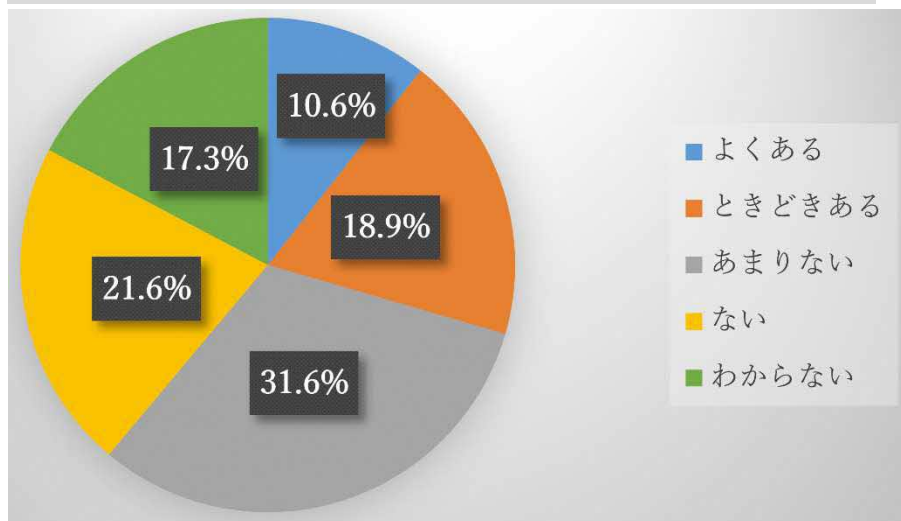
Q. 学校のトイレに行くとき、どのようにしていますか？



いつも一人で行く、一人で行くことが多い 62.5%
 いつも友達と一緒に、友達と一緒にが多い 30.8%

（一人で行く理由）	（友達と行く理由）
・一緒に行く必要がない	・誘われるから
・一人の方が落ち着く	・一人だと怖い時もあるから
・待たなくていい	・友達としゃべりながら行く

Q. 学校で大便がしたくなった場合、ガマンすることがありますか？



よくある、ときどきある	29.5%
ない、あまりない	53.2%

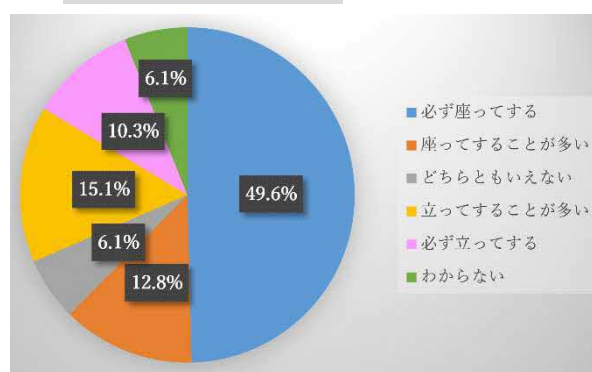
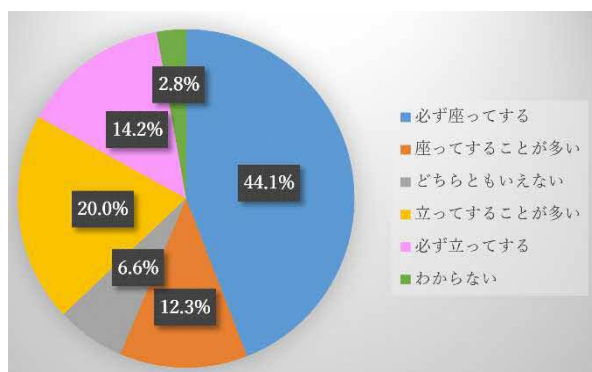
(ガマンする理由)

- ・学校ではあまりしたくないから
- ・時間がかかるから
- ・授業中だから・授業に遅れるから
- ・タイミングが合わないから
- ・先生に言いにくいから
- ・恥ずかしいから
- ・トイレが汚いから
- ・匂いが残って気になるから
- ・温水洗浄便座がないから

【男子のみ】

Q. 家のトイレで小便、どのように使用する？

Q. 学校で全個室化されたトイレで小便、
どのように使用する？



[家]	立ってする派	34.2%	座ってする派	56.4%
[学校]	立ってする派	25.4%	座ってする派	62.4%

(立つ理由)

- ・座るのが面倒
- ・座りたくない
- ・急いでいるから
- ・やりやすいから
- ・便座をさわりたくないから

(座る理由)

- ・いつも座っているから
- ・座ったほうがやりやすいから
- ・周りに飛び散る
- ・座ってするルールだから
- ・立ってするとやりにくいから

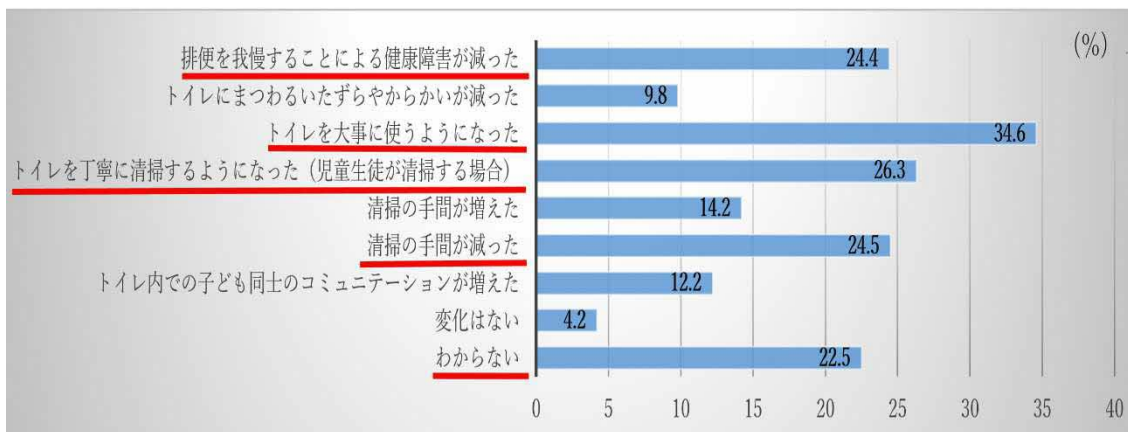
■教職員へのアンケート結果

Q. 学校のトイレにおける児童生徒の様子は？



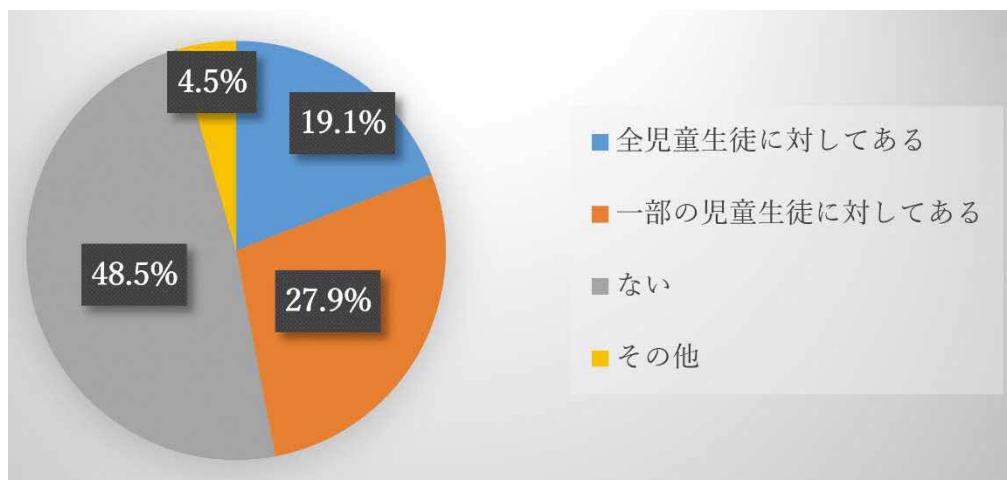
- 1位：清掃してもきれいにならない
 2位：いたずらやからかいが見受けられる
 3位：排便を我慢することによる健康障害

Q. トイレが新しくなることで児童生徒に変化がありますか？



- 1位：大事に使う
 2位：丁寧に清掃する
 3位：清掃の手間が減った
 4位：ガマンによる健康障害が減った
 5位：わからない

Q. 児童生徒に学校トイレに関する人権教育を行ったことがありますか？



ある 47.0%

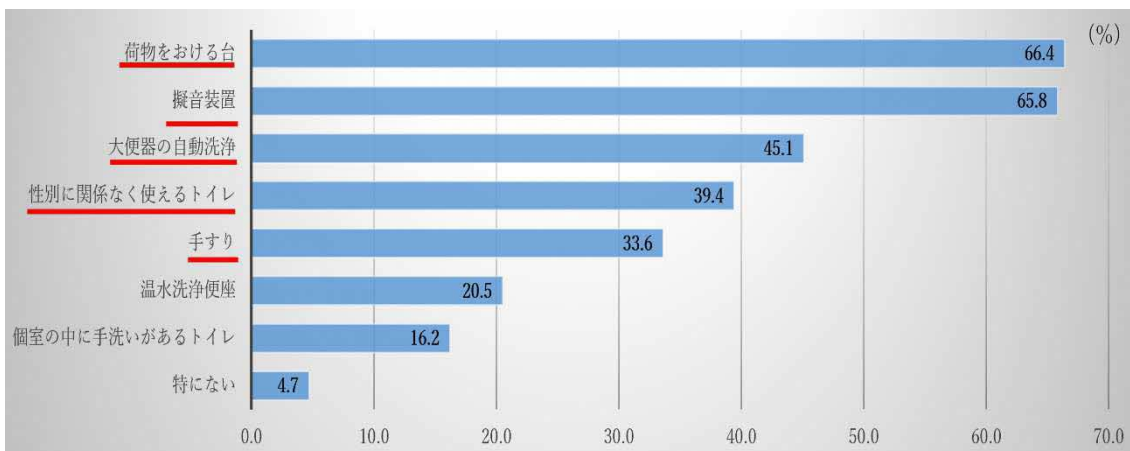
ない 48.5%

その他

- トイレと直結ではないがLGBT教育はある。
- 使用方法についてトイレとはどのような場所であるのか指導したことがある。

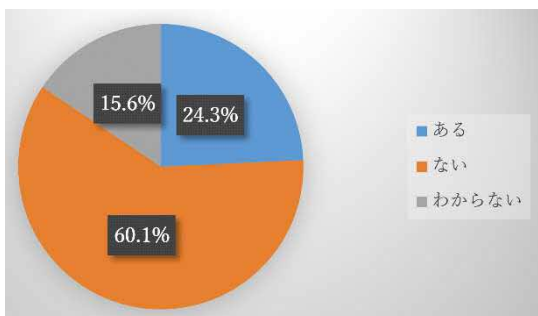
■保護者へのアンケート結果

Q. 来校時に学校のトイレにあったらいいもの？



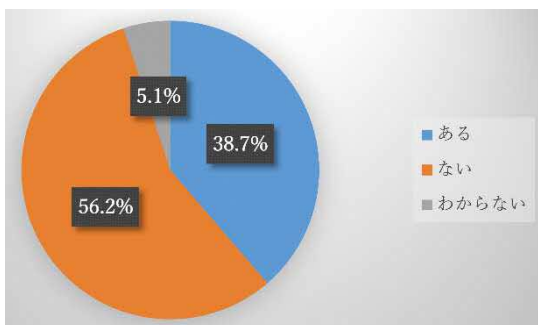
- 1位：荷物をおける台
- 2位：擬音装置
- 3位：大便器の自動洗浄
- 4位：性別に関係なく使えるトイレ
- 5位：手すり

Q. 子どもが学校でトイレに行けずガマンすることで健康被害に繋がっていると感じますか？



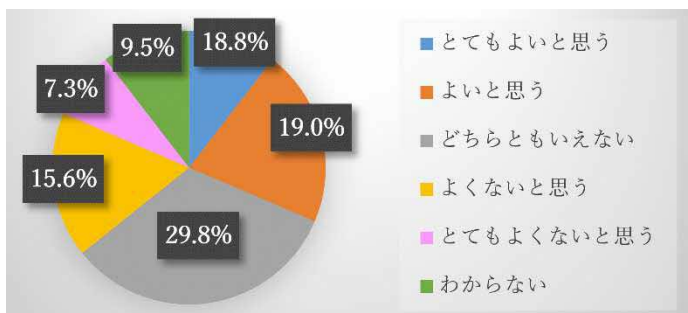
ある 24.3%
ない 60.1%

Q. 子どもから学校のトイレについて悩みを聞いたことがありますか？



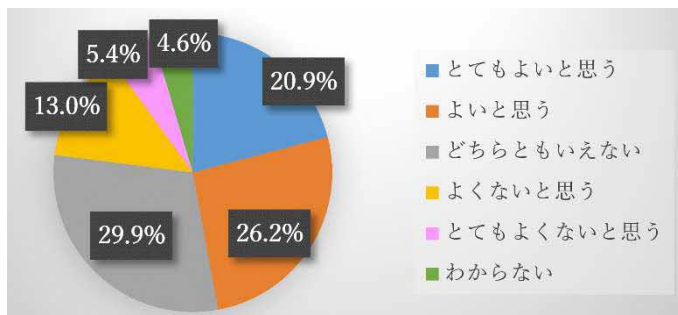
ある 38.7%
ない 56.2%

■ Q.学校の男子トイレで小便器がない全て個室の洋式トイレについてどう思いますか？



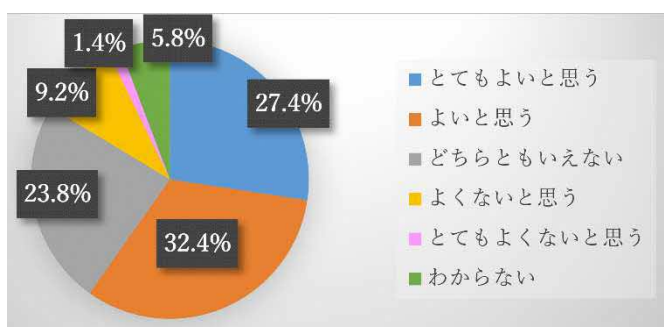
児童生徒

とてもよい、よい 37.8%
 よくない、とてもよくない 22.9%



教職員

とてもよい、よい 47.1%
 よくない、とてもよくない 18.4%



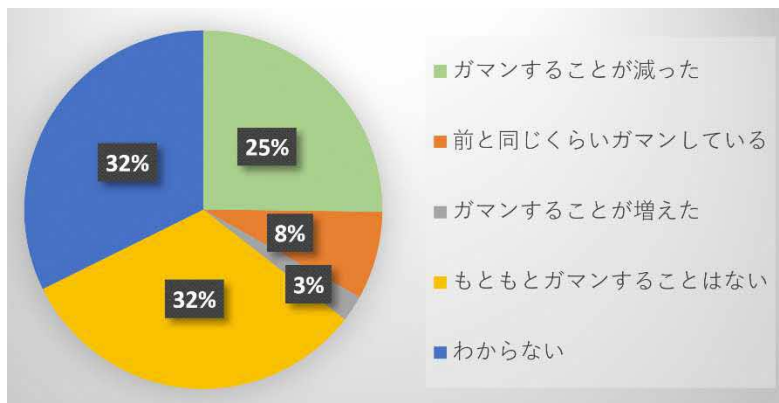
保護者

とてもよい、よい 59.8%
 よくない、とてもよくない 10.6%

○調査結果（第2回）

■児童生徒へのアンケート結果

Q. 学校のトイレが新しくなって、大便や小便の利用に変化がありましたか？



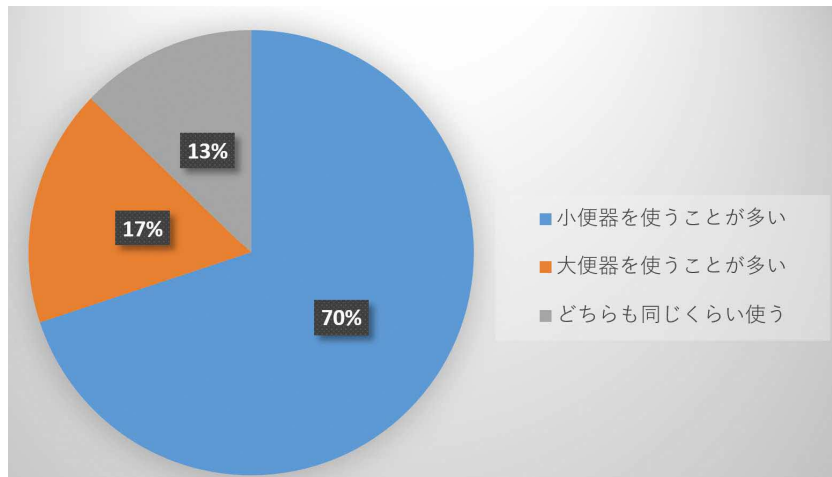
【男子トイレを使用する方のみお聞きします】

Q. 学校であなたが安心して利用するためにどのようなトイレがよいと思いますか？



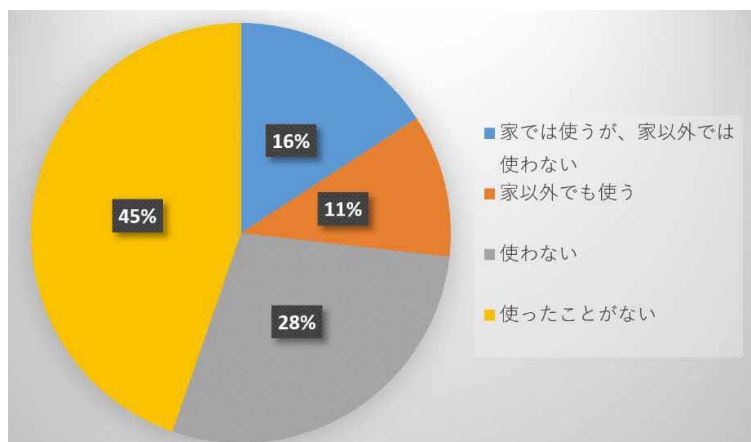
【男子トイレを使用する方のみお聞きします】

Q. あなたは学校のトイレで小用をする時、どちらを使うことが多いですか？

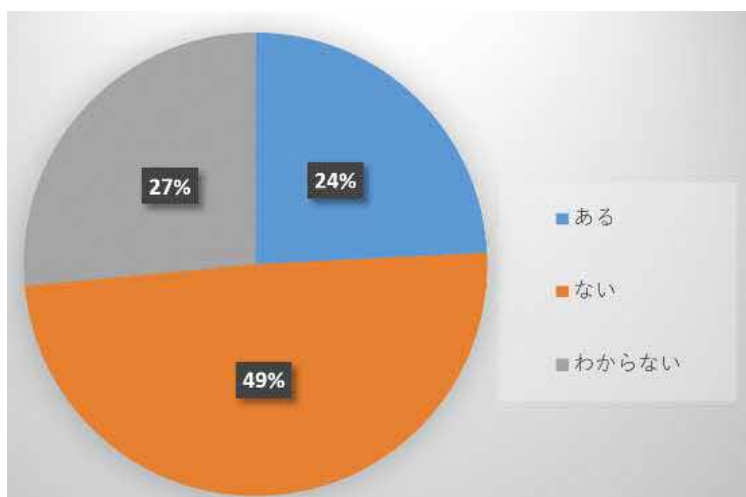


第1章 はじめに

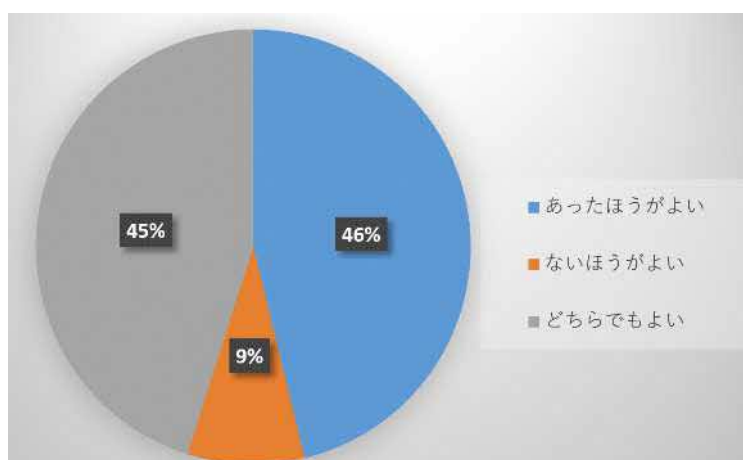
Q. おしりを洗う機能（温水洗浄便座）について教えてください？



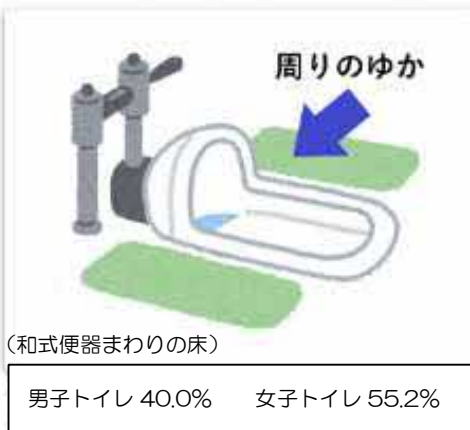
Q. あなたは学校のトイレを利用する時に、人の視線が気になることがありますか？



Q. あなたは廊下からの児童生徒用のトイレに入るところの扉についてどのように思いますか？

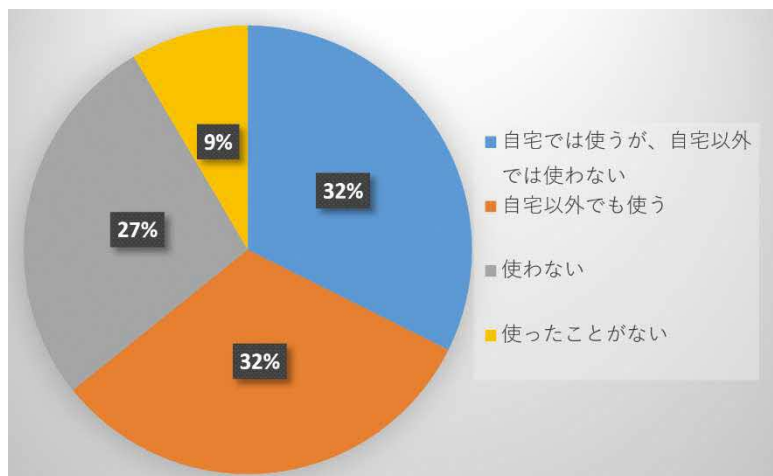


Q. 学校のトイレで、あなたが汚れが気になる場所はどこですか？

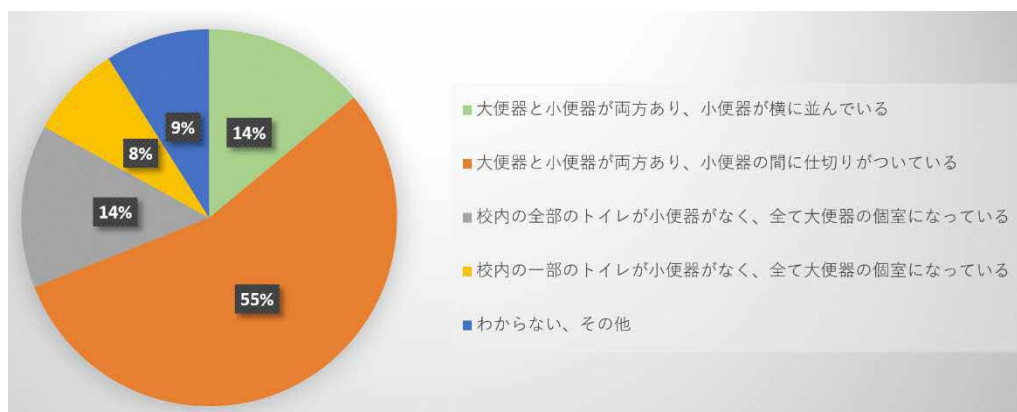


■教職員へのアンケート結果

Q. おしりを洗う機能（温水洗浄便座）について教えてください？

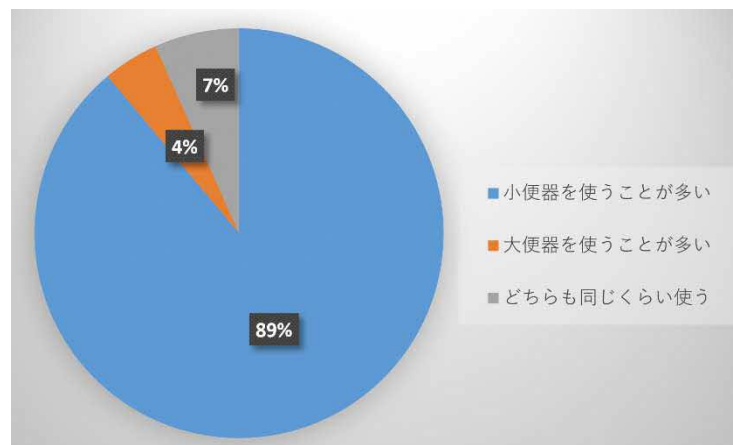


Q. 子どもたちが学校で安心して利用できるトイレはどのようなトイレだと思いますか？

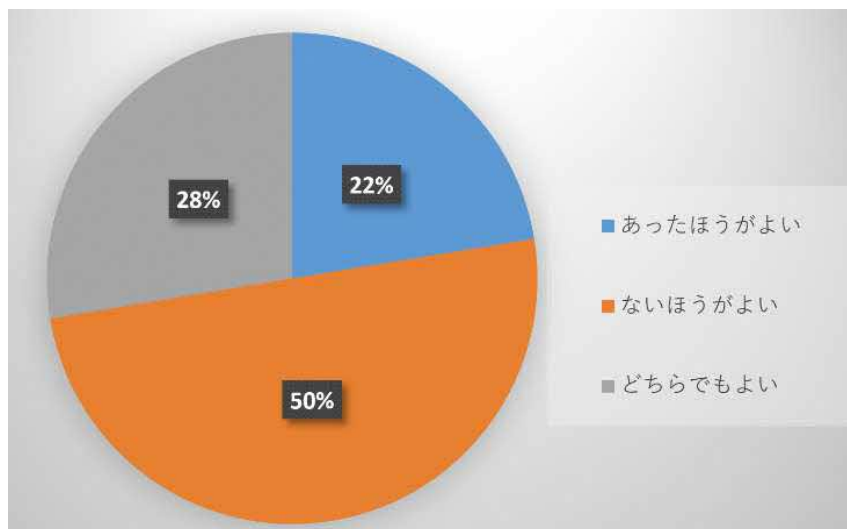


【男子トイレを使用する方のみお聞きします】

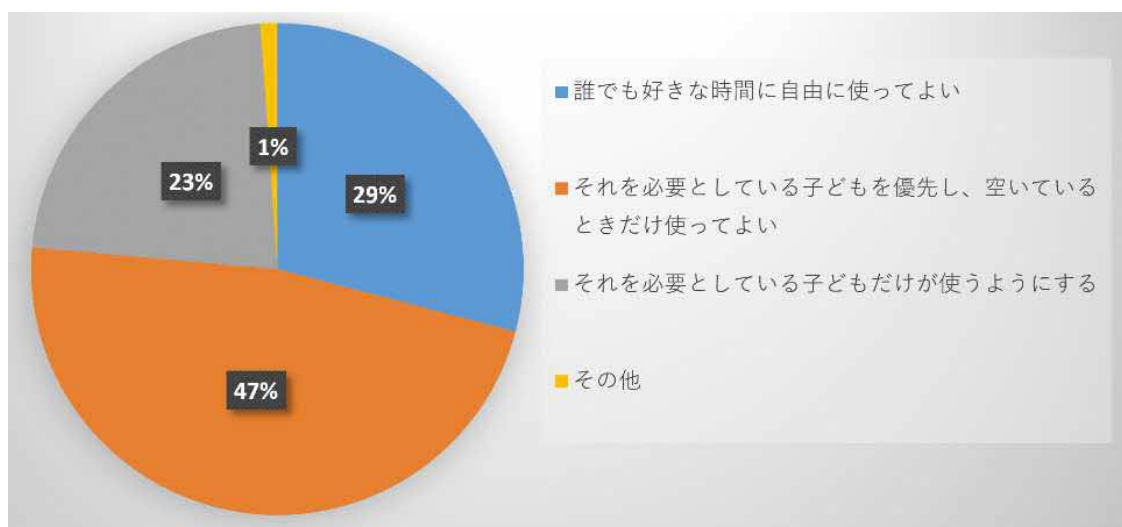
Q. あなたは学校のトイレで小用をする時、どちらを使うことが多いですか？



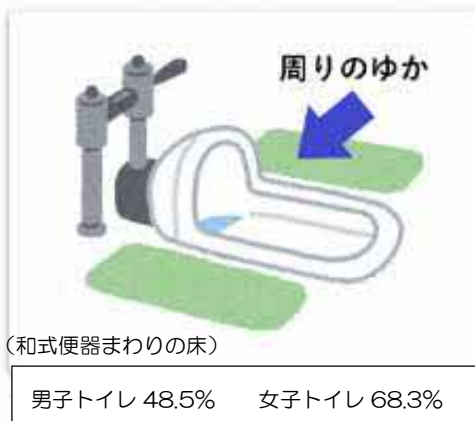
Q. あなたは廊下からの児童生徒用のトイレに入るところの扉についてどのように思いますか？



Q. 学校に設置されている男女共用のバリアフリートイレについて、子どもたちにどのような使い方をさせるのが望ましいと思いますか？

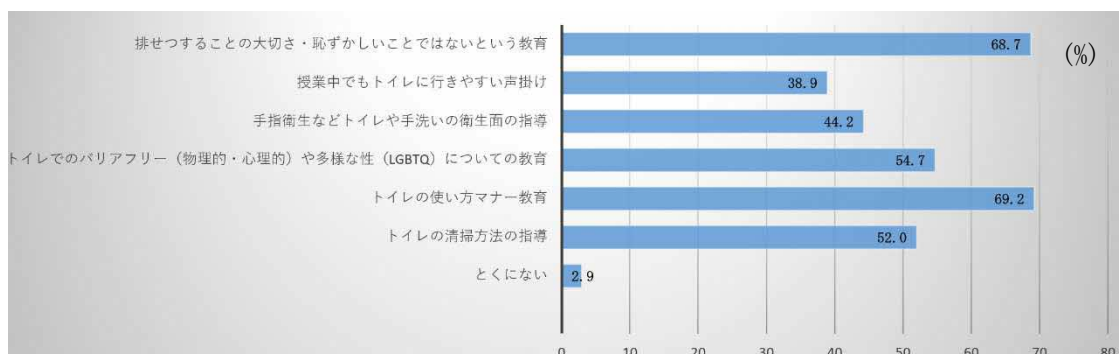


Q. 学校のトイレで、あなたが汚れが気になる場所はどこですか？

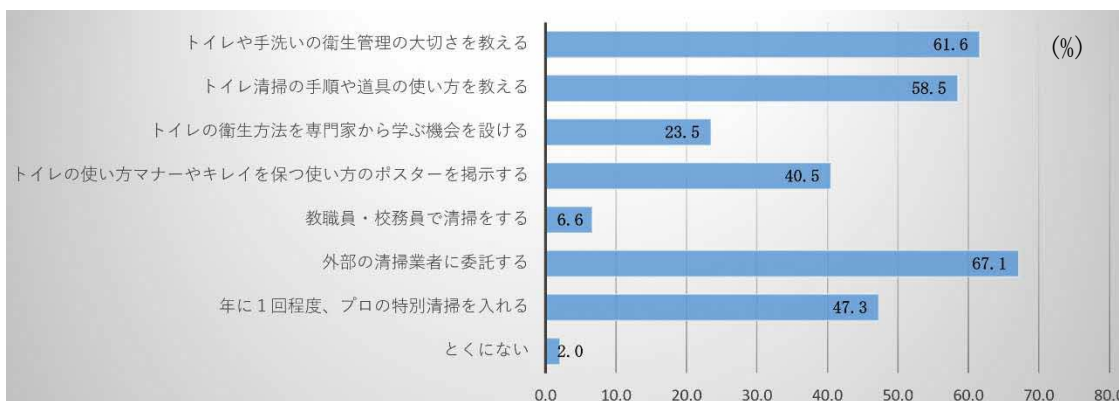


第1章 はじめに

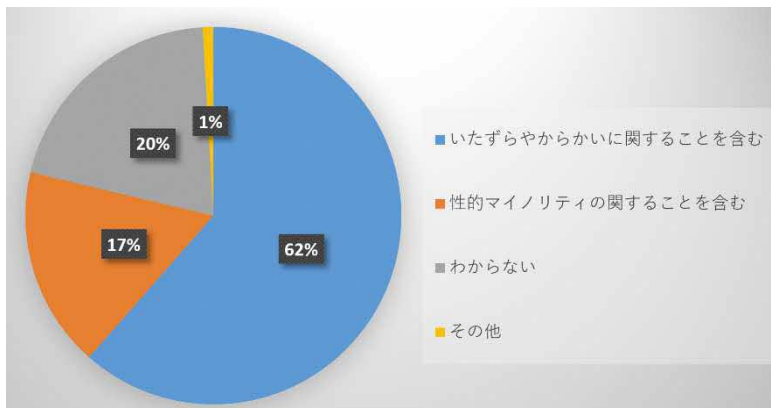
Q. 子どもたちが学校で我慢せずに安心して利用するために、今後どのような教育や指導が必要だと思いますか？



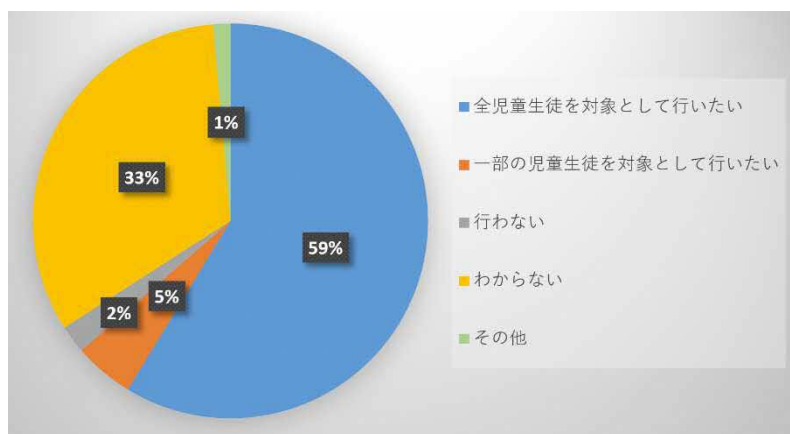
Q. 改修できれいになった学校のトイレを維持するためにソフト面で必要と思われることをお選びください？



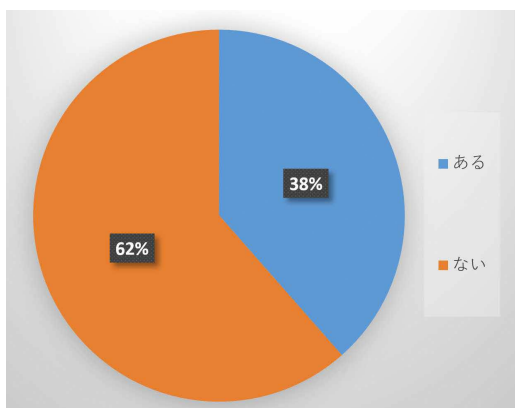
Q. 児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ある」方にお聞きします。
あなたは児童生徒にどのような人権教育を行いましたか？



Q. 児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ない」方にお聞きします。
今後の学校トイレに関する人権教育の取り組みについてどのように考えますか？

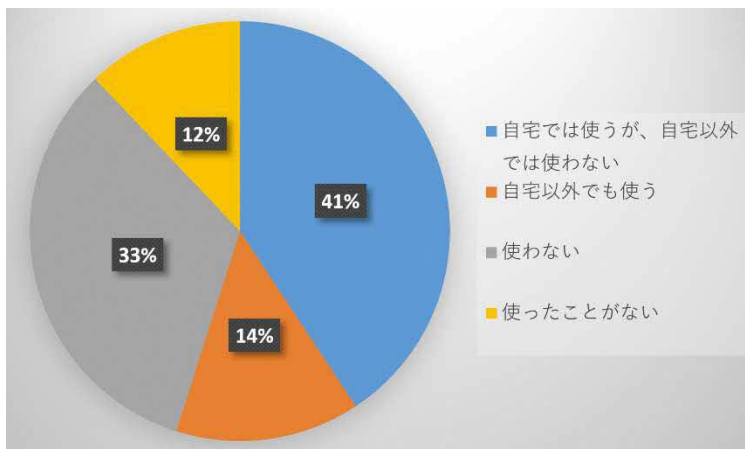


Q. 学校トイレに関する人権教育以外の人権教育の中で、トイレや性的マイノリティに関する教育を行ったことがありますか？



■保護者へのアンケート結果

Q. おしりを洗う機能（温水洗浄便座）について教えてください？

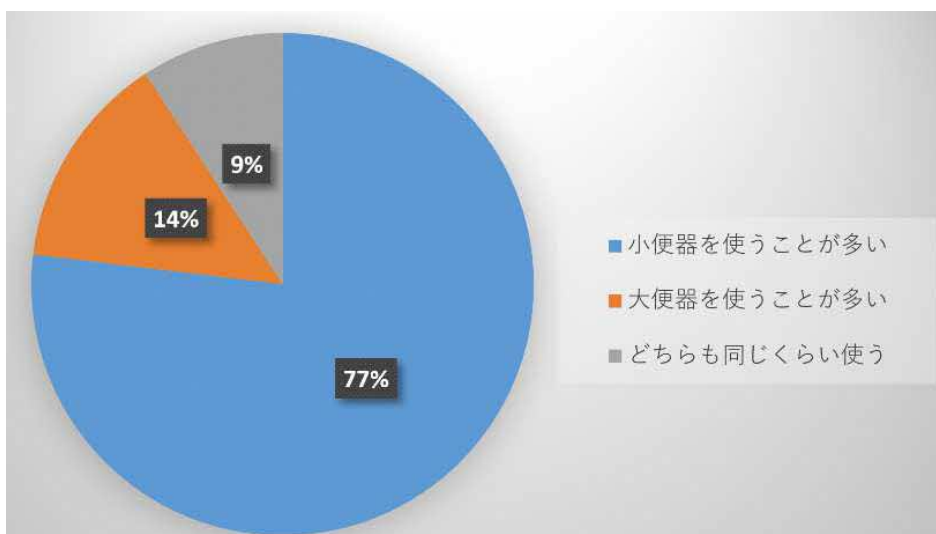


Q. 子どもたちが学校で安心して利用できるトイレはどのようなトイレだと思いますか？

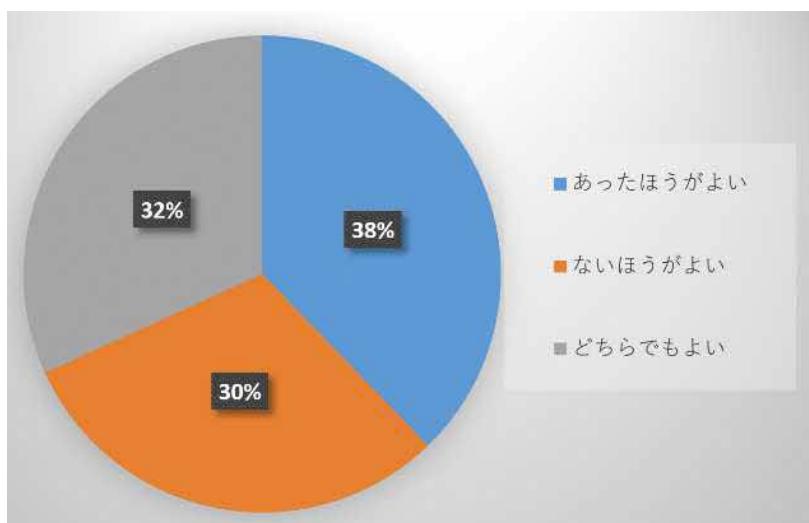


【男子トイレを使用する方のみお聞きします】

Q. あなたは学校のトイレで小用をする時、どちらを使うことが多いですか？



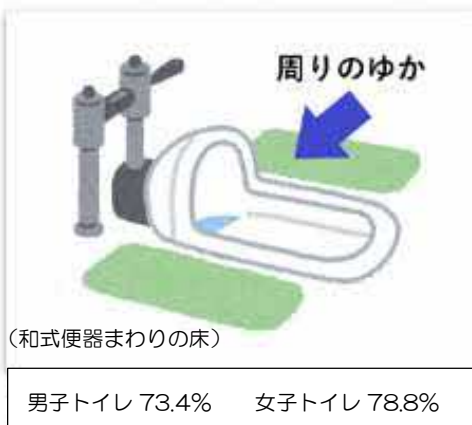
Q. あなたは廊下からの児童生徒用のトイレに入るところの扉についてどのように思いますか？



Q. 学校に設置されている男女共用のバリアフリートイレについて、子どもたちにどのような使い方をさせるのが望ましいと思いますか？



Q. 学校のトイレで、あなたが汚れが気になる場所はどこですか？



第2章 基本方針

—SDGsの理念に基づいたトイレ環境整備—

本市では、校舎内のトイレにおけるからかいや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として、「インクルーシブ化・ユニバーサル化」、「バリアフリートイレ」、「避難所としてのトイレ」に関する考え方を大切にし、SDGsの理念に基づいたトイレ環境を整備していきます。

2-1 基本方針1 インクルーシブ化・ユニバーサル化について

インクルーシブとは、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念としています。

文部科学省は、インクルーシブ化やユニバーサル化の観点からの環境整備として、令和4年の学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議による「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（最終報告）において、「物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくこと」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施」などが重要であると示しています。また、健やかで衛生的な環境整備のために、「衛生環境改善の視点や生活スタイルの変化等を踏まえ、トイレについて、洋式化・乾式化を積極的に推進するとともに、手洗い設備の非接触化も積極的に推進することが重要である。」とも示しています。

本市の学校トイレについては、この様な国の指針に基づくと共に、主に使用している児童・生徒・教職員・保護者へのアンケート調査結果から、男子トイレの個室化に肯定的な意見が多い一方で、否定的またはどちらともいえないという意見も一定数あります。また、実態として男子トイレにおける小便時に洋式トイレを使用する人が少数派として存在します。これらのことから、「いろんな人がいて、いろんなトイレがある」という偏見を持たない人権教育を進めるとともにインクルーシブ且つユニバーサルなトイレ整備を行います。

インクルーシブデザインとユニバーサルデザインの違いって??

誰もが利用できる物をつくるという基本的な目標は同じですが、ユニバーサルデザインがデザイナー主導で設計されてきたのに対し、インクルーシブデザインはこれまで少数派などで排除されがちであった人を含め一緒に作り上げていくというのが特徴です。インクルーシブデザインには具体的な基準や正解があるわけではなく、多様な課題を抱える人々を設計の過程に含めることで様々なニーズを知ることができるだけでなく、デザインする側も思い込みや固定観念を持っていたことに気づかされるという効果があります。

2-2 基本方針2 バリアフリースイイレについて

バリアフリースイイレとは、その人の持つ特性や、性別、年齢などに関わらずあらゆる人が気兼ねなく利用できるように設計されたスイイレのことです。

バリアフリースイイレは、車いす使用者用スイイレに、オストメイト対応水栓器具等の機能を付加し、限られた空間で、さまざまな人への配慮を目的としたスイイレとして設置されます。より多くの人々が、よりストレスなく利用できるバリアフリースイイレの整備を行います。

バリアフリースイイレと呼ばれるまで

スイイレに対する不安がネックになって外出をためらいがちな高齢者や、障害のある人をサポートする目的で1994年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」をきっかけに、これまで「障害者スイイレ」「車椅子専用スイイレ」などの名称で整備が進みました。

2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を領した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されると、病気や事故などでおなかにストーマを増設しているオストメイトの人や、高齢者、乳幼児連れの人なども利用しやすいスイイレの設置が拡大しました。時を経て、機能が拡充されて利用できる対象の人が増えたことから、使用者を限定しない「車いす使用者対応スイイレ」「多目的・多機能スイイレ」「バリアフリースイイレ」といった名称が一般化しました。

その一方で、こうした多機能スイイレに利用者が集中する状況が生じています。そこで、2021年3月に国で設備・機能の分散配置の推奨や、「多機能」「多目的」などの誰でも使えるような名称を使用しないことが示され、多目的スイイレを「バリアフリースイイレ」と統一して呼ばれるようになりました。

2-3 基本方針3 避難施設としてのトイレについて

枚方市立の小中学校は、避難所として指定されており、校舎内のトイレは災害時、避難施設のトイレとしての役割を担うことになります。

避難者の中には足腰の弱い高齢者や車いすを使用している方もおられます。そういった方々にとって、和式便器の使用は非常に困難です。洋式便器やバリアフリートイレを設けることで、日常的な使用者である児童生徒や教員にとってだけでなく、避難者にとってもより良い環境となります。今後も洋式便器とバリアフリートイレの整備を継続的に行います。

災害時に必要なトイレの個数

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

「災害発生当初は、避難者約50人当たり1基」

「その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基」

「トイレの平均的な使用回数は、1日5回」

を一つの目安として備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

ただし、これらは目安であり、避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女毎も含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

出典：2016年 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

第3章 基本方針を実現するための取り組み

3-1 インクルーシブ化・ユニバーサル化

児童生徒にとって学校のトイレは、顔見知りの友達や先生（特定多数）と一緒に使用する場所です。一方、その他の施設（商業施設など）のトイレについては、基本的には顔見知りでない人（不特定多数）と一緒に使用する場所です。この様に学校のトイレは、いつ誰がどのトイレに入ったかを容易に知り得ることが出来る環境となっています。そのためアンケート調査等から得た主な課題に対する様々な配慮が必要であると考えています。

本市のアンケート調査では、約3割の児童生徒が大便を我慢することがあると回答しています。「からかいがある」、「恥ずかしい」等といった精神面での課題と、トイレが汚い、臭いなど物理的な環境面での課題があり、それぞれの観点からの対策が必要です。

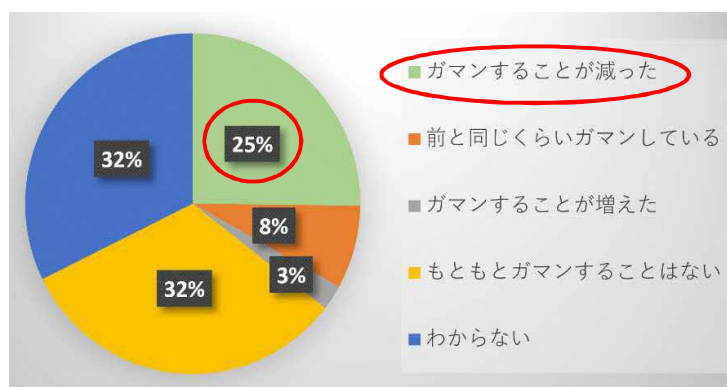
学校トイレに関する人権教育・道徳教育（ソフト）とトイレ工事（ハード）を進めていくことで課題の解消を図ります。

○主な課題

課題	事例
トイレにまつわるからかい等	<ul style="list-style-type: none"> ・大便をすることによるからかい ・いつも個室に入ることによるからかい
大便を我慢すること	<ul style="list-style-type: none"> ・恥ずかしいから、臭いが残って気になるから ・トイレが汚くて臭いから
トイレにまつわる「いたずら」	<ul style="list-style-type: none"> ・故意的な破損 ・異物を流して詰まらせる
トイレの汚れ	<ul style="list-style-type: none"> ・汚してもそのまま ・掃除をしてもきれいにならない

<児童生徒アンケート結果>

Q. 学校のトイレが新しくなって、大便や小便の利用に変化がありましたか？



○課題に対する配慮

トイレにまつわるからかい等に対する配慮

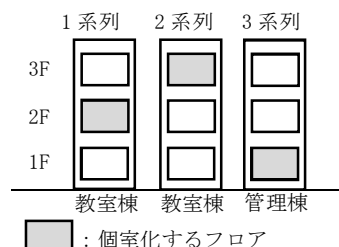
学校の男子トイレでは、個室に入ることによるからかい等の課題があります。また、トランスジェンダーの方は、トイレの使用に際して困難を抱えている場合があります。

トランスジェンダーとは、出生時に決められた性別と違う性別を生きる人、生きたい人たちのことで、性自認と男女別トイレの使用については難しい課題があります。また、使う理由を他人に詮索されることを避けたくて、バリアフリートイレの使用をためらうトランスジェンダーの方もいます。



全個室化した男子トイレ

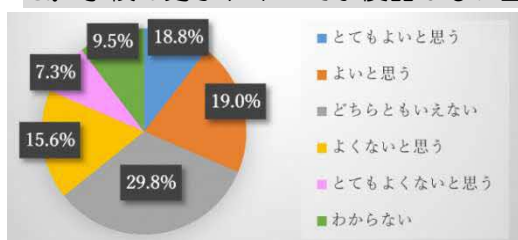
本市では、からかいを受けている方やトランスジェンダーの方が少しでもトイレを使いやすいように男子トイレの個室化を行っています。男子トイレの個室化とは、小便器をなくし女子トイレと同様にすべて個室のトイレとすることで、これまでの男子トイレに比べて、自然に個室トイレを利用することができます。バリアフリートイレを使いにくいと感じる人でも個室トイレを使用しやすくなります。



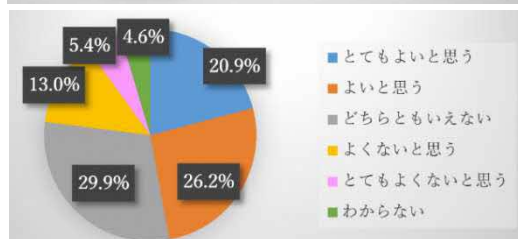
男子トイレの個室化は、原則各系列で1フロアとし、その他は小便器を設置することで多様なトイレ整備をします。個室化とするフロアは設計段階において各学校と協議の上決定します。

<児童生徒・教職員・保護者アンケート結果>

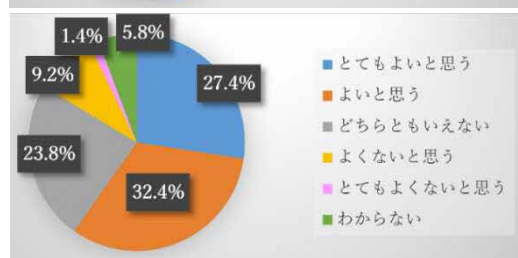
Q. 学校の男子トイレで小便器がない全て個室の洋式トイレについてどう思いますか？



児童生徒	
とてもよい、よい	37.8%
よくない、とてもよくない	22.9%



教職員	
とてもよい、よい	47.1%
よくない、とてもよくない	18.4%



保護者	
とてもよい、よい	59.8%
よくない、とてもよくない	10.6%

大便をガマンすること、からかひやいたずら、汚れに対する配慮

みんなで使うトイレについて、いつも気持ちよく使用するためには、他者への思いやり、みんなのものを大切に使うという心情を育てることや、集団生活の中での自分の役割と責任を自覚できるよう教育を行っていきます。⇒「3-4 トイレに関する教育」

<教職員アンケート結果>

Q. 子どもたちが学校で我慢せずに安心して利用するために、今後どのような教育や指導が必要だと思いますか



・メンテナンス・掃除方法

トイレは学校の中でも汚れやすい場所です。本市のアンケート調査でも、約6割の教職員が（児童生徒が）トイレを清掃してもきれいにならないと回答しています。いつまでも清潔できれいなトイレを保つためには、掃除のしやすいトイレとすることが重要です。汚れが付きにくく清掃性のよい建材や設備を採用し、適切な方法で清掃することで、快適な空間を目指します。

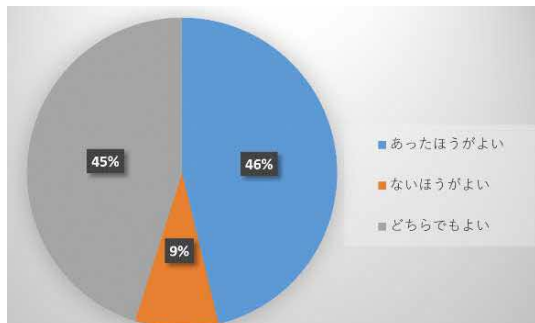
・プライバシー対策

廊下からトイレに入るところに扉があった方がよいかのアンケートから、児童生徒は「あったほうがよい」が46%、教職員は「ないほうがよい」が50%との結果となりました。トイレ内が密室空間とならないよう扉なしを基本とし、小便器を設置する場合には、小便器間に間仕切りを設ける等でプライバシー対策をします。

<児童生徒・教職員アンケート結果>

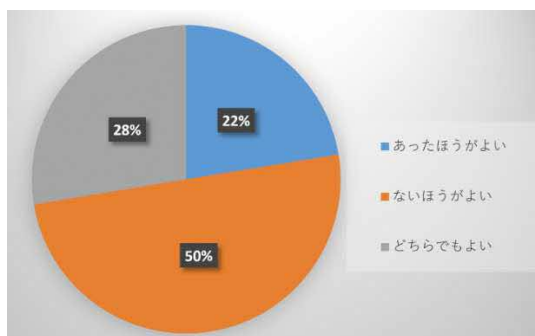
Q. あなたは廊下からのトイレに入るところの扉についてどのように思いますか？

<児童生徒>



(あったほうがよいの理由)
中が見えずにプライバシーを
守れるから：77.8%

<教職員>



(ないほうがよいの理由)
からかいやいたずらにすぐ
気づけるから：89.5%

○整備内容

● 明るさ、清潔さを備えたトイレ

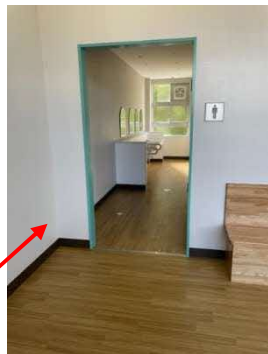
児童生徒へのアンケート調査でも好評であった、自動で電気が付く照明を設置し、明るく温かみのある色使いを基調として、入りたくなる、使いたくなるトイレを整備します。



自動照明



温かみのある
トイレ内



明るい色使い
の出入口

● 男子トイレの個室化

各系列で1フロアのみ個室化とし、その他は小便器設置とすることで多様なトイレ整備をします。個室化とするフロアは、設計段階において学校と協議の上決定する

【男子トイレ内の様子】



● 洋式トイレの仕様

洋式トイレは全てに暖房便座を設置し、男女各トイレに温水洗浄便座・手摺を1か所設置します。中学校のブースには擬音装置を設置します。



温水洗浄便座



擬音装置

● 便座をきれいに保つため

使用前、使用後に各自できれいに保つため、バリアフリースイッチ、各ブースに除菌便座クリーナーを設置します。



● 清掃のしやすさ

小便器は床面の清掃性がよい壁掛式とし、床材は尿による臭い、汚れをつきにくくするため、染み込みにくく落としやすい材質のものを採用します。

床仕上げ：超防汚ビニル床シート
汚垂石：防汚タイル



超防汚ビニル床シート

防汚タイル

● プライバシー配慮

小便器間に間仕切りを設けプライバシー配慮をします。



● 感染防止対策

トイレを使用して最後に触れる場所は手洗い後の蛇口です。自動水栓とすることで、きれいに洗った手で蛇口に触れることがなくなります。



自動水栓

3-2 バリアフリースイレ

バリアフリースイレには、車いす使用者や介助が必要な方々にとって十分なスペースを確保した上で、温水洗浄便座付きの洋式トイレ、非常時の呼出ボタン、オストメイト対応水栓器具、車いすに乗ったままでも快適に使用できる洗面台等を付加し、限られた空間で、要配慮者の利用をふまえた機能を設け、各階に整備します。

○主な課題

車いす使用者、オストメイト、妊婦、男女トイレの使用に抵抗感のある性的マイノリティの方たちなど、バリアフリースイレを本当に必要としている人たちがいます。使用者が集中してしまうと、必要とする人たちが使いたいときに使えなくなってしまいます。

○課題に対する配慮

使ってはいけないわけではありませんが、本当に必要としている人たちが困らないように心に留めておきましょう

▶ バリアフリースイレとは、次のような方々に使われるトイレの総称です。

<p>車椅子使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子を回転できる広いスペースが必要 ●便器に移乗するために手すりを使用 ●おむつ交換などの介助や衣類の脱着に大型ベッドを使用 	<p>発達障害など同伴が必要な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異性が同伴で入れるトイレが必要 ●見た目はわからなくても介助が必要 
<p>乳幼児連れの人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベビーカーで入るために広いスペースが必要 ●子供を座らせるためにベビーチェアを使用 ●おむつ替えをするために着替え台やおむつ交換台を使用 	<p>オストメイト (人工肛門等保有者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●パウチ (便をためておく装置) から排泄するために汚物流しを使用 

▶ こんな困りごとがあります。

バリアフリースイレが本来必要のない人によって使用されると、ここしか使えない車椅子使用者などが困ってしまいます。

- 男女共用のバリアフリースイレしか使えない人もいます。
- トイレ内の閉ボタンを押して外に出ると、施錠されて外から開けられなくなってしまうことがあります。
- 大型ベッドやおむつ交換台がたたまれていないと、車椅子使用者などが出入りできないことがあります。



出典：国土交通省「高齢者障害者用施設等の適正利用推進キャンペーンポスター（2022年度）」

○整備内容

要配慮者の使用をふまえた機能

<p>●温水洗浄付き洋式トイレ</p>  <p>洋式便器</p> <p>滑りにくい床材</p>	 <p>1,500mm</p> <p>車いすが回転できるスペース</p>	<p>●多くの機能を備える</p>  <p>L型手すり クリーナー 洗浄ボタン 手洗い ペーパーホルダー 呼出ボタン</p>
<p>●手洗い（自動水栓）</p>  <p>車いすでひざ下が入るスペース</p>	<p>●オストメイト 対応水栓器具</p>  <p>●ベビーチェア</p> 	<p>●引き戸式の扉・ピクトサイン</p> 

●多くの機能を備えた温水洗浄付きの洋式トイレ

 <p>洋式便器</p>	 <p>L型手すり クリーナー 洗浄ボタン 手洗い ペーパーホルダー 呼出ボタン</p>
---	---

●オストメイト対応水栓器具

オストメイト対応水栓器具とは、ストーマ（人工肛門、人口膀胱）を使用している方が排せつの際にストーマ器具（パウチ）に溜まった排せつ物进行处理し、洗浄できる設備のことで、形状や高さなど使用しやすいように設置します。



●多様な用途に対応する手すり

バリアフリートイレの車いす配慮手すりは、車いすの方向転換や便器への移乗時、手洗い場、オストメイト用の汚物流し台などへ移動する際、また姿勢保持等の介助用の手すりとして設置します。



●引き戸式の扉・ピクトサイン

バリアフリートイレの扉は、筋力が弱い人でも簡単に開け閉めができるよう自閉式の引き戸を採用します。



ピクトサイン（視覚的な図で用途を表現）は、だれが見てもわかりやすく使いやすいものとします。



●手洗い（自動水栓）

車いすでの使用を考慮し、ひざ下が入るよう設計した手洗い（自動水栓）を設置します。



●ベビーチェア

乳幼児連れの方が安心して使用できるベビーチェアを設置します。



3-3 避難施設としてのトイレ

校舎内のトイレは、災害時において避難施設のトイレとしての役割を担うことになりま
す。校舎内の個室となっている洋式トイレは、内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管
理ガイドライン」において、災害時の避難施設としてのトイレとして個数に含めることが出
来ると示されています。同ガイドラインには、「災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮
すべき事項」*が示されており、この項目を全て包含する取り組みとして、前項「3-1 イン
クルーシブ化・ユニバーサル化」、「3-2 バリアフリートイレ」に準じて、洋式トイレとバ
リアフリートイレの整備を継続的に行います。

○主な課題

避難所の施設によっては、和式便器のトイレが多く、また仮設トイレにも和式便器
が多いことにより、足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障害者にとっては、トイレ
の使用が極度に困難となる。また、おむつ等の確保も課題となり、脆弱性の高い人た
ちにとっては、衛生環境の悪化は生命に関わる問題となりうる。

このように、トイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時
に不快な思いをする避難者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられるこ
ともつながる。被災者支援の中で、避難生活におけるトイレの課題は、今まで以上
に強い問題意識をもって捉えられるべきである。

出典：2016年 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

○課題に対する配慮

学校内の既設のトイレが使いづらかったり、仕様の面で使えなかつたりすると、トイレの
使用回数を減らすために水分や食事を控えて、避難者の健康面に悪影響を及ぼすことにな
ります。

使いにくい(使えない)トイレによって引き起こされる健康被害や衛生環境の悪化により
感じる不快な気持ちは、限られた避難生活の中では重大な問題となります。既設のトイレを
使いやすく整備することは、そうした問題の解消につながる被災者支援の一つとなります。



一般的な和式便器

災害時



画像の出典：2016年 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

和式トイレは2015年にJIS規格から除外されました

○整備内容

● 洋式トイレ

- ・和式トイレと比較して床面の汚れが少なく、大腸菌の発生及び拡散のリスクが低い
- ・断水時でもバケツ一杯の水で容易に流すことができる
- ・配管破損時で水を流すことが出来ない場合でも、衛生的かつ容易に便袋の装着と回収ができる



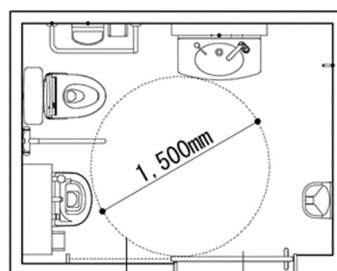
● バリアフリースイール（要配慮者の使用をふまえて多くの機能を備える）

● 温水洗浄付き洋式トイレ



洋式便器

滑りにくい床材



車いすが回転できるスペース

● 多くの機能を備える



● 洗面台



車いすでひざ下が入るスペース

● オストメイト対応水栓器具



● ベビーチェア



● 引き戸式の扉・ピクトサイン



- ・温水洗浄付きの洋式トイレ：近くに非常時の呼出ボタン設置
- ・オストメイト対応水栓器具：ストーマ（人工肛門、人口膀胱）使用者が衛生的に使用できる。
- ・引き戸式の扉・ピクトサイン（視覚的な図で用途を表現）
- ・手洗い（自動水栓）：車いす使用を考慮し、ひざ下が入るよう設計。
- ・ベビーチェア：乳幼児連れでも安心して使用できる。
- ・手すり：車いすから便器への移動、介助者用など多様な用途に対応。



（ピクトサイン）

※ 災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項

災害時のトイレの確保や管理にあたっては、トイレの設置場所や防犯対策等について、**障害者や女性の意見を積極的に取り入れる**とともに、障害者用のトイレを一般用とは別に確保するように努めるべきである。以下の表は、配慮すべき事項と配慮が必要な方への対応をまとめたものである。

配慮をすべき事項・配慮が必要な方	対応
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・暗がりにならない場所に設置する ・夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する ・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする ・トイレの固定、転倒防止を徹底する ・個室は施錠可能なものとする ・防犯ブザー等を設置する ・手すりを設置する
衛生・快適性	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ専用の履物を用意する（屋内のみ） ・手洗い用の水を確保する ・手洗い用のウェットティッシュを用意する ・消毒液を用意する ・消臭剤や防虫剤を用意する ・暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する ・トイレの掃除用具を用意する
女性・子供	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは男性用・女性用に分ける ・生理用品の処分用のゴミ箱を用意する ・鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する ・子供と一緒に入れるトイレを設置する ・オムツ替えスペースを設ける ・トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する
高齢者・障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器を確保する ・使い勝手の良い場所に設置する ・トイレまでの動線を確保する ・トイレの段差を解消する ・福祉避難スペース等にトイレを設置する ・介助者も入れるトイレを確保する
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の掲示物を用意する（トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレを設置する ・人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する ・幼児用の補助便座を用意する

出典：2016年 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

3-4 学校のトイレに関する教育 人権教育と道徳教育

アンケート調査結果からは、教職員から「トイレにまつわるいたずらやからかいが見受けられる」との回答が38.6%、また児童生徒から「大便をガマンしている」との回答が29.5%あり、工事によりトイレが新しくなったことで「大便や小便をガマンすることが減った」との回答が25%あったが、それでもガマンしているとの回答が11%ありました。

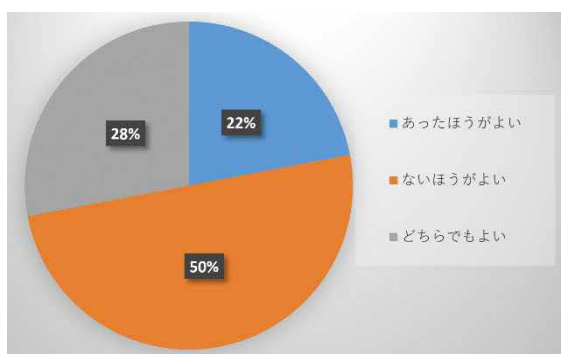
みんなで使う学校のトイレをよりストレスなく、いつも気持ちよく使用するためには、他者への思いやり、みんなのものを大切に使うという心情を育てることや、集団生活の中での自分の役割と責任を自覚できるよう、学校のトイレにおける人権教育と道徳教育を行うことで課題解消を図ります。

○主な課題

課題	事例
トイレにまつわるからかい等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大便をすることによるからかい ・ いつも個室に入ることによるからかい
大便を我慢すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恥ずかしいから、臭いが残って気になるから ・ トイレが汚くて臭いから
トイレにまつわる「いたずら」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 故意的な破損 ・ 異物を流して詰まらせる
トイレの汚れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚してもそのまま ・ 掃除をしてもきれいにならない

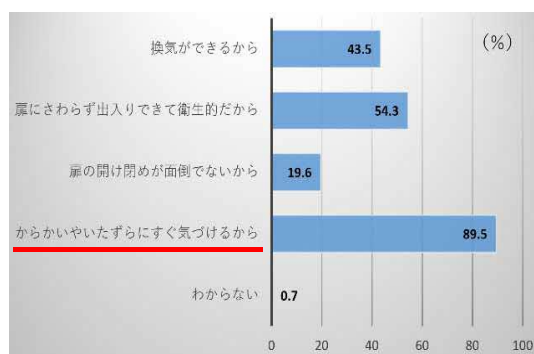
<教職員アンケート結果>

児童生徒用のトイレは、廊下からトイレに入るところに扉があった方がよいと思いますか（1つだけ）



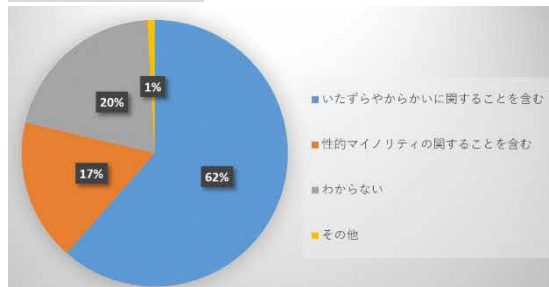
ないほうがよい：50%

ないほうがよいの理由



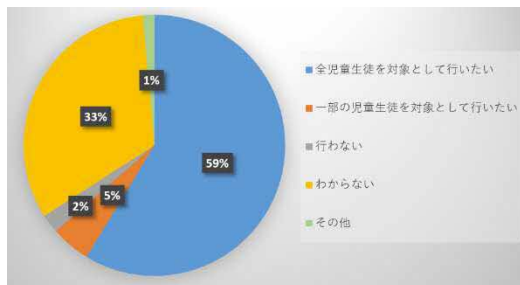
理由：からかいやいたずらにすぐ気づける 89.5%

児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ある」方にお聞きします。あなたは児童生徒にどのような人権教育を行いましたか？



いたずらやからかいに関すること：62%
性的マイノリティに関すること：17%

児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ない」方にお聞きします。今後の学校トイレに関する人権教育の取り組みについてどのように考えますか？



児童生徒（全部・一部）を対象として行いたい：64%

○課題に対する配慮

人権教育

- あらゆる教育活動において、性的マイノリティへの理解を深めるための学習等の人権教育を推進する。
- 様々な人権教育教材を活用し、自分や相手、一人一人を尊重する態度を身に付ける。
- 「DV 予防教育プログラム」を活用し、ジェンダー平等教育に取り組む。
- 障害者理解教育の中で多目的トイレの機能等を知る機会をもつ。

道徳教育

「特別の教科 道徳」の時間を軸に、学校教育活動全体を通して、学習指導要領の内容項目「C 主として集団や社会との関わりに関すること」*の学習の充実を図り、児童・生徒の公共心や公德心、奉仕の精神などを養う。

※「C 主として集団や社会との関わりに関すること」

[遵法精神、公德心]

法やきまりの意味を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現の努めること。

[公正、公平、社会正義]

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

[社会参画、公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

[家族愛、家庭生活の充実]

父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

[よりよい学校生活、集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]

郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

[国際理解、国際貢献]

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

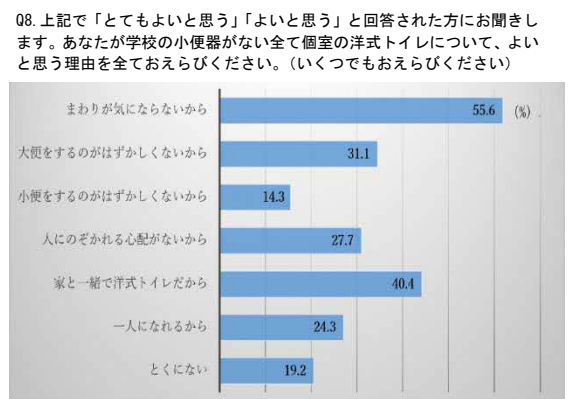
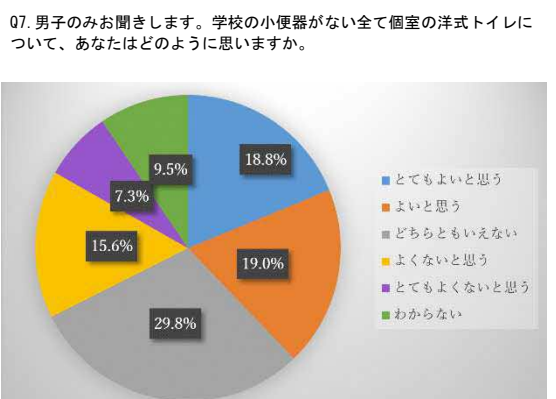
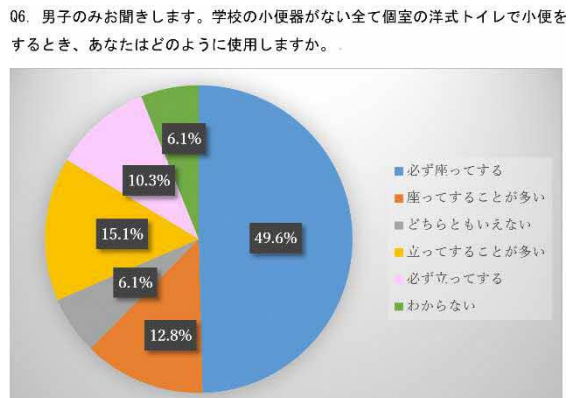
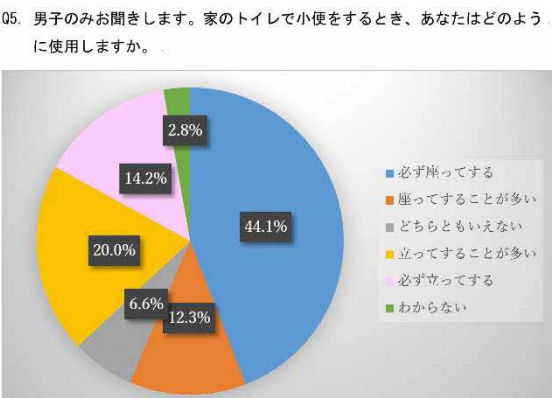
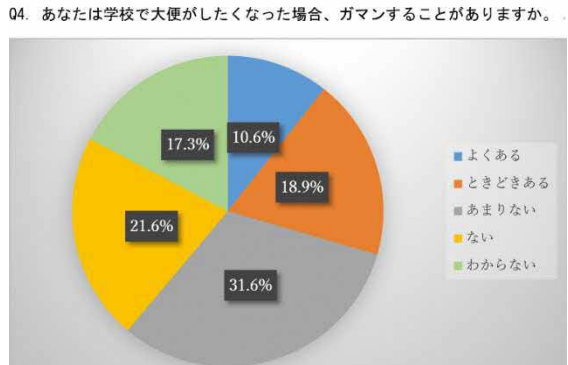
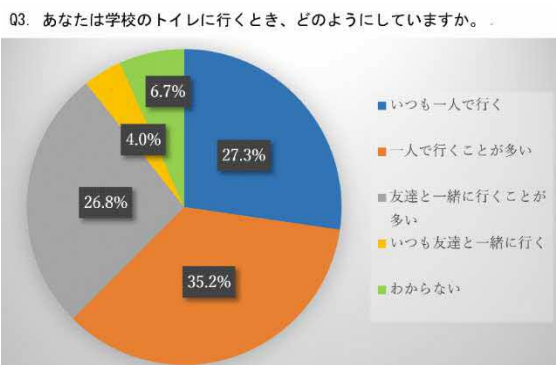
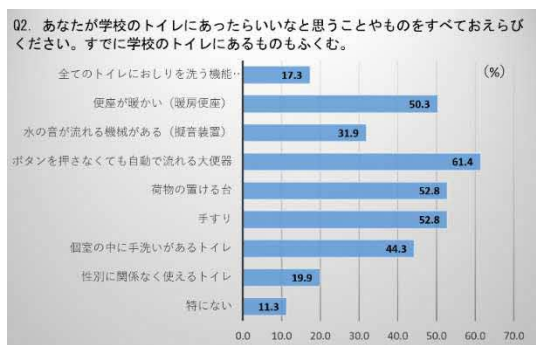
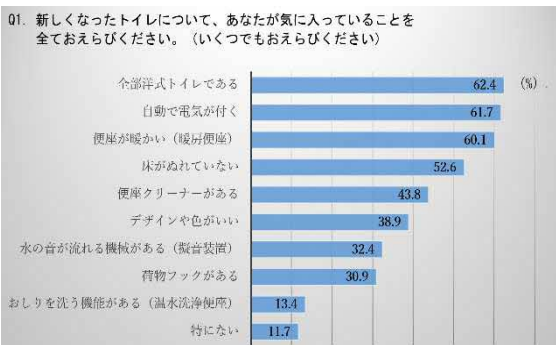
学校トイレ整備に関するアンケート調査結果

1回目 学校トイレアンケート調査（児童・生徒用）

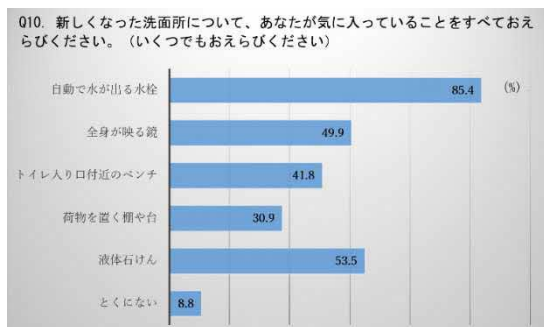
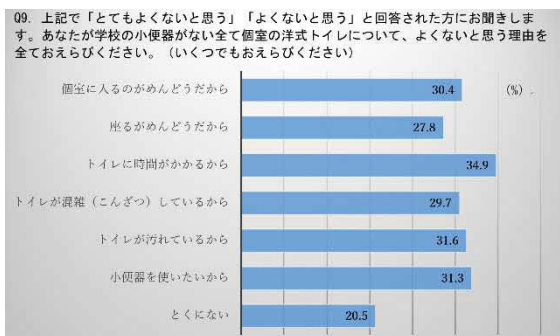
Q	質問文	選択肢
1	新しくなったトイレであなたが気に入っているものを全ておえらびください。 (いくつでもおえらびください)	<input type="checkbox"/> 全部洋式である <input type="checkbox"/> 自動で電気がつく <input type="checkbox"/> 便座が暖かい（暖房便座） <input type="checkbox"/> 床がぬれていない <input type="checkbox"/> 便座クリーナーがある <input type="checkbox"/> デザインや色がいい <input type="checkbox"/> 水の音が流れる機械がある（擬音装置） <input type="checkbox"/> 荷物をかけられるフックがある <input type="checkbox"/> おしりを洗う機能がある（温水洗浄便座） <input type="checkbox"/> とくにない
2	あなたは学校のトイレにあつたらいいなと思うことやものを全ておえらびください。すでに学校のトイレにあるものもふくむ。	<input type="checkbox"/> 全てのトイレにおしりを洗う機能 <input type="checkbox"/> 暖かい便座（暖房便座） <input type="checkbox"/> 水の音が流れる機械がある（擬音装置） <input type="checkbox"/> ボタンを押さなくても自動で流れる大便器 <input type="checkbox"/> 荷物の置ける台 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 個室の中に手洗いがあるトイレ <input type="checkbox"/> 性別に関係なく使えるトイレ <input type="checkbox"/> とくにない
3	あなたは学校のトイレに行くとき、どのようになっていますか。	<input type="checkbox"/> いつも一人で行く <input type="checkbox"/> 一人で行くことが多い <input type="checkbox"/> 友だちと一緒にいくことが多い <input type="checkbox"/> いつも友だちと一緒にいく <input type="checkbox"/> わからない
4	あなたは学校で大便がしたくなった場合ガマンすることがありますか。	<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> ときどきある <input type="checkbox"/> あまりない <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> わからない
5	※男子のみ 家のトイレで小便をする時、あなたはどのように使用しますか。	<input type="checkbox"/> 必ず座ってする <input type="checkbox"/> 座ってすることが多い <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 立ってすることが多い <input type="checkbox"/> 必ず立ってする <input type="checkbox"/> わからない
6	※男子のみ 学校の小便器がない全て個室の洋式トイレで小便をするとき、あなたはどのように使用しますか。	<input type="checkbox"/> 必ず座ってする <input type="checkbox"/> 座ってすることが多い <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 立ってすることが多い <input type="checkbox"/> 必ず立ってする <input type="checkbox"/> わからない

7	<p>※男子のみ 学校の小便器がない全て個室の洋式トイレについて、あなたはどのように思いますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>とてもよいと思う <input type="checkbox"/>よいと思う <input type="checkbox"/>どちらともいえない <input type="checkbox"/>よくないと思う <input type="checkbox"/>とてもよくないと思う <input type="checkbox"/>わからない</p>
8	<p>上記で「とてもよいと思う」「よいと思う」と回答された方にお聞きします。 あなたが学校の小便器がない全て個室の洋式トイレについて、よいと思う理由を全ておえらびください。(いくつもおえらびください)</p>	<p><input type="checkbox"/>まわりが気にならないから <input type="checkbox"/>大便をするのが恥ずかしくないから <input type="checkbox"/>小便をするのが恥ずかしくないから <input type="checkbox"/>人にのぞかれる心配がないから <input type="checkbox"/>家と一緒に洋式トイレだから <input type="checkbox"/>一人になれるから <input type="checkbox"/>とくにない</p>
9	<p>上記で「とてもよくないと思う」「よくないと思う」と回答された方にお聞きします。あなたが学校の小便器がない全て個室の洋式トイレについて、よくないと思う理由を全ておえらびください。(いくつもおえらびください)</p>	<p><input type="checkbox"/>個室に入るのがめんどくさいから <input type="checkbox"/>座るのがめんどくさいから <input type="checkbox"/>トイレに時間がかかるから <input type="checkbox"/>トイレが混雑しているから <input type="checkbox"/>トイレが汚れているから <input type="checkbox"/>小便器を使いたいから <input type="checkbox"/>とくにない</p>
10	<p>新しくなった洗面所について、あなたが気にしていることをすべておえらびください。(いくつもおえらびください)</p>	<p><input type="checkbox"/>自動で水がでる水栓 <input type="checkbox"/>全身が映る鏡 <input type="checkbox"/>トイレ入り口付近のベンチ <input type="checkbox"/>荷物を置く棚や台 <input type="checkbox"/>液体石けん <input type="checkbox"/>とくにない</p>
11	<p>あなたは学校の洗面所にあつたらいいなと思うことやものをおえらびください。すでに学校のトイレにあるものもふくむ。(いくつもおえらびください)</p>	<p><input type="checkbox"/>自動で水がでる水栓 <input type="checkbox"/>お湯がでる水栓 <input type="checkbox"/>荷物を置く棚や台 <input type="checkbox"/>手すり <input type="checkbox"/>自動で石けんが出る <input type="checkbox"/>手指用アルコール消毒液 <input type="checkbox"/>手を乾かせる機械 (ハンドドライヤー) <input type="checkbox"/>とくにない</p>
12	<p>新しく設置された性別に関係なく使えるバリアフリートイレをこの1年間に使用したことはありますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない <input type="checkbox"/>わからない</p>

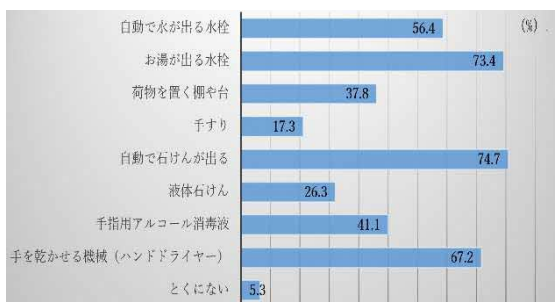
■ アンケート結果（児童生徒）



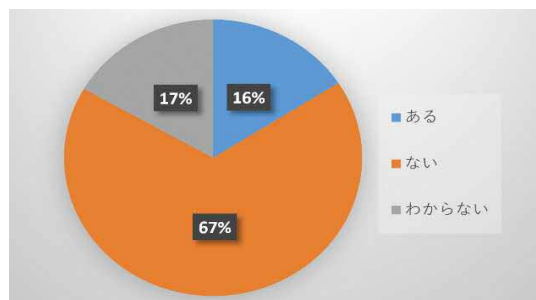
資料



Q11. あなたは学校の洗面所にあつたらいいと思うことやものをおえらびください。すでに学校のトイレにあるものもふくむ。(いくつでもおえらびください)



Q12. 新しく設置された性別に関係なく使えるパリアフリートイレをこの1年間に使用したことはありますか。

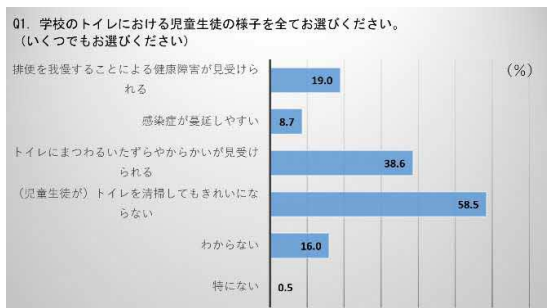


1回目 学校トイレアンケート調査（教職員用）

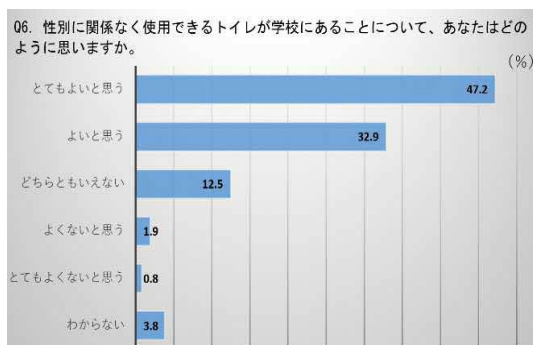
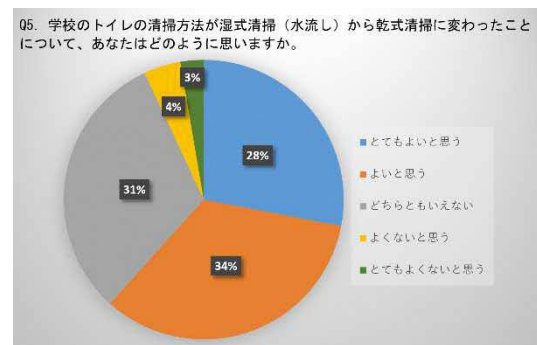
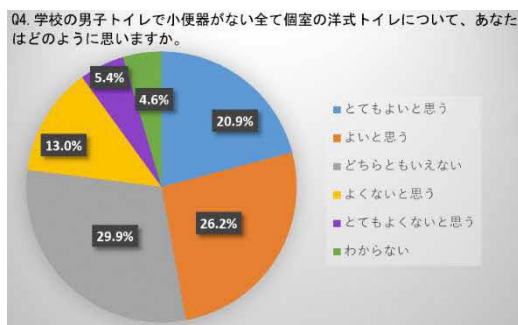
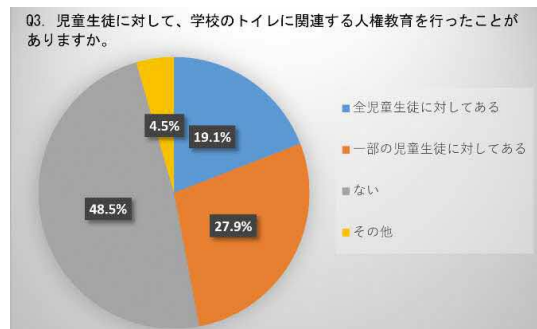
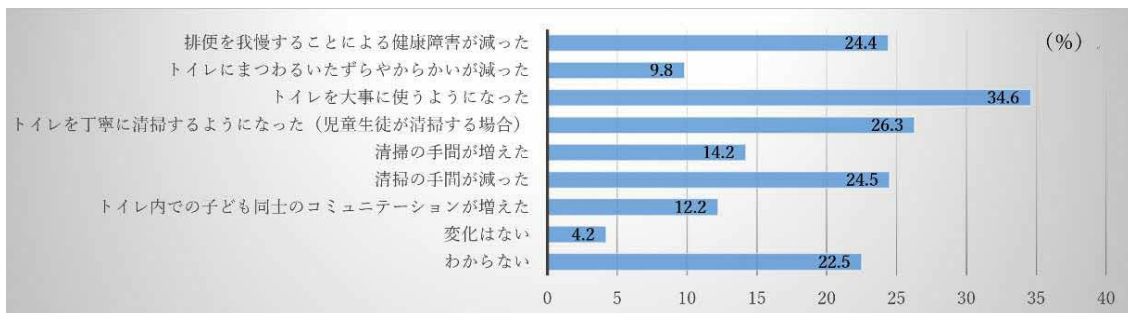
	質問文	選択肢
1	学校のトイレにおける児童・生徒の様子を全てお選びください。（いくつでもお選びください）	<input type="checkbox"/> 排便を我慢することによる健康障害が見受けられる <input type="checkbox"/> 感染症が蔓延しやすい <input type="checkbox"/> トイレにまつわるいたずらやからかいが見受けられる <input type="checkbox"/> （児童生徒が）トイレ清掃してもきれいにならない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 特にない
2	学校のトイレが新しくなって児童生徒の変化があれば教えてください。（いくつでもお選びください）	<input type="checkbox"/> 排便を我慢することによる健康障害が減った <input type="checkbox"/> トイレにまつわるいたずらやからかいが減った <input type="checkbox"/> トイレを大事に使うようになった <input type="checkbox"/> トイレを丁寧に清掃するようになった（児童生徒が清掃する場合） <input type="checkbox"/> 清掃の手間が増えた <input type="checkbox"/> 清掃の手間が減った <input type="checkbox"/> トイレ内での子ども同士のコミュニケーションが増えた <input type="checkbox"/> 変化はない <input type="checkbox"/> わからない
3	児童生徒に対して、学校のトイレに関連する人権教育を行ったことがありますか。	<input type="checkbox"/> 全児童生徒に対してある <input type="checkbox"/> 一部の児童生徒に対してある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> その他
4	学校の男子トイレで小便器がない全て個室の洋式トイレについて、あなたはどのように思いますか。	<input type="checkbox"/> とてもよいと思う <input type="checkbox"/> よいと思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> よくないと思う <input type="checkbox"/> とてもよくないと思う <input type="checkbox"/> わからない
5	学校のトイレの清掃方法が湿式清掃（水流し）から乾式清掃に変わったことについて、あなたはどのように思いますか。	<input type="checkbox"/> とてもよいと思う <input type="checkbox"/> よいと思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> よくないと思う <input type="checkbox"/> とてもよくないと思う <input type="checkbox"/> わからない
6	性別に関係なく使用できるトイレが学校にあることについて、あなたはどのように思いますか。	<input type="checkbox"/> とてもよいと思う <input type="checkbox"/> よいと思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> よくないと思う <input type="checkbox"/> とてもよくないと思う <input type="checkbox"/> わからない

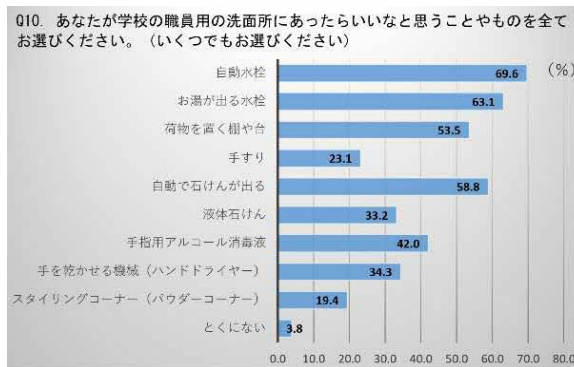
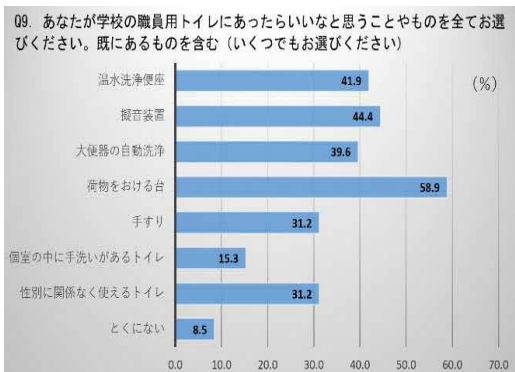
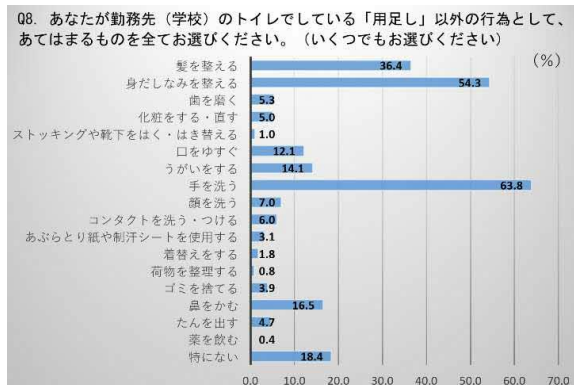
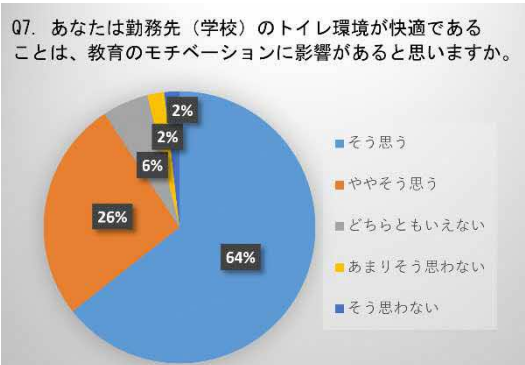
7	あなたは勤務先（学校）トイレの環境が快適であることは、教育のモチベーションに影響があると思いますか。	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> ややそう思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> あまりそう思わない <input type="checkbox"/> そう思わない
8	あなたが勤務先（学校）のトイレでしている「用足し」以外の行為として、あてはまるものを全てお選びください。（いくつでもお選びください）	<input type="checkbox"/> 髪を整える <input type="checkbox"/> 身だしなみを整える <input type="checkbox"/> 歯を磨く <input type="checkbox"/> 化粧をする、直す <input type="checkbox"/> 着替える <input type="checkbox"/> ストッキングや靴下をはく・はき替える <input type="checkbox"/> 口をゆすぐ <input type="checkbox"/> うがいをする <input type="checkbox"/> 手を洗う <input type="checkbox"/> 顔を洗う <input type="checkbox"/> コンタクトを洗う、付ける <input type="checkbox"/> あぶらとり紙や制汗シートを使用する <input type="checkbox"/> 荷物を整理する <input type="checkbox"/> ゴミを捨てる <input type="checkbox"/> 鼻をかむ <input type="checkbox"/> たんを出す <input type="checkbox"/> 薬を飲む <input type="checkbox"/> 特にない
9	あなたが学校の職員用トイレにあったらいいなと思うことやものを全てお選びください。既にあるものを含む（いくつでもお選びください）	<input type="checkbox"/> 温水洗浄便座 <input type="checkbox"/> 擬音装置 <input type="checkbox"/> 大便器の自動洗浄機能 <input type="checkbox"/> 荷物をおける台 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 個室の中に手洗いがあるトイレ <input type="checkbox"/> 性別に関係なく使えるトイレ <input type="checkbox"/> 特にない
10	あなたが学校の職員用の洗面所にあったらいいなと思うことやものを全てお選びください。（いくつでもお選びください）	<input type="checkbox"/> 自動水栓 <input type="checkbox"/> お湯がでる水栓 <input type="checkbox"/> 荷物が置ける台 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 自動で石けんがでる <input type="checkbox"/> 液体石けん <input type="checkbox"/> 手指用アルコール消毒 <input type="checkbox"/> 手を乾かせる機械（ハンドドライヤー） <input type="checkbox"/> スタイルングコーナー（パウダーコーナー） <input type="checkbox"/> 特にない

■ アンケート結果（教職員）



02. トイレが新しくなって児童生徒の変化があれば教えてください。（いくつでもお選びください）

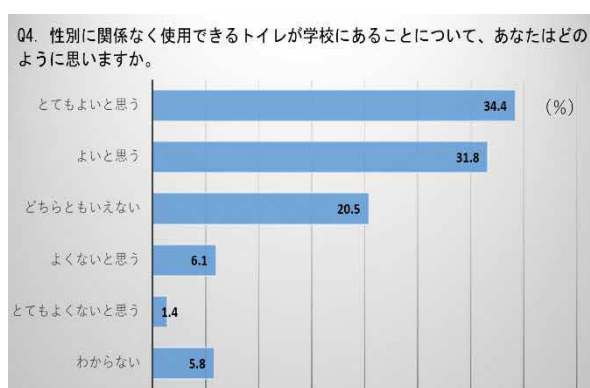
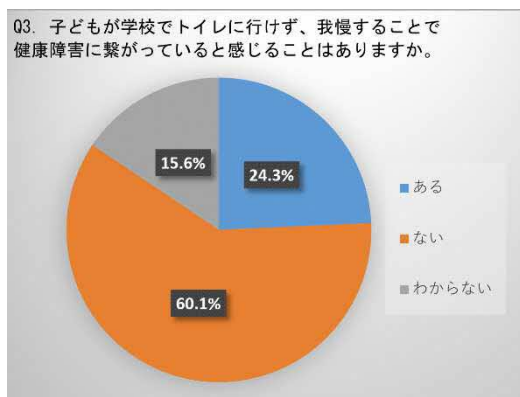
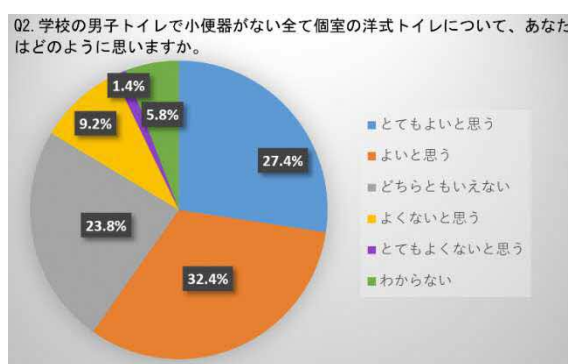
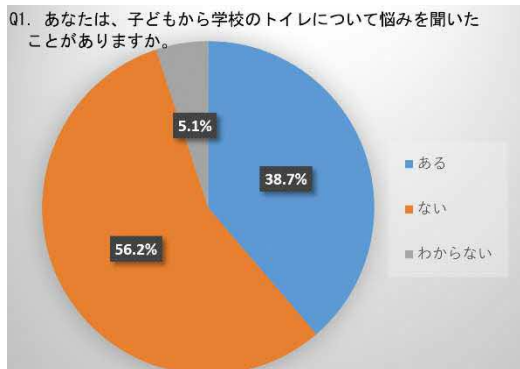




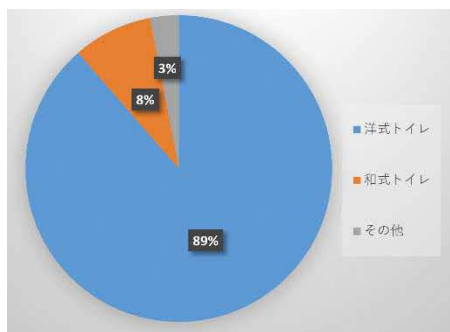
1回目 学校トイレアンケート調査（保護者用）

	質問文	選択肢
1	あなたは、子どもから学校トイレについて悩みを聞いたことがありますか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> わからない
2	学校の男子トイレで小便器がない全て個室の洋式トイレについて、あなたはどのように思いますか。	<input type="checkbox"/> とてもよいと思う <input type="checkbox"/> よいと思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> よくないと思う <input type="checkbox"/> とてもよくないと思う <input type="checkbox"/> わからない
3	子どもが学校でトイレに行けず、我慢することで健康障害に繋がっていると感じることはありますか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> わからない
4	性別に関係なく使用できるトイレが学校にあることについて、あなたはどのように思いますか。	<input type="checkbox"/> とてもよいと思う <input type="checkbox"/> よいと思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> よくないと思う <input type="checkbox"/> とてもよくないと思う <input type="checkbox"/> わからない
5	あなたは外出先のトイレで和式トイレと洋式トイレがあった場合、どちらを使用しますか。	<input type="checkbox"/> 洋式トイレを使用する <input type="checkbox"/> 和式トイレを使用する <input type="checkbox"/> その他
6	あなたが来校時に学校のトイレにあったらいいなと思うことやものを全てお選びください。既にあるものも含む。 (いくつでもお選びください)	<input type="checkbox"/> 荷物のおける台 <input type="checkbox"/> 擬音装置 <input type="checkbox"/> 大便器の自動洗浄 <input type="checkbox"/> 性別に関係なく使えるトイレ <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 温水洗浄便座 <input type="checkbox"/> 個室の中に手洗いがあるトイレ <input type="checkbox"/> 特にない
7	あなたが来校時に学校の洗面所にあったらいいなと思うことやものを全てお選びください。既にあるものも含む。 (いくつでもお選びください)	<input type="checkbox"/> 自動水栓 <input type="checkbox"/> お湯がでる水栓 <input type="checkbox"/> 荷物が置く棚や台 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 自動で石けんが出る <input type="checkbox"/> 液体石けん <input type="checkbox"/> 手指用アルコール消毒液 <input type="checkbox"/> 手を乾かせる機械（ハンドドライヤー） <input type="checkbox"/> スタイリングコーナー（パウダーコーナー） <input type="checkbox"/> 特にない

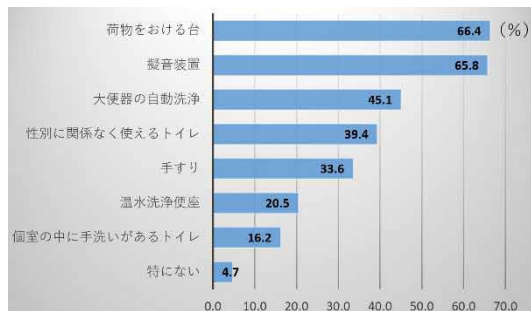
■ アンケート調査（保護者用）



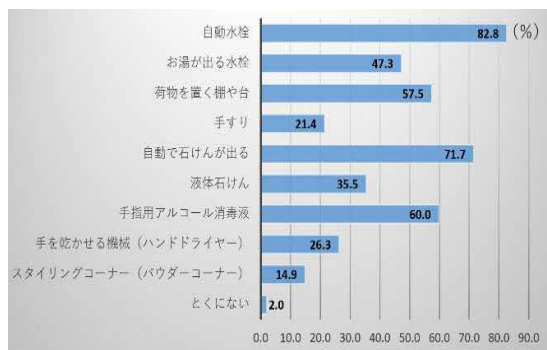
Q5. あなたは外出先のトイレで和式トイレと洋式トイレがあった場合、どちらを使用しますか。



Q6. あなたが来校時に学校のトイレにあったらいいなと思うことやものを全てお選びください。既にあるものも含む。(いくつでもお選びください)



Q7. あなたが来校時に学校の洗面所にあたらいいなと思うことやものを全てお選びください。既にあるものも含む。(いくつでもお選びください)



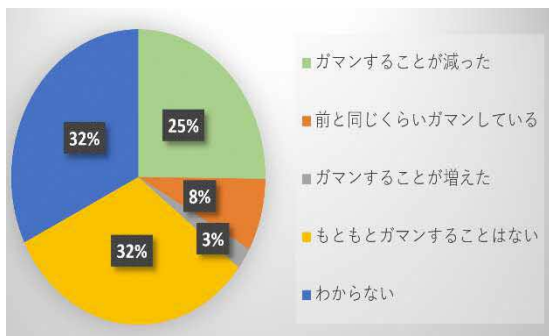
2回目 学校トイレアンケート調査（児童・生徒用）

	質問文	選択肢
1	学校のトイレが新しくなって、大便や小便の利用に変化がありましたか (1つだけ)	<input type="checkbox"/> ガマンすることが減った <input type="checkbox"/> 前と同じくらいガマンしている <input type="checkbox"/> ガマンすることが増えた <input type="checkbox"/> もともとガマンすることはない <input type="checkbox"/> わからない
2	「ガマンすることが減った」と回答した人 トイレに行くのをガマンすることが減った理由をおしえてください(いくつでも)	<input type="checkbox"/> トイレがきれいになって明るくなったから <input type="checkbox"/> トイレがくさくなくなったから <input type="checkbox"/> 洋式になったから <input type="checkbox"/> 便座が温かくなったから <input type="checkbox"/> おしりを洗う機能(温水洗浄便座)がついているから <input type="checkbox"/> 水の音が流れる機械(擬音装置)がついているから <input type="checkbox"/> 小便器がなくなって個室になったから(男子トイレを利用する方) <input type="checkbox"/> わからない
3	「前と同じくらいガマンしている」と回答した人 トイレに行くのをガマンする理由をおしえてください(いくつでも)	<input type="checkbox"/> トイレが汚いから <input type="checkbox"/> トイレが臭いから <input type="checkbox"/> 授業中には行きにくいから <input type="checkbox"/> 時間が足りないから <input type="checkbox"/> 学校でうんちをするのが恥ずかしいから <input type="checkbox"/> 人がいると恥ずかしいから <input type="checkbox"/> めんどうくさいから <input type="checkbox"/> わからない
4	(男子トイレを利用する方) 学校でガマンせずに安心して利用するために、どのようなトイレがよいと思いますか(1つだけ)	<input type="checkbox"/> 大便器と小便器が両方あり、小便器が横に並んでいる <input type="checkbox"/> 大便器と小便器が両方あり、小便器の間に仕切りがついている <input type="checkbox"/> 校内の全部のトイレが、小便器がなくて大便器の個室になっている <input type="checkbox"/> 校内の一部のトイレが、小便器がなくて大便器の個室になっている <input type="checkbox"/> わからない
5	学校のトイレで汚れが気になる場所はどこですか(いくつでも)	<input type="checkbox"/> 洋式便器や便座 <input type="checkbox"/> 洋式便器まわりの床 <input type="checkbox"/> 和式便器 <input type="checkbox"/> 和式便器まわりの床 <input type="checkbox"/> 小便器(男子トイレのみ) <input type="checkbox"/> 小便器まわりの床(男子トイレのみ)

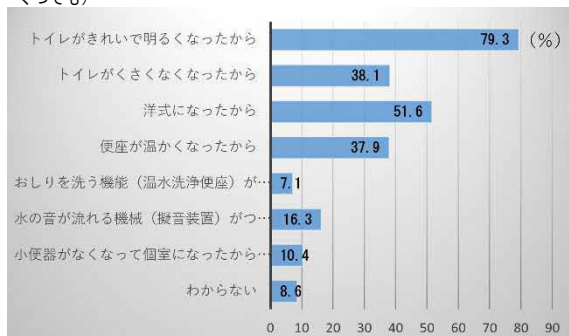
6	(男子のみ) 学校のトイレで小用をする時、どちらの便器を使うことが多いですか(1つだけ)	<input type="checkbox"/> 小便器を使うことが多い <input type="checkbox"/> 洋式便器を使うことが多い <input type="checkbox"/> どちらも同じくらい使う
7	「洋式便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください (いくつでも)	<input type="checkbox"/> 家と同じだから <input type="checkbox"/> 個室で落ち着くから <input type="checkbox"/> 座って用をたせるから <input type="checkbox"/> わからない
8	「小便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください (いくつでも)	<input type="checkbox"/> 早く用をたせるから <input type="checkbox"/> ラクだから <input type="checkbox"/> やりやすいから <input type="checkbox"/> わからない
9	おしりを洗う機能(温水洗浄便座)を使うことについて答えてください	<input type="checkbox"/> 自宅では使うが、自宅以外では使わない <input type="checkbox"/> 自宅以外でも使う <input type="checkbox"/> 使ったことがない
10	廊下からトイレに入るところに扉はあった方がよいと思いますか(1つだけ)	<input type="checkbox"/> あった方がよい <input type="checkbox"/> ない方がよい <input type="checkbox"/> どちらでもよい
11	その理由	<input type="checkbox"/> あった方がよい <input type="checkbox"/> 廊下や教室まで臭いがするから <input type="checkbox"/> 廊下や教室まで音が聞こえるから <input type="checkbox"/> 中が見えずプライバシーを守れるから <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> ない方がよい <input type="checkbox"/> 換気ができるから <input type="checkbox"/> 扉にさわらず出入りできて衛生的だから <input type="checkbox"/> 扉の開け閉めが面倒でないから <input type="checkbox"/> からかいたずらにすぐ気づけるから <input type="checkbox"/> わからない
12	トイレを利用するときに、人の視線が気になることはありますか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> わからない

■ アンケート結果（児童生徒）

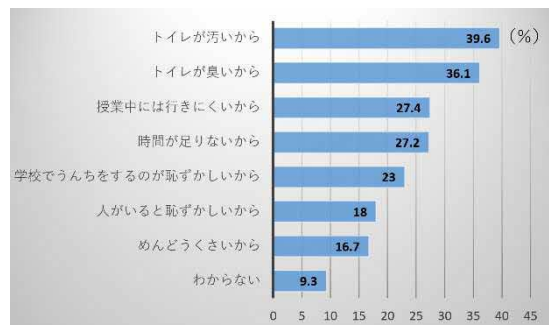
Q1. 学校のトイレが新しくなって、大便や小便の利用に変化がありましたか（1つだけ）



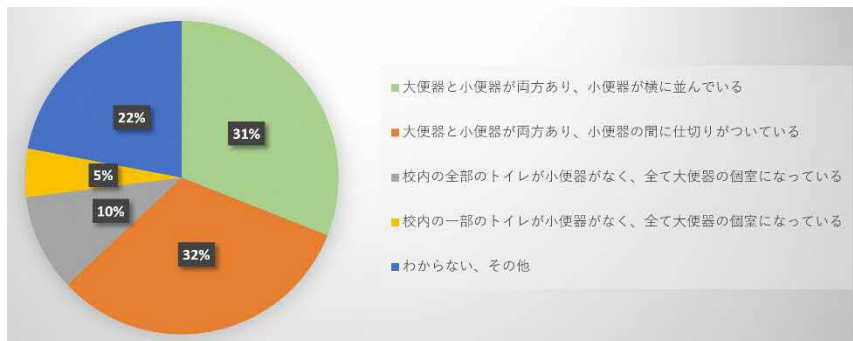
Q2. 「ガマンすることが減った」と回答した人
トイレに行くのをガマンすることが減った理由をおしえてください（いくつでも）



Q3. 「前と同じくらいガマンしている」と回答した人
トイレに行くのをガマンする理由をおしえてください（いくつでも）



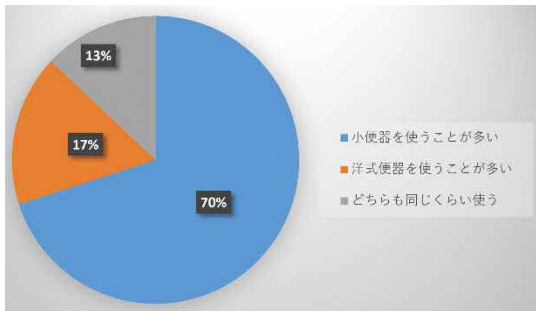
Q4. （男子トイレを利用している方）学校でガマンせずに安心して利用するために、どのようなトイレがよいと思いますか（1つだけ）



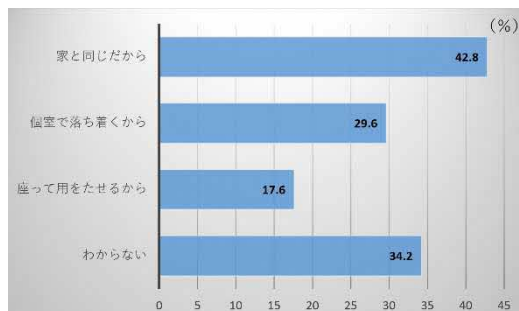
Q5. 学校のトイレで汚れが気になる場所はどこですか（いくつでも）・・・12ページ参照

資料

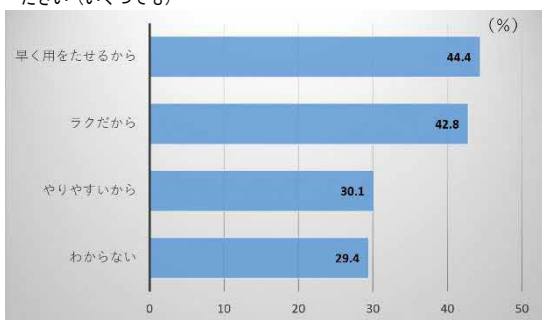
Q6. (男トイレを利用している方) 学校のトイレで小用をする時、どちらの便器を使う



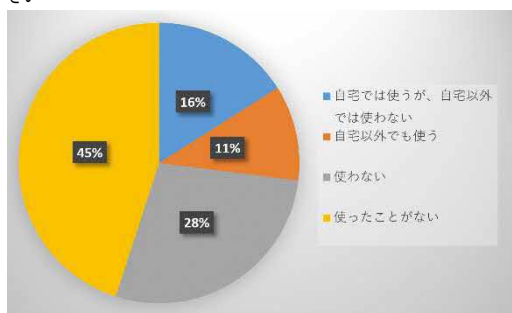
Q7. 「洋式便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください (いくつでも)



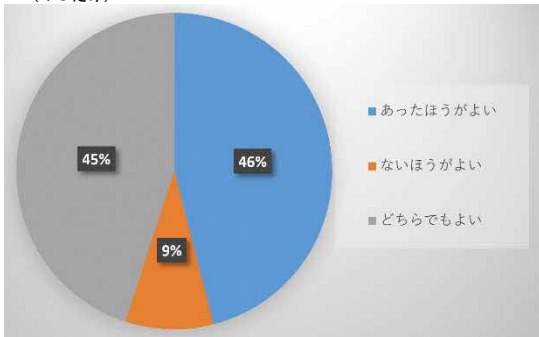
Q8. 「小便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください (いくつでも)



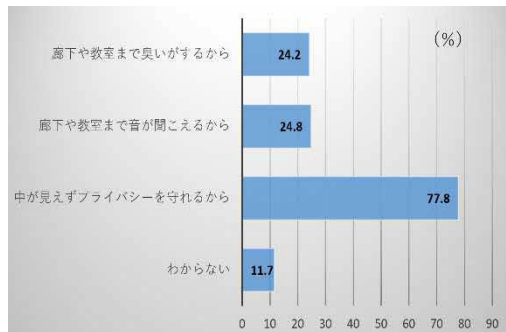
Q9. おしりを洗う機能 (温水洗浄便座) を使うことについて答えてください



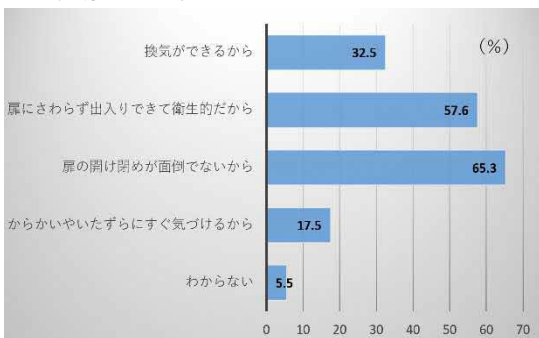
Q10. 廊下からトイレに入るところに扉があった方がよいと思いますか (1つだけ)



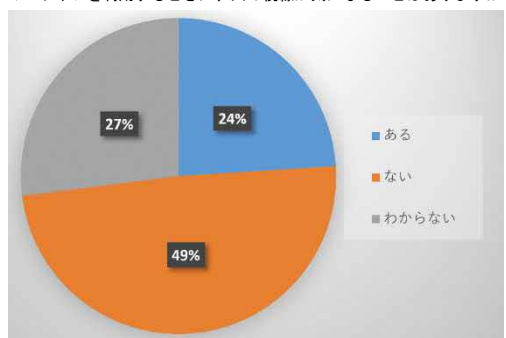
Q11 あった方がよい理由



Q11 ない方がよい理由



Q12 トイレを利用するときに、人の視線が気になることはありますか



2回目 学校トイレアンケート調査（教職員用）

	質問文	選択肢
1	子どもたちが学校でガマンせずに安心して利用するために、どのようなトイレがよいと思いますか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> 大便器と小便器が両方あり、小便器が横に並んでいる <input type="checkbox"/> 大便器と小便器が両方あり、小便器の間に仕切りがついている <input type="checkbox"/> 校内の全部のトイレが、小便器がなくて大便器の個室になっている <input type="checkbox"/> 校内の一部のトイレが、小便器がなくて大便器の個室になっている <input type="checkbox"/> わからない、その他
2	児童生徒用のトイレは、廊下からトイレに入るところに扉があった方がよいと思いますか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> あった方がよい <input type="checkbox"/> ない方がよい <input type="checkbox"/> どちらでもよい
3	その理由	あった方がよい <input type="checkbox"/> 廊下や教室まで臭いがするから <input type="checkbox"/> 廊下や教室まで音が聞こえるから <input type="checkbox"/> 中が見えずプライバシーを守れるから <input type="checkbox"/> わからない
		ない方がよい <input type="checkbox"/> 換気ができるから <input type="checkbox"/> 扉にさわらず出入りできて衛生的だから <input type="checkbox"/> 扉の開け閉めが面倒でないから <input type="checkbox"/> からかいやいたずらにすぐ気づけるから <input type="checkbox"/> わからない
4	（男性トイレを利用される方） あなたが学校のトイレで小用をする時、どちらの便器を使うことが多いですか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> 小便器を使うことが多い <input type="checkbox"/> 洋式便器を使うことが多い <input type="checkbox"/> どちらも同じくらい使う
5	「小便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください	<input type="checkbox"/> 早く用をたせるから <input type="checkbox"/> ラクだから <input type="checkbox"/> やりやすいから <input type="checkbox"/> わからない

	「洋式便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください	<input type="checkbox"/> 家と同じだから <input type="checkbox"/> 個室で落ち着くから <input type="checkbox"/> 座って用をたせるから <input type="checkbox"/> わからない
6	<u>あなたがおしり</u> を洗う機能（温水洗浄便座）を使うことについて教えてください	<input type="checkbox"/> 自宅では使うが、自宅以外では使わない <input type="checkbox"/> 自宅以外でも使う <input type="checkbox"/> 自宅でも自宅以外でも使わない <input type="checkbox"/> 使ったことがない
7	学校に設置されている男女共用のバリアフリートイレについて、子どもたちにどのような使い方をさせるのが望ましいと思いますか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> 誰でも好きな時に自由に使ってよい <input type="checkbox"/> それを必要としている子どもを優先し、空いている時だけ使ってよい <input type="checkbox"/> それを必要としている子どもだけが使うようにする <input type="checkbox"/> その他
8	学校のトイレで汚れが気になる場所はどこですか（いくつでも）	<input type="checkbox"/> 洋式便器や便座 <input type="checkbox"/> 洋式便器まわりの床 <input type="checkbox"/> 和式便器 <input type="checkbox"/> 和式便器まわりの床 <input type="checkbox"/> 小便器 <input type="checkbox"/> 小便器まわりの床
9	<u>子どもたちが</u> ガマンすることなく安心してトイレを利用するために、今後、どのような教育や指導が必要だと思いますか（いくつでも）	<input type="checkbox"/> 排せつすることの大切さ・恥ずかしいことではないという教育 <input type="checkbox"/> 授業中でもトイレに行きやすい声掛け <input type="checkbox"/> 手指衛生などトイレや手洗いの衛生面の指導 <input type="checkbox"/> トイレでのバリアフリー（物理的・心理的）や多様な性（LGBTQ）についての教育 <input type="checkbox"/> トイレの使い方マナー教育 <input type="checkbox"/> トイレの清掃方法の指導 <input type="checkbox"/> とくにない

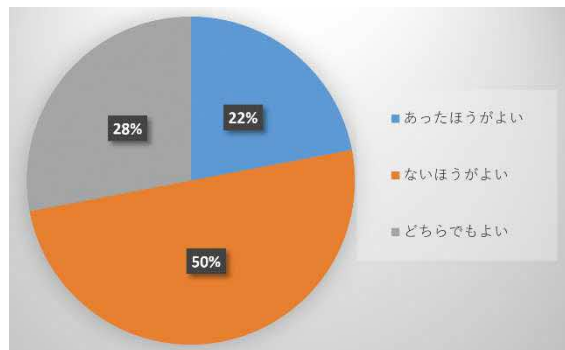
10	改修でキレイになったトイレを維持するために、ソフト面で必要と思われることをお選びください。(いくつでも)	<input type="checkbox"/> トイレや手洗いの衛生管理の大切さを教える <input type="checkbox"/> トイレ清掃の手順や道具の使い方を教える <input type="checkbox"/> トイレの清掃方法を専門家から学ぶ機会を設ける <input type="checkbox"/> トイレの使い方マナーやキレイを保つ使い方を教える <input type="checkbox"/> トイレの使い方マナーやキレイを保つ使い方のポスターを掲示する <input type="checkbox"/> 教職員・校務員で清掃をする <input type="checkbox"/> 外部の清掃業者に委託する <input type="checkbox"/> 年に1回程度、プロの特別清掃を入れる <input type="checkbox"/> とくにない
11	第1回アンケートでは児童生徒に学校トイレに関する人権教育の有無について「ある」との回答が47.0%、「ない」が48.5%という集計結果になっています。このことについて回答願います。	
	(児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ある」人) どの様な人権教育を行いましたか？	<input type="checkbox"/> いたずらやからかいに関することを含む <input type="checkbox"/> 性的マイノリティに関することを含む <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> その他
	(児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ない」人) 今後の取組みについて	<input type="checkbox"/> 全児童を対象として行いたい <input type="checkbox"/> 一部の児童生徒に行いたい <input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> その他
12	第1回アンケートでは、学校トイレに関する人権教育の有無についてお聞きしましたが、その他の人権教育の中で、トイレや性的マイノリティに関する教育を行ったことがありますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

■ アンケート結果（教職員）

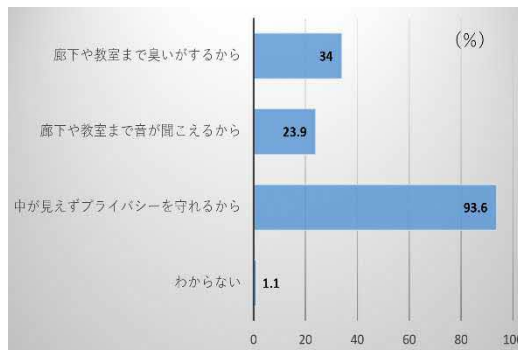
Q1. 子どもたちが学校でガマンせずに安心して利用するために、どのようなトイレがよいと思いますか（1つだけ）



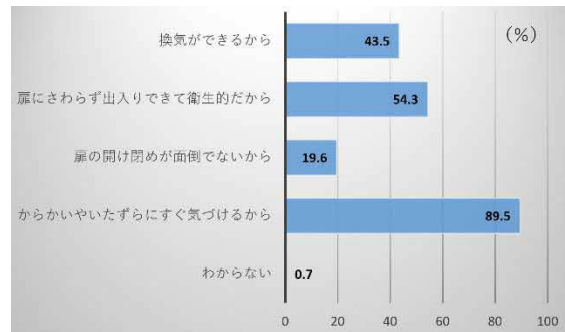
Q2. 児童生徒用のトイレは、廊下からトイレに入るところに扉があった方がよいと思いますか（1つだけ）



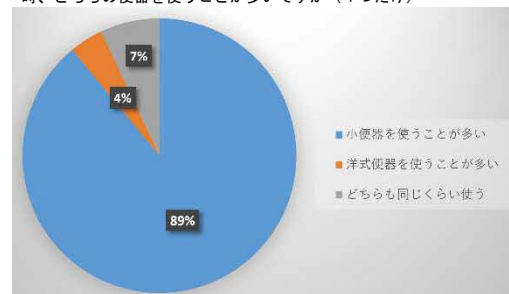
Q3. あったほうがよい理由



Q3. ないほうがよい理由

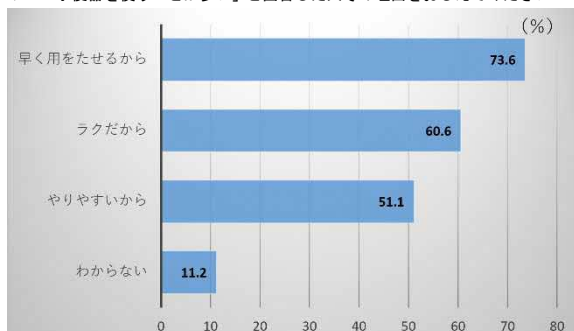


Q4. （男性トイレを利用される方）あなたが学校のトイレで小用をする時、どちらの便器を使うことが多いですか（1つだけ）

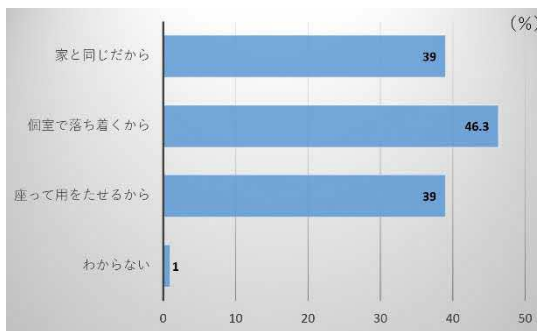


資料

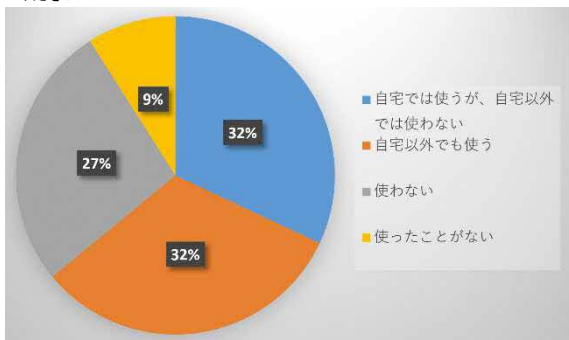
Q5. 「小便秘器を使うことが多い」と回答した人その理由をおしえてください



「洋式便器を使うことが多い」と回答した人その理由をおしえてください



Q6. あなたがおしりを洗う機能（温水洗浄便座）を使うことについて教えてください

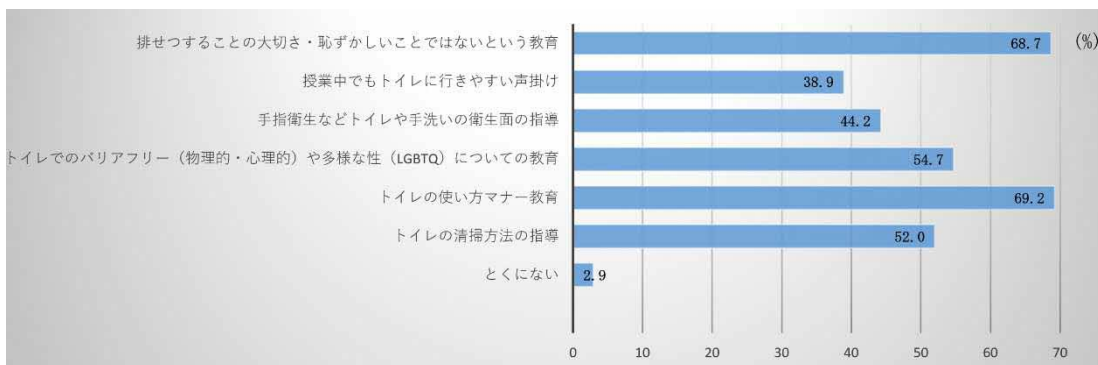


Q7. 学校に設置されている男女共用のバリアフリートイレについて、子どもたちにどのような使い方をさせるのが望ましいと思いますか（1つだけ）

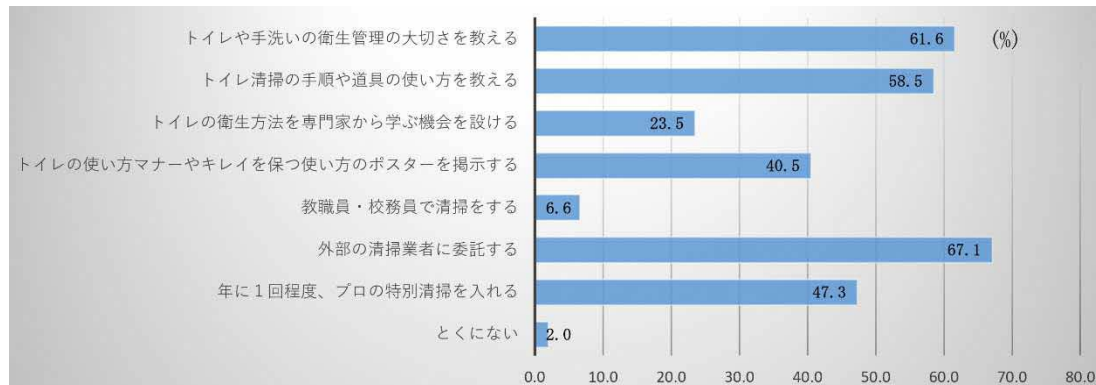


Q8. 学校のトイレや手洗い場で汚れが気になる場所はどこですか（いくつでも）・・・15 ページ参照

Q9. 子どもたちがガマンすることなく安心してトイレを利用するために、今後、どのような教育や指導が必要だと思いますか（いくつでも）

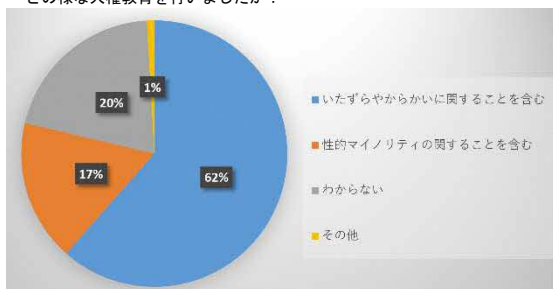


Q10. 改修でキレイになったトイレを維持するために、ソフト面で必要と思われることをお選びください。（いくつでも）

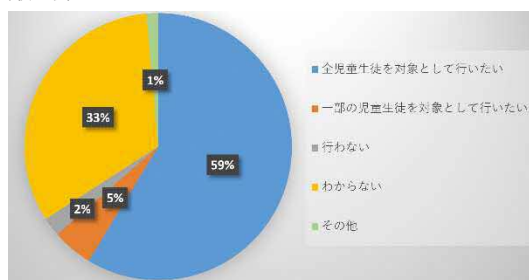


資料

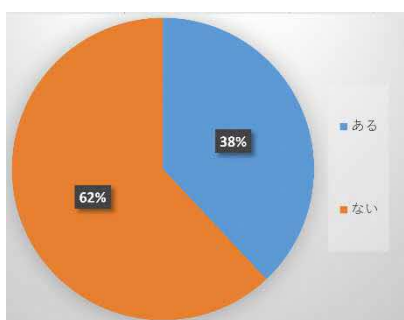
Q11. (児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ある」人) どのような人権教育を行いましたか？



Q11. (児童生徒に学校トイレに関する人権教育をしたことが「ない」人) 今後の取組みについて



Q12. 第1回アンケートでは、学校トイレに関する人権教育の有無についてお聞きしましたが、その他の人権教育の中で、トイレや性的マイノリティに関する教育を行ったことがありますか？



2回目 学校トイレアンケート調査（保護者用）

	質問文	選択肢
1	子どもたちが学校でガマンせずに安心して利用するために、どのようなトイレがよいと思いますか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> 大便器と小便器が両方あり、小便器が横に並んでいる <input type="checkbox"/> 大便器と小便器が両方あり、小便器の間に仕切りがついている <input type="checkbox"/> 校内の全部のトイレが、小便器がなくて大便器の個室になっている <input type="checkbox"/> 校内の一部のトイレが、小便器がなくて大便器の個室になっている <input type="checkbox"/> わからない、その他
2	児童生徒用のトイレは、廊下からトイレに入るところに扉はあった方がよいと思いますか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> あった方がよい <input type="checkbox"/> ない方がよい <input type="checkbox"/> どちらでもよい
3	その理由	あった方がよい <input type="checkbox"/> 廊下や教室まで臭いがするから <input type="checkbox"/> 廊下や教室まで音が聞こえるから <input type="checkbox"/> 中が見えずプライバシーを守れるから <input type="checkbox"/> わからない
		ない方がよい <input type="checkbox"/> 換気ができるから <input type="checkbox"/> 扉にさわらず出入りできて衛生的だから <input type="checkbox"/> 扉の開け閉めが面倒でないから <input type="checkbox"/> からかいやいたずらにすぐ気づけるから <input type="checkbox"/> わからない
4	（男性トイレを利用される方） あなたが学校のトイレで小用をする時、どちらの便器を使うことが多いですか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> 小便器を使うことが多い <input type="checkbox"/> 洋式便器を使うことが多い <input type="checkbox"/> どちらも同じくらい使う
5	「小便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください	<input type="checkbox"/> 早く用をたせるから <input type="checkbox"/> ラクだから <input type="checkbox"/> やりやすいから <input type="checkbox"/> わからない
	「洋式便器を使うことが多い」と回答した人 その理由をおしえてください	<input type="checkbox"/> 家と同じだから <input type="checkbox"/> 個室で落ち着くから <input type="checkbox"/> 座って用をたせるから <input type="checkbox"/> 人に見られる心配がないから <input type="checkbox"/> わからない
6	おしりを洗う機能（温水洗浄便座）を使うことについて答えてください	<input type="checkbox"/> 自宅では使うが、自宅以外では使わない <input type="checkbox"/> 自宅以外でも使う <input type="checkbox"/> 使ったことがない

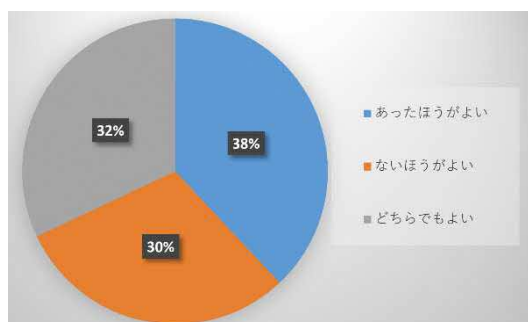
7	学校に設置されている男女共用のバリアフリートイレについて、子どもたちにどのような使い方をさせるのが望ましいと思いますか（1つだけ）	<input type="checkbox"/> 誰でも好きな時に自由に使ってよい <input type="checkbox"/> それを必要としている子どもを優先し、空いている時だけ使ってよい <input type="checkbox"/> それを必要としている子どもだけが使うようにする <input type="checkbox"/> その他
8	学校のトイレで汚れが気になる場所はどこですか（いくつでも）	<input type="checkbox"/> 洋式便器や便座 <input type="checkbox"/> 洋式便器まわりの床 <input type="checkbox"/> 和式便器 <input type="checkbox"/> 和式便器まわりの床 <input type="checkbox"/> 小便器 <input type="checkbox"/> 小便器まわりの床

■ アンケート結果（保護者）

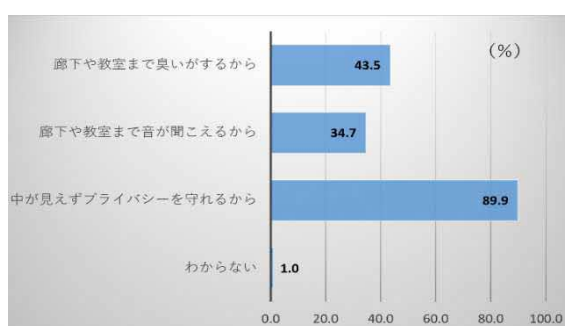
Q1. 子どもたちが学校でガマンせずに安心して利用するために、どのようなトイレがよいと思いますか（1つだけ）



Q2. 児童生徒用のトイレは、廊下からトイレに入るところに扉はあった方がよいと思いますか（1つだけ）

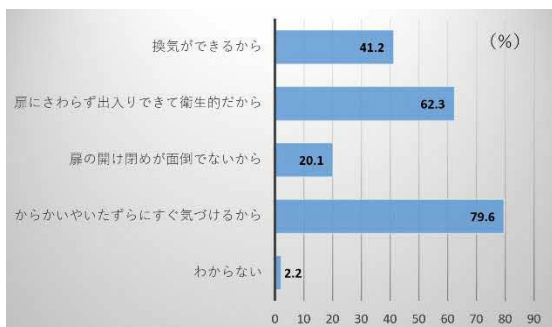


Q3. あったほうがよい理由

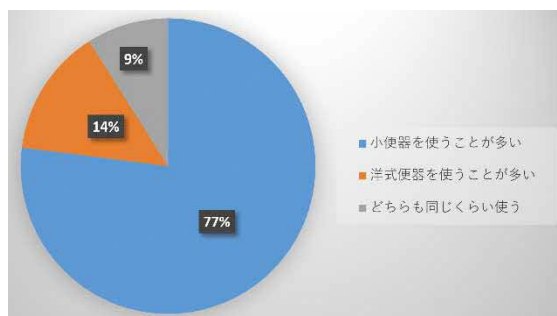


資料

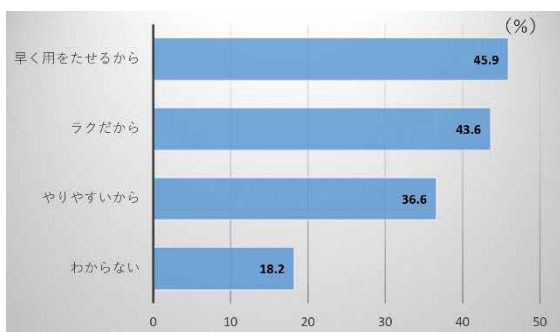
Q3. ないほうがよい理由



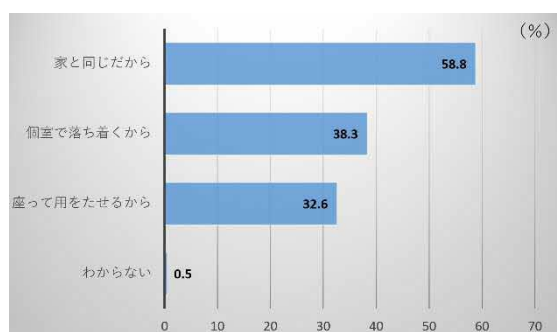
Q4. (男性トイレを利用される方)あなたが学校のトイレで小用をする時、どちらの便器を使うことが多いですか(1つだけ)



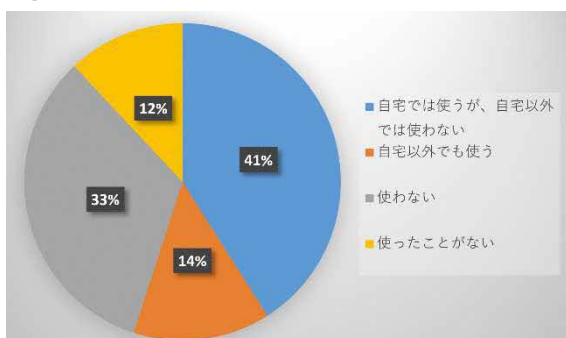
Q5. 「小便器を使うことが多い」と回答した人その理由をおしえてください



「洋式便器を使うことが多い」と回答した人その理由をおしえてください



Q6. おしりを洗う機能(温水洗浄便座)を使うことについて教えてください



Q7. 学校に設置されている男女共用のバリアフリートイレについて、子どもたちにどのような使い方をさせるのが望ましいと思いますか(1つだけ)



Q8. 学校のトイレで汚れが気になる場所はどこですか(いくつでも)・・・20ページ参照

○ 本紙作成にあたり開催した関係者会議

第1回 令和4年 6月29日

第2回 令和4年 8月24日

第3回 令和4年 12月23日

会議構成メンバー

(有識者)

学校のトイレ研究会

NPO 法人 QWRC

(本市)

人権政策室

市民活動課

教育委員会 児童生徒支援課

教育研修課

教育指導課

(事務局) 建築課

教育政策課

○ 有識者からの主な意見

- ・男子が洋式トイレで小用をする時、立ってするのか座ってするのか、家と学校で大差がないことが確認できたことは有意義である。
- ・トイレが新しくなることでガマンすることが減ることを確認できた。
- ・新しくなったトイレで気に入っている設備を今後も維持すべきである。
- ・アンケートの設問は協議を重ねた上で誘導的にならないよう作成できた。
- ・誰もが安全に使いやすいトイレが整備されることがトランスジェンダーの人にも使いやすいトイレである。
- ・トランスジェンダーがトイレを利用する際、男子トイレで発生する課題と女子トイレで発生する課題は別のものである。
- ・トランスジェンダーの多くは自分の見たくてトラブルにならないトイレを選択していて、バリアフリートイレは比較的選びやすい選択肢であるが、それが最適ではない。
- ・みんながバリアフリートイレを使用すると、バリアフリートイレしか使えない人をお待たせすることが多々あるため、できる限り数を増やしてほしい。

(担当課)

枚方市都市整備部施設整備室建築課

枚方市教育委員会事務局総合教育部教育政策課

(本紙作成にあたりご協力いただいた有識者)

学校のトイレ研究会

NPO 法人 QWRC Queer&Women's Resource Center

背景・目的

近年、学校のトイレについては、より良い環境整備が求められており、本市においても令和5年度までに枚方市立小中学校の校舎における洋式化・ドライ化・ユニバーサル化の整備完了に向け取り組んでいます。その後の取り組みとして、令和6年度以降の整備内容等を検証するために、学校のトイレを主に使用している児童・生徒・教職員・保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、学校のトイレならではのさまざまな課題に対する配慮が必要であることがわかりました。児童生徒にとって校舎内のトイレは、顔見知りの友達や先生（特定多数）と一緒に使用する場所です。一方、その他の施設（商業施設など）のトイレについては、基本的には顔見知りでない人（不特定多数）と一緒に使用する場所です。この様に校舎内のトイレは、いつ誰がどのトイレに入ったかを容易に知り得ることが出来る環境となっていることが課題の一因となっています。この度、校舎内のトイレにおけるからかいかや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として「学校のトイレ整備における基本的な考え方」を策定しました。なお、この考え方は、「枚方市学校整備計画」に基づいて実施していくものであり、社会情勢やニーズの変化に伴い適宜見直しを行うこととします。

主なアンケート調査結果

児童生徒	●いつも一人で行く、一人で行くことが多い	62.5%
	●大便をガマンする	29.5%
生徒	●学校の洋式便器で小便是座ってする	62.4%
	●学校で小便をするとき洋式トイレを使う（男子トイレを使用する方のみ）	17.0%
教職員	●排便をガマンすることによる健康障害が見受けられる	19.0%
	●トイレにまつわるいたずらやからかいかが見受けられる	38.6%
	●子ども達が学校でガマンせず安心してトイレをするためにはどのような教育が必要？	
	◆トイレの使い方マナー教育	69.2%
	◆排泄することの大切さ、恥ずかしいことではないという教育	68.7%
	◆トイレでのバリアフリーや多様な性についての教育	54.7%
	●学校で小便をするとき洋式トイレを使う（男子トイレを使用する方のみ）	4.0%
保護者	●子どもが学校のトイレをガマンすることで健康被害につながっていると感じる	62.6%
	●子どもから学校のトイレについての悩み事を聞く	29.5%
	●学校で小便をするとき洋式トイレを使う（男子トイレを使用する方のみ）	14.0%

廊下からトイレに入る扉について？

●児童生徒	あったほうがよい	46%	理由：中が見えずプライバシーを守れるから	77.8%
●教職員	ないほうがよい	50%	理由：いたずらやからかいにすぐ気づけるから	89.5%

子ども達が安心して使用できるトイレ？

	大便器+小便器	小便器間に仕切り付き	個室化（小便器なし）
児童生徒	31%	32%	15%
教職員	14%	55%	22%
保護者	7%	39%	41%

男子トイレで小便器がない個室化のトイレについて？

	とてもよい、よい	とてもよくない、よくない	どちらともいえない	わからない
児童生徒	37.8%	22.9%	29.8%	9.5%
教職員	47.1%	18.4%	29.9%	4.6%
保護者	59.8%	10.6%	23.8%	5.8%

男子トイレの個室化に肯定的な意見が多い一方で否定的またはどちらともいえない意見も一定数ある。また、実態として男子トイレにおける小便時に洋式トイレを使う人が少数派となっている。これらのことから、「いろんな人がいて、いろんなトイレがある」という偏見を持たない人権教育を進めるとともに多様なトイレ整備を進める必要がある。

基本方針 - SDGsの理念に基づいたトイレ環境整備 -

校舎内のトイレにおけるからかいかや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として、「インクルーシブ化・ユニバーサル化」「バリアフリートイレ」「避難所としてのトイレ」に関する考え方を大切にSDGsの理念に基づいたトイレ環境を整備していきます。

1. インクルーシブ化・ユニバーサル化
2. バリアフリートイレ
3. 避難施設としてのトイレ

基本方針を実現するための取り組み

1. インクルーシブ化・ユニバーサル化

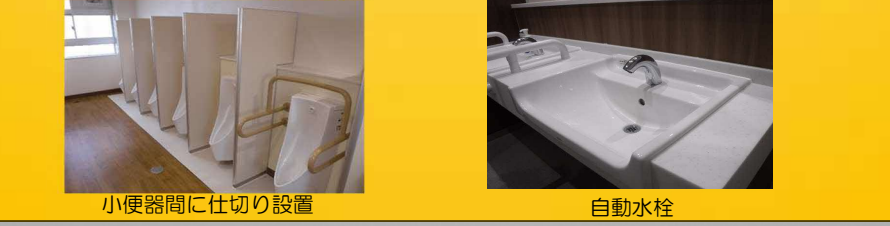
●主な課題

課題	事例
トイレにまつわるからかいか等	・大便をすることによるからかいか ・いつも個室に入ることによるからかいか
大便をガマンすること	・恥ずかしいから、臭いが残って気になるから ・トイレが汚くて臭いから
トイレにまつわる「いたずら」	・故意的な破損 ・異物を流して詰まらせる
トイレの汚れ	・汚してもそのまま ・掃除をしてもきれいにならない

●課題に対する配慮（整備内容）
 トイレにまつわるからかいか等に対する配慮
 （からかいか等を受けている人やトランスジェンダーの方へ）
 男子トイレについては、原則各系列で1フロア個室化とする。その他は小便器を設置することで多様なトイレ整備をする。（個室化とするフロアは各学校と協議の上決定）



全個室化した男子トイレ
 大便をガマンすること、からかいかやいたずら、汚れに対する配慮（ソフト）
 ◆トイレの使い方マナー教育
 ◆排泄することの大切さ、恥ずかしいことではないという教育
 ◆トイレでのバリアフリーや多様な性についての教育
 （ハード）
 ◆小便器間に仕切りを付ける
 ◆汚れが付きにくく、清掃性のよい建材・設備を採用
 ◆感染防止対策：トイレを使用して最後に触れる場所は手洗い後の蛇口です。自動水栓とすることで、きれいに洗った手で蛇口に触れることがなくなります。



小便器間に仕切り設置 自動水栓

2. バリアフリートイレ

●主な課題
 車いす使用者、オストメイト、妊婦、男女トイレの使用に抵抗感のある性的マイノリティの方たちなど、バリアフリートイレを本当に必要としている人たちがいます。使用者が集中してしまうと、必要とする人たちが使いたいときに使えなくなってしまいます。

バリアフリートイレと呼ばれるようになった経緯

年代	主な名称	目的
1994年	障害者トイレ 車椅子専用トイレ	高齢者や障害のある方が外出先でも安心して使えるトイレ
2000年	多目的トイレ 多機能トイレ	使用者を限定せず誰もが使えるトイレ
2021年	バリアフリートイレ	多目的トイレに使用者が集中したため、本当に必要としている人が円滑に使用できるトイレ

●課題に対する配慮（整備内容）
 車いす使用者や介助が必要な方々にとって十分なスペースを確保した上で、温水洗浄便座付き洋式トイレ、非常時の呼出ボタン、車いすに乗ったままでも快適に使用できる洗面台等を設置したバリアフリートイレを各階に整備する。

3. 避難施設としてのトイレ

●主な課題（出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」）
 ・和式トイレ：足腰の弱い高齢者等や車いすでは使用が非常に困難、不衛生
 ・災害時に必要なトイレの個数の確保



和式トイレはJIS規格から除外された
 画像の出典：2016年 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

●課題に対する配慮（整備内容）
 基本方針1・2に準じて洋式トイレとバリアフリートイレを継続的に整備する

（洋式トイレのメリット）

- ・床面の汚れが少なく、大腸菌の発生及び拡散のリスクが低い
- ・断水時でもバケツ一杯の水で容易に流せる
- ・配管破損時で水を流すことが出来ない場合でも、衛生的かつ容易に便袋の装着と回収ができる
- ・災害時用トイレとしてカウントできる

（バリアフリートイレ）

- 温水洗浄付き洋式トイレ
- 洗面台
- オストメイト対応水栓器具
- ベビーチェア
- 多くの機能を備える
- 引き戸式の扉・ピクトサイン

学校のトイレに関する教育

人権教育
 ・あらゆる教育活動において、性的マイノリティへの理解を深めるための学習等の人権教育を推進する。
 ・様々な人権教育教材を活用し、自分や相手、一人一人を尊重する態度を身に付ける。
 ・「DV予防教育プログラム」を活用し、ジェンダー平等教育に取り組む。
 ・障害者理解教育の中で多目的トイレの機能等を知る機会をもつ。

道徳教育
 「特別の教科 道徳」の時間を軸に、学校教育活動全体を通して、学習指導要領の内容項目「主として集団や社会との関わりに関すること」の学習の充実を図り、児童・生徒の公共心や公德心、奉仕の精神などを養う。

学校施設のエレベーター整備等に関する方針

1 方針策定の背景

バリアフリー法の改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法は、高齢者や障害者の移動上、施設利用上の利便性や安全性の向上を図るため、特定の建築物の建築主や所有者に対し、当該建築物にある出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設を、政令で定める基準に適合させる義務を課しています。

このバリアフリー法と同法施行令が令和2年に改正され、基準への適合義務が生じる建築物に公立小中学校が新たに加えられました。これにより、令和3年度以降の新設校については基準への適合義務が、既設校についても、その努力義務が課されることとなりました。

また、この法改正に係る附帯決議では「公立の小中学校が災害時の避難所となっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。」とされました。

国の整備目標

以上のことを踏まえ、文部科学省は、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までに、公立小中学校におけるバリアフリー化を緊急かつ集中的に進めるための整備目標を定め、これを令和2年（2020年）12月25日付けで各教育委員会宛に通知しました。

整備目標では、エレベーター、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消の3つの項目について、令和7年度末までに達成すべき目標が示され、車椅子使用者用トイレは避難所に指定されている全ての学校（総学校数の約95%）に、スロープ等は全ての学校（総学校数の100%）に、エレベーターは要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校（校舎設置分にあつては総学校数の約40%に、体育館設置分にあつては総学校数の約75%に相当）に、それぞれ整備するべきとされました。

国による財政支援制度

この整備目標を達成するため、公立学校施設におけるバリアフリー化のための改修事業については、令和7年度までの間、国庫補助率が1/3から1/2へ引き上げられるなどの財政支援制度が整備されました。

2 市の現状と課題

本市の学校施設におけるバリアフリー化の現状

整備目標に係る本市の令和4年10月時点の現状は、バリアフリースイールの整備率が100%、スロープの整備率が約97%、エレベーターの整備率が約13%となっています。

このうち、スロープ整備については、大規模工事が必要となる特異なケースを残すのみとなっていますが、エレベーター整備については、要配慮児童生徒が増加している現状にあっても、整備目標との乖離が大きいままとなっています。

このような現状において、エレベーターの新設は、学校整備計画において、長寿命化改修に合わせて行うこととされており、整備率を大きく向上させる見込みがない状況にあります。

要配慮児童生徒への対応上の課題

本市では、要配慮児童生徒の在籍校に階段昇降車を配備していますが、操作者の配置が必要なこと、昇降に時間がかかること、特に医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒については、昇降中の突発事象への対応が困難であること等の課題があります。

3 方針の趣旨

この方針は、以上の背景や現状に加え、本市の教育振興基本計画が、障害のある子どもをはじめ、全ての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動することをめざし、『ともに学び、ともに育つ』教育の充実』を基本方策のひとつとして掲げていることを踏まえ、本市の学校施設におけるエレベーター整備を加速化するための考え方を示すものです。

4 学校施設におけるエレベーター整備についての考え方

整備対象校

令和4年10月時点でエレベーターが既に設置されている小中学校は8校あり、令和8年度にエレベーターが整備される禁野小学校を除くと、エレベーターが未整備の学校は54校となります。

国の整備目標は、令和7年度末時点の要配慮児童生徒等の在籍校を対象とするものですが、児童の在籍状況は変動するものであり、特定時点における在籍状況に基づき対象校を限定しても、いずれはエレベーターの未整備校に要配慮児童生徒が在籍する状況は生じ得ることになるため、本市においては、全てのエレベーター未整備校を整備対象校とします。

整備の進め方

これらのことから、本市の小中学校へのエレベーター整備は、国の整備目標を踏まえ、要配慮児童生徒が在籍する学校を優先することとしつつ、その中でも、現在、階段昇降車を利用しており、特にエレベーターの必要性の高い医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒の在籍校を優先に、毎年度2校程度のペースで進めることとします。

また、エレベーター整備を計画的に進めるため、おおむね5年間にわたる取組みに係る年次計画をあらかじめ策定、公表するものとし、整備実施校については、在籍する要配慮児童生徒の学年や在籍数、学校規模などを総合的に勘案し、選定していきます。

これらの情報に加え、要配慮児童生徒の入学見込みに関する情報も踏まえることで、エレベーターがその効果をより多くの場面で発揮することができる学校に優先的に整備するものです。

ただし、計画期間中の進学や転入によって要配慮児童生徒が在籍する場合もあることから、整備実施校の組替えや追加を行う等、年次計画の内容は、毎年度、状況を確認し必要に応じて見直すこととします。

また、エレベーターの設置を要する改修が予定されている学校等については、年次計画による整備実施校としない場合があるものとします。なお、これまでどおり、校舎の建替えや長寿命化改修を行う際には、エレベーターの設置を含めた整備を進めます。

整備の周知等

エレベーターの整備が完了している学校や年次計画に基づく整備予定校については、入学見込みのご家庭などエレベーターを必要とされる方に情報が届くよう、十分な周知を行います。

設置されたエレベーターについては、要配慮児童生徒の移動時だけでなく、地域の方々が来校される際や、荷物を安全に運搬する必要がある場合など、必要な場面で利用できるよう有効活用を図ります。

当面の対応等

国に対しては、引き続き財政支援制度の拡充と期間の延長を要望する等、財源の確保に努め、財政状況を勘案しながら、必要に応じて整備ペースの見直しを図るものとします。特に、要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、2校程度のペースに限らず、整備の加速化を図ります。

なお、要配慮児童生徒の在籍校にエレベーターが整備されるまでの間については、これまでどおり、階段昇降車の導入で対応するものとします。

エレベーター1基当たり（概算）

《事業費》 設計費 5,000 千円 工事費 50,000 千円
《財 源》 国庫補助金 8,500 千円（17,000 千円×1／2）
市債 32,300 千円 一般財源 14,200 千円
《ランニングコスト》 点検委託料：1,000 千円/年

※上記はあくまで想定額です。（工事費については、詳細設計の結果により算出）

[策定年月 令和5年（2023年）3月]

案

令和5年度

学校園の管理運営
に関する指針

枚方市教育委員会

目次

○はじめに	1
○教育大綱	4
○枚方市教育振興基本計画(抜粋)	6
○具体事項	
基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実	
1. 学校園運営体制について	8
2. 学習指導について	別冊版へ
3. 進路指導について	11
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
4. 道徳教育について	14
5. 人権教育について	16
6. 健康教育について	22
7. 特別活動・その他の教育活動について	別冊版へ
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上	
8. 教職員の服務について	26
9. 学校の業務改善について	29
10. 教職員研修について	31
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	
11. 支援教育について	36
基本方策5 幼児教育の充実	
12. 幼稚園教育について	別冊版へ
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進	
13. 学校園・家庭・地域の連携について	別冊版へ
基本方策7 学びのセーフティネットの構築	
14. 安全について	41
15. 生徒指導について	45
基本方策8 学びを支える教育環境の充実	
16. 教育環境の活用について	52
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実	
17. 学校図書館機能の充実について	別冊版へ
基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実	
18. 社会教育と学校教育の連携について	54
19. 児童の放課後対策について	55
参考資料	
・キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力	
・キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力	
・Hirakata 授業スタンダード 第3版(教職員用)	
・Hirakata 授業スタンダード 第3版(高学年・中学生用)	
・Hirakata 授業スタンダード 第3版(低学年用)	

はじめに

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称されるように、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来社会を迎えようとする中、子どもたち自身が自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。生活や社会の中から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力、これこそが学習指導要領において育成をめざすものである。

学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。その上で、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。幼稚園においては、幼稚園教育要領を踏まえ、遊びを通しての総合的、一体的な指導で育み、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう求められている。

大阪府においては、人生を自ら切り拓くとともに、認め合い、尊重し、協議し、世界や地域とつながり、社会に貢献していく人物を育む教育の実現をめざし、『第2次大阪府教育振興基本計画』を策定した。幼児・児童・生徒一人一人をより一層大切にし、一貫した教育の方向性を示すため、小学校・中学校・高校・支援学校等の校種を超えて取り組むべき内容を取りまとめたものであり、その実現に向けて、市町村教育委員会とさらに連携を深め、取り組んでいく必要性について提言している。

本市においては、国・府の動向を踏まえ、「枚方市教育振興基本計画」に基づき、様々な取組を進めている。本指針では、国、府の教育理念や方針及び「第5次枚方市総合計画」「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を

推進していくために、基本的な方向性や取組の重点について定める。令和5年度は、学習指導要領の「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、これまでの取組の上に、「学校教育の質の向上」や「子どもの育ちの支援」といった取組を各学校園においてさらに進めることを最優先の課題とする。そのために、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていく。そして、引き続き、各学校園の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実及び連携を図り、これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させることで、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、豊かな心と健やかな体を育むための教育環境の充実を図る。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、組織的、計画的に進めていく。一方で、すべての教職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めるためにもハラスメントに対する感覚を養うことが求められる。教職員は、その職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に取り組む必要があることを認識しておく必要がある。

すべての幼児・児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、学校園において、多様な学びの場を保証するとともに、相互理解を深め、安心して学校生活を送ることができるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進する。また一人一人の個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ考える機会として、人権教育・啓発に取り組む。特に、貧困や虐待、ヤングケアラー等、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させることが重要である。支援教育については、障害のある児童・生徒、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組を充実していく。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期解決に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめのない環境づくりに努める。不登校については、早期発見・早期対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えるとともに、個に応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所設置等の工夫や外部機関との連携を図る。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。

教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育大綱

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教育方針

<重点方針1 確かな学力の育成>

1-1 確かな学力の育成

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

1-2 教員の育成

多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 いじめ、不登校の解決>

2-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

2-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、市立学校園への復帰以外の選択肢を認めることも含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

<重点方針3 豊かな学びを支える学校園づくり>

3-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

3-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもの状況を含めた学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

3-3 学校園の教育環境整備

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICTの活用を推進するとともに、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組みます。

<重点方針4 生涯学習との連携>

4-1 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

4-2 社会との関わりの場の提供

職業体験や社会見学、社会人による特別授業とともに、休日における地域防災活動の一翼を担うなど、社会と関わる機会を多く作ります。

4-3 生涯学習の推進

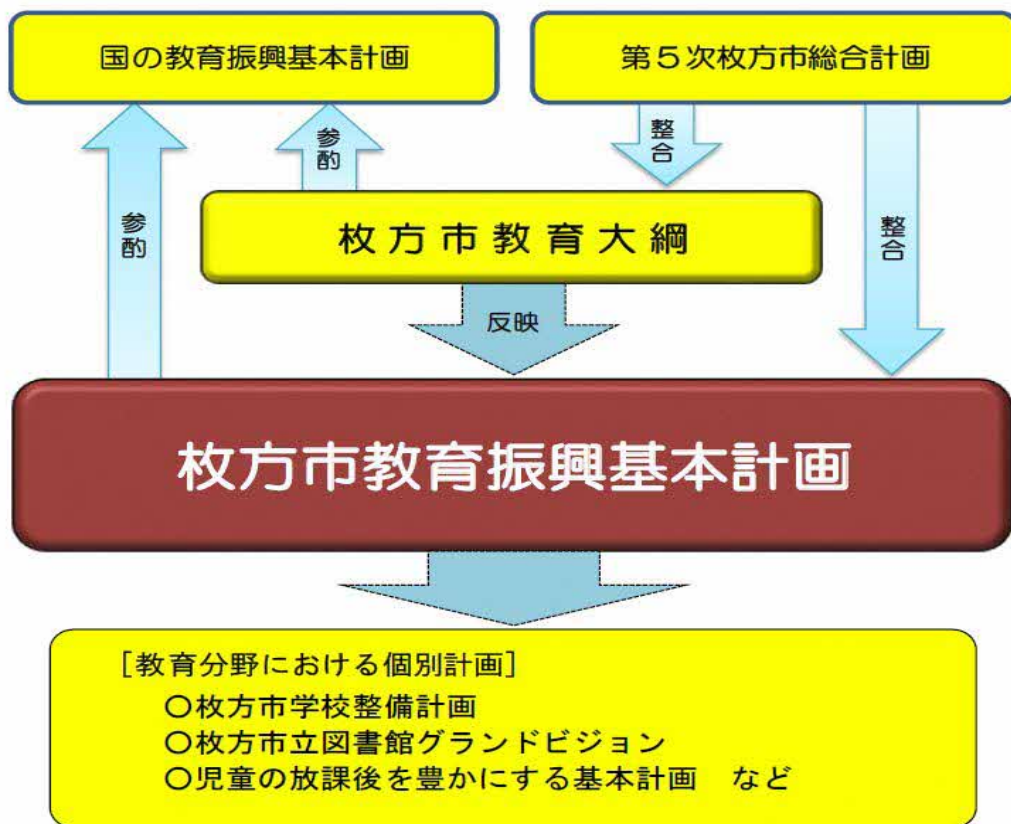
学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進し、学びの習慣を育てていくため、生涯学習と学校教育との連携を強化します。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画※（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1枚方市教育大綱（令和2年3月末改訂）を受け、令和2年9月計画見直し

3.教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。



教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

基本方策1	確かな学力と自立を育む教育の充実
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策5	幼児教育の充実
基本方策6	社会に開かれた学校づくりの推進
基本方策7	学びのセーフティネットの構築
基本方策8	学びを支える教育環境の充実
基本方策9	生涯学習の推進と図書館の充実
基本方策10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

具体事項

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

<基本的な方向性>

学校園においては、それぞれの教育の目的・目標に即して、それを具現化するため、各学校園の基本的な教育方針を明確に定め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。

そのためには、校園長自らが法令等に則り、教育者としての識見に基づき、リーダーシップを発揮し、教職員等の心理的安全性を確保して教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。その際、教職員一人一人の学校園経営への参画意識を高め、それぞれがその役割を十分に果たすことができる機能的な組織体制となるように、学校園運営体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 校園長・教頭は、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図ること。
- 機能的な学校運営を進めるために、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。また、学校事務を効果的に執行する観点から、事務の共同実施等、学校間連携を図ること。
- 小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけること。
- 各学校園の教育計画(特に学校運営に係る経営方針及び重点目標)については、コミュニティ・スクールでの議論、あるいはPTA協議会との情報共有を行うこと。

*幼保こ小…幼:幼稚園、保:保育所(園)、こ:認定こども園、小:小学校

<取組事項>

学校園運営組織の確立

- (1) 園長は主任教諭を、校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任を効果的に機能させるとともに、人材育成を図ること。また、企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。
- (2) 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施することにより、教職員の意欲・資質・能

力の向上と学校園の活性化を図ること。

- (4) 学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めること。
- (5) 小学校においては、校長の学校運営に対して必要な支援を行うことを目的とした保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を活用し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりを進めること。
- (6) 教職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、組織的・協働的に取り組むように努めること。
- (7) 学校園が家庭、地域と連携しながら適切な教育課程を編成し、創意工夫をすることで、特色ある学校園運営を展開する学校園ガバナンスの確立に努めること。

学校評価

- (8) 学校評価については、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては、学校運営協議会から提言や評価を受けること。
- (9) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等を自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営を推進すること。また、実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図るなど、その実効性を高めること。

校種間連携の推進

- (10) 幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう努めること。

小中一貫教育

- (11) 校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。
- (12) きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。

情報管理

- (13) 個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立すること。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に

基づいて管理を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「幼稚園における学校評価ガイドライン」	平成 23 年 11 月文部科学省
「学校評価ガイドライン」(平成 28 年改訂)	平成 28 年3月文部科学省
「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成 31 年3月文部科学省
「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」	令和元年6月文部科学省

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実について

3. 進路指導について

<基本的な方向性>

進路指導にあたっては、9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるよう指導・支援する。

指導においては、基礎的・基本的な学習指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の生き方、考え方が多様化している実情を踏まえ、児童・生徒一人一人の個性、可能性を最大限に伸ばし、適切に自らの進路選択ができるよう、指導の工夫・改善に取り組む。

特に進路選択に際しては、生徒・保護者の希望や主体性を尊重し、必要な資料・情報を事前に十分に提供して、適切な指導が行われるようにする。

<最重要課題>

- 進路指導にあたっては、児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。
- キャリア教育については、急激に変化する時代の中で、一人一人の児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識し、中学校区において作成した全体計画について、その検証・改善に努めること。
- 中学校においては、3年生のみならず1年生時から、進路ガイダンス機能の充実に向けて、キャリア教育の中で育まれてきた、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進路先や定期テストの平均点等、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供するなど、生徒・保護者への適切なアドバイスや支援を行うこと。
- 調査書等進路指導に関する書類の作成にあたっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。その際、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用すること。

<取組事項>

校内進路指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。

進路指導の在り方

- (2) 生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進

学や就職に関するガイダンス機能の充実を図ること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めること。

- (3) 高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に努めること。

キャリア教育の在り方

- (4) キャリア教育については、幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。
- (5) 学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できる職場体験の取組の実施や、府主催「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する等、指導の充実を図ること。
- (6) 小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供するよう努めること。

支援の必要な児童・生徒への進路指導

- (7) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないように、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。
- (8) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを、できるだけ早期に、様々な機会を通じて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。
- (9) 障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導主事と支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応すること。
- (10) 日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応すること。また、「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「キャリア教育を推進するために」	平成17年4月大阪府教育委員会
「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」	平成18年11月文部科学省
「大阪府キャリア教育プログラム」	平成23年3月大阪府教育委員会

「キャリア教育を創る」	平成 23 年 11 月文部科学省
「キャリア教育の進め方サポートブック」	平成 24 年 3 月大阪府教育委員会
「学校における進路指導について」	平成 30 年 5 月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育の充実に向けて」	平成 31 年 3 月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア・パスポートの活用」	令和 2 年 1 月大阪府教育委員会
「枚方市版キャリア・パスポート」	令和 4 年 3 月枚方市教育委員会
「奨学金等指導資料」	令和 4 年 4 月大阪府教育委員会
「中学校 進路指導のための資料」	毎年度大阪府教育委員会
大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くナビ」 http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/	毎年度大阪府教育委員会
「多言語による学校生活サポート情報」 http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/	毎年度大阪府教育委員会
「進路選択に向けて」(多言語版)	毎年度大阪府教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

<基本的な方向性>

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

<最重要課題>

○道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。

<取組事項>

全体計画及び年間指導計画

(1) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。

道徳科の授業

(2) 道徳科の授業においては、道徳的諸価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努めること。

家庭・地域との連携

(3) 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。

指導資料の活用

「こころの再生」府民運動

(4) 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「『大切なこころ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」の活用等により、「生命(いのち)を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人一人の豊かな心を育む取組を実践すること。また、各学校や地域において、あいさつ運動や交流活動等を積極的に進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「『大切なところ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」	平成 26 年3月・平成 27 年3月大阪府教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

5. 人権教育について

<基本的な方向性>

人権教育をさらに充実していくために、国の関係法令等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科・「特別の教科 道徳」・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等あらゆる教育活動において、一層計画的・総合的に推進する。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意し、その指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・支援する。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むことが求められている。

特にいじめやセクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、研修等を通じて教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心掛けるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。

また、幼児・児童・生徒を権利の主体者として認めていこうとする「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の権利を尊重する精神を徹底する。

<最重要課題>

- 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校及び幼稚園教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進すること。
- 人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、同和教育（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進すること。
- ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図ること。また、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであり、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員に十分認識させること。さらに、未然防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。

<取組事項>

人権教育の推進

- (1) 人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。
- (2) 人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組とすること。
- (3) すべての教職員が人権に関する知的理解を深め、府教育委員会の「OSAKA人権教育ABC」等を活用した人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。
- (4) 幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、「人権教育教材集・資料CD」や「生命(いのち)の安全教育教材」、アニメ「めぐみ」等を適切に活用し、人権教育を推進すること。
- (5) 人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (6) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障害についての理解を深める教育を系統的に実施すること。
- (7) 障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進めること。

子どもの見守り体制の確立(児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー*)

*「ヤングケアラー」…一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子ども。

- (8) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、アンケートや1人1台端末の活用、スクリーニング等を実施し、気になる幼児・児童・生徒に対しては家庭訪問を行う等、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。また、その際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図ること。
- (9) 児童虐待やヤングケアラーへの認識を研修等の機会を通じて深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待やヤングケアラーを発見した場合やその疑いがある

場合には、子ども家庭センターや市の子ども相談課へ速やかに通告または相談し、教育委員会に報告すること。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努めること。

(10) 関係機関への通告後も、学校園として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校園生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うこと。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図ること。

(11) 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供すること。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をすること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、関係機関と日常的な連携を行うこと。

ジェンダー平等教育の推進

(12) 小中学校においては、人権政策室と連携した「DV 予防教育プログラム」を活用するなど、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、ジェンダー平等の観点から、学校からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検すること。また、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。

(13) 学校園においては、性的マイノリティとされる幼児・児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努めること。

在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

(14) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(15) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成するなど、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。

同和教育の推進

(16) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努めること。

平和教育の推進

(17) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保につ

いて児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進すること。その際「平和教育基本方針」を踏まえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用すること。また、人権政策室と連携した3月1日の「枚方市平和の日」にちなんだ「平和フォーラム」「平和の燈火（あかり）」等平和を考える事業に積極的に取り組むこと。

家庭・地域における人権教育

(18) PTAの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかけるとともに、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進すること。

不適正な区域外就学の防止

(19) 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「人権教育のための資料1～9」	平成12年3月～平成21年大阪府教育委員会
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「平和教育に関する事例集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」	平成15年7月大阪府教育委員会
「人権基礎教育指導事例集」	平成16年3月大阪府教育委員会
「OSAKA人権教育ABC Part1～5」	平成19年3月～平成25年3月大阪府教育センター
「精神障がいについての理解を深めるために」	平成20年5月改訂大阪府教育委員会
「在日外国人教育のための資料集(DVD)」	平成22年3月大阪府教育委員会
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」	平成22年3月大阪府教育委員会
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてき～」	平成23年3月改訂大阪府教育委員会
「日本語支援アイデア集」	平成23年3月大阪府教育委員会
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくためにー本名指導の手引き(資料編)ー」	平成25年4月一部修正大阪府教育委員会
人権教育リーフレットシリーズ	平成26年3月～大阪府教育委員会
「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」	平成26年7月大阪府教育委員会
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	平成27年4月文部科学省
「リバティ大阪を活用する人権学習プラン」	平成27年6月大阪府教育委員会
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録	平成27年7月文部科学省

に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」	
「日本語指導実践事例集」	平成 28 年3月大阪府教育委員会
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」	平成 28 年4月文部科学省
「人権教育教材集・資料CD」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「人権教育教材集・資料・教員用手引き」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「学校における人権教育推進のための資料集」	平成 29 年4月改訂大阪府教育委員会
「人権教育実践事例集」	平成 29 年6月大阪府教育委員会
「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」	平成 29 年 11 月大阪府教育委員会
「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について	平成 30 年7月文部科学省
「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	平成 31 年2月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	平成 31 年2月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「枚方市児童虐待防止ハンドブック」	平成 31 年3月改訂枚方市児童虐待問題連絡会議
「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」	令和元年5月文部科学省
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」	令和元年 12 月大阪府教育委員会
「アニメ『めぐみ』の短縮版の作成について」	令和2年1月政府・拉致問題対策本部
「性の多様性の理解を進めるために」	令和2年4月大阪府教育委員会
「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー研修用参考資料」	令和2年4月大阪府教育委員会
「教職員人権研修ハンドブック」	令和3年3月大阪府教育委員会
「生命(いのち)の安全教育教材」	令和3年4月文部科学省
「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」	令和3年7月大阪府教育委員会
ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み	令和3年9月文部科学省
「ジェンダー平等教育啓発教材『男女共同参画について考えよう』」	令和3年10月大阪府府民文化部男女参画・府民協働課
「大阪府人権白書 ゆまにてなにわ」	令和4年3月大阪府府民文化部人権局

<関係法令>

資料名	出典
「同和対策審議会答申」	昭和 40 年8月同和対策審議会

「大阪府子ども条例」	平成 19 年4月
「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ]	平成 20 年3月文部科学省
「障害者基本法」	平成 25 年6月 26 日改正
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」	平成 26 年1月文部科学省
「大阪府人権教育推進計画」	令和4年9月改定
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	令和3年6月一部改正
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	平成 28 年6月3日施行
「部落差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 12 月 16 日施行
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」	令和元年 10 月一部改正
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」	令和元年 10 月 30 日施行
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」	令和元年 11 月1日施行
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」	令和4年4月1日施行
「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」	令和4年4月施行

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

6. 健康教育について

<基本的な方向性>

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える必要がある。

食に関する指導については、学校園・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。また、学校給食の意義も踏まえ、小・中学校における食育推進体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和2年度改訂版)」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置すること。また、各校の状況について十分検討したうえで、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを策定すること。加えて、食物アレルギーの既往症が幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。
- 幼児・児童・生徒の熱中症を予防するため、健康観察をはじめ、こまめな水分・塩分補給や、休息を促すなど、健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組の重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。
- 「性犯罪・性暴力対策強化の方針」を踏まえ、幼児・児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命(いのち)の安全教育」のための教材及び指導の手引きを活用し、指導すること。

<取組事項>

学校保健計画の策定

- (1)「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

生活習慣の確立

- (2) 望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組の推進が必要なことから、学校園・家庭・地域及び関係機関が連携して、幼児・児童・生徒の生活習慣の確立に向け取り組むこと。

学校保健委員会の開催

- (3) 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師・主治医・地域の保健医療機関等と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質・能力を幼児・児童・生徒に育成することができるよう、年1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。

食育

- (4) 食に関する指導に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえて指導の内容、方法、指標等を決定し実施していくこと。そのためには教育計画に掲載された全体計画に基づいて取組を推進するための校内体制を必要に応じて見直し、学校教育全体を通じて実施するとともに、年間指導計画の作成に努めること。また、小・中学校ともに、食育を推進するための委員会等を設置し、全教員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結び付く実践的な態度や食物を大切に作る心の育成を図ること。
- (5) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食に関する指導の推進体制や指導内容の改善を図ること。

健康教育の充実

- (6) 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、感染症や心の健康問題、また、アレルギー疾患等による幼児・児童・生徒の健康にかかわる課題解決を図る為、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育の充実を図ること。
- (7) 性に関する指導を通じて、子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度の育成が重要であることから、大阪府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。
- (8) 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。
- (9) ICT等活用による「視力低下」「ドライアイ」「姿勢の悪化」「睡眠不足」等、児童・生徒の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の使用の仕方等について、学校と家庭が連

携して取り組むこと。

衛生管理

- (10) 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管すること。
- (11) 学校給食実施においては、学校給食法第9条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

安全・安心の確保

- (12) 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに死戦期呼吸*についても理解を深めること。
- *死戦期呼吸: ゆっくりあえぐような呼吸であり、ただちに胸骨圧迫が必要な状態
- (13) 国民健康保険法の趣旨を踏まえ、無保険により児童・生徒が医療を受けることができなくなるようなことのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「性教育指導事例集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」	平成21年3月文部科学省
「学校給食衛生管理基準の施行について」	平成21年4月文部科学省
「おおさか食育ハンドブック」	平成22年3月大阪府スポーツ・教育振興財団
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	平成23年3月文部科学省
「学校給食衛生管理基準の解説」	平成23年独立行政法人 日本スポーツ振興センター
「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」	平成23年8月文部科学省
「学校における結核対策マニュアル」	平成24年3月文部科学省
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」	平成26年3月文部科学省
「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」	平成27年2月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応指針」	平成27年3月文部科学省
「児童生徒等の健康診断マニュアル」	平成27年8月日本学校保健会
小学生用食育教材「たのしい食事 つながる食育」	平成28年2月文部科学省
「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」	平成28年4月文部科学省
「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」	平成29年3月文部科学省
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	平成29年3月文部科学省

「がん教育推進のための教材指導参考資料」	平成 29 年5月文部科学省
「がん教育推進のための教材」	平成 29 年6月文部科学省
「学校園における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成 30 年5月 10 日枚方市教育委員会
「学校における麻しん対策ガイドライン」第二版	平成 30 年2月国立感染症研究所感染症疫学センター
「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」	平成 30 年3月大阪府教育庁
「学校において予防すべき感染症の解説」	平成 30 年3月日本学校保健会
「熱中症事故等の防止について」	平成 30 年6月4日枚方市教育委員会
「学校環境衛生管理マニュアル」(平成 30 年度改訂版)	平成 30 年6月文部科学省
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」	平成 30 年7月スポーツ庁
「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成 31 年4月・令和元年7月スポーツ庁
「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」	令和元年6月文部科学省
「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和2年度改訂版)」	令和元年 11 月枚方市教育委員会
「保健主事のための実務ハンドブック令和2年度改訂」	令和2年 3 月文部科学省
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン«令和元年度改訂»	令和2年3月日本学校保健会
「熱中症事故の防止について」	令和2年6月文部科学省
「熱中症対策マニュアル」	令和2年7月枚方市教育委員会
「小学生向け新体力テスト用動画教材の Web 配信について」	令和3年3月大阪府教育庁
中学生食育教材「食」の探究と社会への広がり」	令和3年3月文部科学省
「生命(いのち)の安全教育」	令和3年4月文部科学省
「がん教育パンフレット『やさしいがんの知識 2021』」	令和3年8月公益財団法人がん研究振興財団事務局
「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～子どもの安心・安全を確保し、子どもの学びを止めないために～(市町村学校園版)」	令和4年 12 月大阪府教育委員会
「熱中症 環境保健マニュアル 2022」	令和4年3月改訂環境省環境保健部環境安全課
「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」	令和4年3月文部科学省
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」	令和4年3月大阪府教育委員会
「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」	令和4年3月文部科学省
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」	令和4年4月文部科学省
「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」	令和5年1月枚方市教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

<基本的な方向性>

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。このことを教職員に深く自覚させ、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

- 勤務時間の内外に問わず、教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。特に「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の公布に伴い、教職員等による児童・生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童・生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されない。このことについて必ず教職員研修を実施し、未然防止に向けた取組を徹底すること。
- 教職員の不適切な言動が疑われる場合に、同僚間において声をかけ合ったり、管理職への報告が適切に行われる組織づくりを進めること。万一、服務上の問題が発生した場合は、事実関係を的確に把握し、速やかに報告すること。
- 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

<取組事項>

服務規律の確立

- (1) 教職員に、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させ、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるよう指導を徹底すること。また、勤務時間の適正な把握・管理を行うこと。
- (2) 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできない。その防止・根絶に向けて組織的に取組むこと。
- (3) 職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させること。また、幼児・児童・生徒等の個人情報などを適正に管理すること。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないように、責任と自覚を持って行動するよう指導すること。
- (4) 教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なや

り取りを行うことのないよう指導すること。

- (5) 飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導の徹底を図ること。
- (6) 教職員の自家用自動車等による通勤は極力自粛させること。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底すること。
- (7) 教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。
- (8) 「勤務場所を離れて行う研修」は、法令に基づき校長による承認手続きをより厳正に行うとともに適正に処理すること。
- (9) 教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。
- (10) 兼職・兼業については、地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。
- (11) 教職員として、相応しい言動・服装等に留意するなど、倫理観の確立に努めさせること。
- (12) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう指導すること。
- (13) 教職員の出張命令・時間外勤務命令については、その意義等を十分に認識させ、適正な執行を行うこと。
- (14) 教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚させ、常に自己研鑽に励むよう指導すること。
- (15) 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- (16) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程」	平成24年3月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「職員倫理ハンドブック」	平成25年4月1日枚方市

「不祥事防止に向けたワークシート集」	令和2年2月大阪府教育庁
「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～	令和2年3月大阪府教育委員会
「児童・生徒との SNS 等による私的なやり取りの禁止について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「児童・生徒に対するわいせつ行為の禁止の徹底について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「教職員の評価・育成システム 手引き」	令和3年3月大阪府教育委員会
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》(改訂版)」	令和3年3月大阪府教育委員会
「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について」	令和3年6月文部科学事務次官
「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」	令和4年4月枚方市教育委員会
「パワーハラスメント防止指針」	令和4年4月枚方市教育委員会
「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止及び対応に関する指針」	令和4年4月枚方市教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」	令和3年6月公布

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

9. 学校園における働き方改革について

<基本的な方向性>

子どもたちにとって、教員の影響は大きく、教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資することである。そのため各学校園の特色や状況を踏まえつつ長時間勤務の縮減に向けた取組や、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人一人の意識改革を推進するなど、学校園における「働き方改革」に取り組むよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

- 学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- 学校園の経営方針等において、時間配分に当たって優先すべき業務を示すとともに、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行う意識を持つこと。
- 全ての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させること。また教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話合いも参考にしながら、管理職は学校園内の業務の在り方の適正化を図る。

<取組事項>

- (1) 出退勤システムを活用し、在校等時間の適正な把握を行うこと。
- (2) 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等に基づき、適切に行うこと。
- (3) 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校園長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。
- (4) 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月80時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。また、元気な教職員・学校園づくりのために、メンタルヘルズ相談等を積極的に活用するよう指導し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高めること。
- (5) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルズ不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。

- (6) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的に取り組むこと。
 そして、生徒が休日に家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障すること。
- (7) 練習時間、休養日の設定、長期休業中の休養期間の設定等、「枚方市中学校部活動方針」に基づき、適切な部活動運営を行うよう指導すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」	平成31年3月文部科学省
「電話対応時間のお知らせ」	令和4年6月枚方市教育委員会
「枚方市中学校部活動方針」	平成31年2月枚方市教育委員会
「枚方市特定事業主行動計画」	令和2年4月枚方市
枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	令和2年4月枚方市教育委員会
「学校における働き方改革推進について」	令和2年10月枚方市教育委員会教職員課
「学校における働き方改革推進について～2～」	令和3年3月枚方市教育委員会教職員課
「業務改善推進校取組特集①②」	令和3年12月枚方市教育委員会教職員担当
「業務改善推進校取組特集③」	令和4年1月枚方市教育委員会教職員担当
「業務改善推進校取組特集④⑤」	令和4年2月枚方市教育委員会教職員担当

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

10. 教職員研修について

<基本的な方向性>

教職員は教育公務員としての使命を自覚するとともに、その職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質・能力の向上に努めなければならない。このことを教職員に深く自覚させ、規範意識を養うとともに教職員が教職経験に応じた、段階的かつ専門的な研修に積極的に参加しようとする意欲を高める必要がある。また、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のICT活用指導力を向上させる必要がある。

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、キャリアステージに応じた教職員一人一人の資質と指導力の向上が求められている。

学習指導要領を踏まえ、「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに教職員研修を実施する。学校園においては、子ども理解を基盤とした学校経営や学級経営の充実に向け、新たな教育課題に対応した校内研究・研修のさらなる充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員の育成を図る。

<最重要課題>

- 初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、首席や指導教諭、初任期教職員指導コーディネーター等を活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めること。
- 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に授業改善を組織的・計画的に進めること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図ること。
- すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。また、あらゆる場面で人権意識を

絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

○学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成すること。校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励を行うこと。

<取組事項>

教職員の育成

- (1) 市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJTを推進すること。
- (2) 教職員経験1年目～3年目（教諭・講師等）の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員（初任期教職員）の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。また、校内組織としてメンターチーム*を組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図ること。
*「メンター」・・・仕事上（または人生）の指導者、助言者の意味。メンターは、キャリア形成をはじめ生活上の様々な悩み相談を受けながら、育成にあたる。
- (3) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。また、教職経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用すること。
- (4) 教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」*となれるような専門的な知識と指導

技術を身に付けさせること。また、中堅教諭等資質向上研修で実施する「校内モデル授業」を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図ること。

*「ロールモデル」・・・具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のうちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長するといわれる。

(5) 10年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。

(6) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。

授業改善

(7) 学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めること。

(8) 学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めること。

校園内研究・校園内研修

(9) 小・中学校の校園内研究・校園内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。

(10) 授業改善のための校園内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会において、指導主事、教育推進プランナー等が講師を務める校園支援プログラムなどを効果的に活用し、研究を推進すること。

(11) 校園内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校園の研究成果を活かし、指導力の向上を目的の一つとすること。さらに、指導教諭及び授業の達人・授業マイスターを活用し、教

員に対する授業改善等の指導に努めること。

研修の受講

- (12) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。
- (13) 教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、留意事項や事前課題等に留意し、受講するよう指導すること。
- (14) 校園内研修等において、研修を受講した教職員に、その内容を実践・伝達させるなど、日常的なOJTを推進して、学校園全体の教育活動に還元するよう努めること。
- (15) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること。また、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「次世代の教職員を育てるOJTのすすめ」	平成20年3月大阪府教育委員会
「ミドルリーダー育成プログラム」	平成22年3月～令和2年3月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成25年3月大阪府教育センター
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「『英語を使うなにわっ子』育成プログラム」	平成25年8月大阪府教育委員会
「理科授業づくり2」	平成27年3月大阪府教育センター
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成29年11月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引き(第二版)」	平成30年11月文部科学省
「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」	平成31年1月大阪府教育センター
「小学校プログラミング教育に関する研修教材」	平成31年3月文部科学省
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	平成31年4月1日枚方市教育委員会
「理科薬品の取り扱い」	平成31年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」	平成31年4月枚方市教育委員会
「OSAKA教職スタンダード」	令和元年5月大阪府教育委員会
「学校教育の情報化の推進に関する法律」	令和元年6月文部科学省
「小学校における『プログラミング教育』」	令和2年1月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「Hirakata 授業スタンダード」	令和5年4月枚方市教育委員会

「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう! ICT20 steps」	令和2年枚方市教育委員会
「新規採用教職員のためのハンドブック『教職員の智』」	令和5年4月枚方市教育委員会
「令和4年度小中学校初任者研修の手引」	令和5年4月枚方市教育委員会
「令和4年度中堅教諭等資質向上研修の手引」	令和5年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」	令和5年4月枚方市教育委員会
「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」	令和5年枚方市教育委員会
「枚方版 ICT 教育モデル」	令和5年枚方市教育委員会

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

11. 支援教育について

<基本的な方向性>

支援教育を進めるにあたっては、障害の有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

また、発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めるとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。

*インクルーシブ教育システム・・・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みのこと。

<最重要課題>

- 地域における共生社会の実現をめざし、校園内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図ること。また、ICT機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むこと。
- 支援学級において実施する特別な教育課程には、必ず自立活動を編成すること。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童・生徒の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努めること。
- 枚方市支援教育ガイドブック(仮)を参考に、すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある子どもの学びの充実に努めること。

<取組事項>

「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- (1) 障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実に努めるとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障害のある子どもの学びの充実に努めること。

校内体制の充実

- (2) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。
- (3) 通常の学級には発達障害等支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図ること。また、障害のある子どもに必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立すること。
- (4) 合理的配慮の検討・決定にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。
- (5) 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めること。また、支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努めること。
- (6) 新たに導入される教育支援ソフトを活用する等し、児童・生徒への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努めること。また研修動画や教材例を用いて全ての教職員が支援教育に関する理解を深め、個別最適な学びの充実に努めること。
- (7) 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めること。

交流及び共同学習の充実

- (8) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努めること。また、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導を活かし、相互理解のさらなる推進に努めること。
- (9) 交流及び共同学習の実施にあたっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に取り組むこと。
- (10) 支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実に努めること。

障害のある児童・生徒の教育課程の充実

- (11) 支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意すること。
- (12) 障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施すること。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- (13) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。
- (14) 通常の学級に在籍する発達障害等のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めること。
- (15) 個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進すること。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図ること。
- (16) 個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図ること。
- (17) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

通級指導教室

- (18) 通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。

保護者や関係機関との連携

- (19) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。
- (20) 障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努めること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うこと。
- (21) 障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連

携を図ること。

医療的ケア

- (22) 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。
- (23) 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒及び基礎疾患がある幼児・児童・生徒等、重症化リスクの高い幼児・児童・生徒に対しては、感染症拡大防止対策に基づき、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校園生活を送れるように適切な対応に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「特別支援教育の推進について」	平成 19 年4月1日文部科学省通知
「体罰防止マニュアル」	平成 19 年 11 月大阪府教育委員会
「指導資料[ぬくもり]」	平成 22 年3月大阪府教育委員会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」	平成 24 年7月 23 日中央教育審議会初等中等教育分科会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」	平成 25 年3月大阪府教育委員会
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」	平成 25 年 10 月文部科学省
「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」(「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ)	平成 27 年6月大阪府教育委員会
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」	平成 28 年3月大阪府教育委員会
「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」	平成 28 年6月3日文部科学省他
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	平成 29 年3月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」	平成 29 年3月・7月文部科学省
「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」	平成 30 年3月改訂大阪府教育委員会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」	平成 31 年3月文部科学省
「学校における医療的ケアの今後の対応について」	平成 31 年3月文部科学省
「通級による指導実践事例集(中学校・高等学校)」	令和2年3月大阪府教育委員会
「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」	令和2年3月文部科学省

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」	令和2年12月9日改訂文部科学省
学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル (市町村立学校園版)	(最新版を参照すること)
枚方市支援教育ガイドブック	令和5年3月枚方市教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「学校教育法等の一部を改正する法律」	平成19年4月1日施行
「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令[学校教育法施行令の一部改正]」	平成19年4月1日施行
「障害者基本法第16条」	平成25年6月26日改正
「学校教育法施行令の一部改正について」	平成25年9月6日大阪府教育委員会
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成28年4月1日施行
「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」	平成28年8月1日文部科学省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」	平成28年12月9日文部科学省通知
「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」	平成30年2月8日文部科学省通知
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」	平成30年5月24日文部科学省・厚生労働省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」	平成30年8月27日文部科学省通知
「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」	平成30年9月20日文部科学省通知
「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」	令和4年4月27日文部科学省通知

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

14. 安全について

<基本的な方向性>

自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と学校園施設・設備の点検整備や充実等により、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努める。

また、安全教育にあたっては、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育み、防災教育にあたっては、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

さらに、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災体制の見直し及び充実を図る。また、幼児・児童・生徒の命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じる。

<最重要課題>

- 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。
- 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施するなど、常にその改善に努めること。
- 自然災害等に備えた防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図ること。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

<取組事項>

安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

- (1) 学校保健安全法に基づき作成した学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とすること。
- (2) 学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実を図ること。
- (3) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施すること。
- (4) 9月の大阪府による「大阪880万人訓練」に合わせて、実践的な避難訓練、地域の有識者による講話等、各学校園の実情に応じた防災教育の充実に向け、取組を実施すること。また、大阪北部地震の体験を教訓に、6月18日を中心にして、集会等で講話やディスカッション等の防

災教育に取り組むこと。

- (5) 「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づき、幼児・児童・生徒が適切な行動がとれるよう指導すること。
- (6) 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」において安全確保に向けた取組等を実施し、安全教育を推進すること。
- (7) 警察や地域と連携した実践的な防犯訓練の実施により、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努めること。
- (8) 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う「避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に努めること。
- (9) 送迎バスにおける置き去り事象が生起していることを踏まえ、校外学習等でバス等を利用する際にも、「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」を活用し、安全管理の徹底に努めること。

危機管理体制の確立

- (10) 学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携すること。また、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制を確立すること。
- (11) 事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告すること。
- (12) 不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用すること。

登下校の安全確保

- (13) 登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、特に小学校においては、安全帽子・安全旗等の適切な利用等を含めた集団登校時の安全指導に取り組み、また通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努めること。
- (14) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進すること。特に、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、学校園、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティア、警察、枚方市の関係部局等と連携し、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

交通安全の推進

- (15) 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者に

もなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して毎年継続して実施すること。また中学校においては、第1学年を対象に自転車交通安全教室の実施を通して、一層の交通安全の取組をすすめること。

(16) 保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行うこと。また、幼児・児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童・生徒の保険加入を促進すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」	平成 14 年 10 月大阪府教育委員会
「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	平成 14 年 12 月文部科学省
「学校の安全管理に関する取組事例集」	平成 15 年6月文部科学省
「～子どもを暴力から守る～子どもエンパワメント支援指導事例集(改訂版)」	平成 19 年3月大阪府教育委員会
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」	平成 19 年 11 月文部科学省
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成 22 年3月文部科学省
「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」	平成 23 年3月文部科学省
「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」	平成 24 年3月文部科学省
「学校安全の推進に関する計画」	平成 24 年4月文部科学省
「自転車安全利用推進のための重点行動指針」	平成 25 年1月大阪府交通対策協議会
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	平成 25 年3月文部科学省
「学校事故対応に関する指針」	平成 28 年3月文部科学省
Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン	平成 29 年 11 月枚方市教育委員会
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」	平成 30 年2月文部科学省
「『登下校防犯プラン』について」	平成 30 年6月文部科学省
「落雷事故の防止について」	平成 30 年7月文部科学省
自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について	令和元年 12 月文部科学省
「学校における防災教育の手引き(改訂2版 補訂版)」	令和3年3月大阪府教育委員会補訂版

「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」	令和3年6月文部科学省
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について	令和3年6月文部科学省
「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」	令和4年10月文部科学省

<関係法令>

資料名	出典
学校保健安全法	平成27年6月改正
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」	平成28年4月施行
水防法等の一部を改正する法律	令和3年5月改正
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	令和3年5月改正
災害対策基本法等の一部を改正する法律	令和3年5月施行

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

15. 生徒指導について

<基本的な方向性>

生徒指導にあたっては、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。

これは深い児童・生徒理解と日常の教育実践によって築かれた信頼関係の上に成り立つものであり、平素から教職員の指導力の向上と人権意識の高揚を図ることが重要である。

とりわけ、体罰は、幼児・児童・生徒の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、学校園に対する信頼を根底から崩すものであるということを認識する必要がある。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であることから、「いじめ防止対策推進法」及び「枚方市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で組織的に取り組む必要がある。

近年の問題行動の多様化や低年齢化に対しては、授業の充実を基本として、全教職員が、カウンセリングマインドを身に付け、教育相談を行うなど、児童・生徒に寄り添うとともに、児童・生徒が互いに悩みや喜びを分かち合う集団を育成する等、内面にせまる心のかよった指導を行う。

さらに、義務教育9年間を見通した系統性・継続性のある生徒指導を行い、いじめ・暴力行為等問題行動の未然防止・早期解決・再発防止及び不登校児童・生徒の社会的自立に取り組む。

<最重要課題>

- いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めること。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認すること。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えること。
- 体罰を許さない指導体制を確立し、幼児・児童・生徒を真に大切にす教育活動を展開すること。
- 1人1台端末を活用し、児童・生徒の「心」と「体調」を入力する機会を一日一回設け、その可視化されたデータ等を参考に、児童・生徒の些細な変化を教職員で共有できるよう、組織的な支援体制を構築すること。子どもが発する心のサインの可視化等を通じ、日ごろから幼児・児童・生徒の状況を把握し、組織として見逃さない体制をつくること。
- 児童・生徒を対象にスクリーニングを実施する等、子どもの些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家

庭訪問を行ったり、ICT機器を活用するなど、児童・生徒とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図ること。

<取組事項>

校内生徒指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導担当者を、中学校においては生徒指導主事を中心とした、より機能的な生徒指導体制の充実に努めること。
- (2) 生徒指導担当者（小学校）は、学級の問題を全体の問題にとらえ、全校指導体制を、構築する中心的役割を担うこと。生徒指導主事（中学校）は、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図り、問題への組織的対応の要の役割を果たすこと。

組織的な取組の推進

- (3) 安全・安心な教育環境の充実を図り、児童・生徒の豊かな人格形成を行うこと。また、児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒への発達支持的生徒指導を推進すること。
- (4) 児童・生徒の生活実態を把握し、指導方針を確立すること。
- (5) いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応及び記録の上、直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会に報告すること。
- (6) 「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。
- (7) 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、すべての児童・生徒に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努めるとともに、生徒指導担当者（小学校）または、生徒指導主事（中学校）が中心となりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めること。
- (8) 枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めること。
- (9) 教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を活用して、校内研修の一層の充実に努めること。

いじめの防止と早期発見

- (10) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努めること。また、毎年度、実効性が高いものとなっているか見直しを図ること。
- (11) 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、理解を深めること。
- (12) 幼児・児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い幼児・児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。
- (13) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図ること。
- (14) 児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに教育委員会に報告すること。
- (15) いじめの解消に向けては、いじめ防止対策委員会を中心に、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行すること。また、被害及び加害児童・生徒、いじめが起きた集団を日常的に注意深く見守り、再発防止に努めること。
- (16) 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった幼児・児童・生徒や障害のある幼児・児童・生徒や外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないように、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- (17) 児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進すること。
- (18) インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発も努めること。

体罰根絶の取組

- (19) 体罰の根絶については、各学校園において、日々の実践を再点検し、正しい幼児・児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用して教職員全体の共通認識を深めること。
- (20) 教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告すること。

不登校児童・生徒への支援

- (21) すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうしの絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりを推進すること。

- (22) 欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図ること。
- (23) 子どもが発する心のサインを通じ、学校に行きづらい児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、児童・生徒の支援に努めること。
- (24) 不登校の対応にあたっては、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えること。
- (25) 不登校が長期化している児童・生徒の状況把握に努め、児童・生徒及び保護者の心情や家庭環境の実情に寄り添い、個に応じた支援に努めること。また、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」や民間団体等との連携や、タブレット端末を活用してオンラインでつながるなど、教育の機会の確保を図るよう努めるとともに中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対し、卒業後の主体的な進路選択への支援に努めること。なお欠席が継続している児童・生徒に対しては、定期的な安全確認を行うこと。
- (26) 小学校低学年時より不登校児童が増加する状況を踏まえ、不登校やその兆しがある児童に対して初期段階からの支援体制を構築すること。また、中学校1年生時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取組を適切に中学校につなぐとともに、新たな不登校を生まない取組を推進すること。
- (27) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、『枚方市不登校支援ガイド』、『不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』、『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』に基づいた対応を行い、支援すること。

携帯電話等への対応

- (28) 学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないように指導すること。また、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- (29) 携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。

教育相談体制の充実

- (30) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童・生徒への教育相談体制を充実するとともに、幼児・児童・生徒及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、

今年度より導入予定のSNS相談ができるツールや「子どもの笑顔を守るコール」等の相談窓口を周知し、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とすること。

家庭・関係機関との連携

- (31) 各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催するなど、少年非行等の防止と解決を図ること。
- (32) 1学期中のできるだけ早くに、家庭訪問やタブレット端末等のICTを活用し、保護者と対面で面談する等、家庭と繋がる取組を各学校の実態・実情に即して実施すること。家庭訪問をしない場合、児童・生徒の住所を確認し、校区の状況把握として、実際に校区をめぐること。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- (33) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- (34) 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導すること。

校則について

- (35) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認すること。また、児童・生徒の実情や社会の状況を踏まえるため、内容検討に児童・生徒を参画させるなど適切に見直すこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」	平成17年大阪府教育委員会
「いじめ防止指針」	平成18年3月大阪府教育委員会
「こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成19年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅠ」	平成19年6月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅡ」	平成19年8月大阪府教育委員会
「体罰防止マニュアル」	平成19年11月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム実践事例集」	平成20年7月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」	平成21年3月大阪府教育委員会
「スクールソーシャルワーカー配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド」	平成21年12月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム指導案集」	平成23年5月大阪府教育委員会
「生徒指導リーフ」シリーズ	平成24年2月～文部科学省国立教育政策研究所

「暴力によらない問題解決力育成プログラム」	平成 24 年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」	平成 24 年 12 月大阪府教育委員会
「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」	平成 24 年 12 月大阪府教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「第四次薬物乱用防止五か年戦略」	平成 25 年8月文部科学省
「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット7「ネット・スマホの問題と子どもの人権」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット8「いじめの対応②」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 26 年4月大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 26 年7月枚方市教育委員会
平成 26 年度大阪の子どもを守るネット対策事業(文部科学省委託事業)事業報告書&ネットトラブル回避プログラム	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「薬害を学ぼう」	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」	平成 27 年8月大阪府教育委員会
「レベルに応じた問題行動(非行)への対応チャート」	(中学校版)平成 27 年枚方市教育委員会
「薬物乱用防止教育の推進について」	平成 28 年2月大阪府教育委員会
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめ防止等のための基本的な方針」	平成 29 年3月改訂文部科学省
「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために」	平成 29 年8月大阪府教育委員会
「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援事業の取組みより～」	平成 30 年2月枚方市教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 30 年3月改定大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 30 年9月改定枚方市教育委員会
「枚方市いじめ対応マニュアル」	平成 30 年9月枚方市教育委員会
「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」	平成 30 年 10 月大阪府教育委員会
「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイ	平成 31 年3月大阪府教育委員会

ドライン」	
「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」	令和元年6月大阪府教育委員会
「不登校児童生徒への支援の在り方について」	令和元年10月文部科学省
「子どもを守る被害者救済システム」	令和元年12月改訂大阪府教育委員会
「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取り組み～」	令和2年4月大阪府教育委員会
「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」	令和2年6月枚方市教育委員会
「大麻等薬物乱用防止教室の充実及び啓発資料の活用について」	令和2年9月大阪府教育委員会
ストップいじめ	令和3年4月枚方市教育委員会
「5つのレベルの応じた不登校対応例」	令和3年6月枚方市教育委員会
「大麻乱用防止に向けた啓発資料(チラシ)の配付について」	令和3年8月大阪府教育委員会
枚方市不登校支援ガイド	令和4年9月枚方市教育委員会
不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン	令和4年9月枚方市教育委員会
生徒指導提要	令和4年12月文部科学省
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム(追加資料)」	毎年度大阪府教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「大阪府薬物の乱用の防止に関する条例」	平成24年12月大阪府教育委員会
「いじめ防止対策推進法」	平成25年9月文部科学省
「子どもを守る条例」	令和3年3月枚方市

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

16. 教育環境の活用について

<基本的な方向性>

少子化の進行による幼児・児童・生徒の減少や学校園施設の老朽化が進む中で、学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を進める。令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的に整備が進む学校園施設を日常保全により健全に維持する。さらに、ICTを効果的に活用し、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、教職員・児童・生徒に対し配備された1人1台のタブレット端末や周辺機器等を活用するなど、教育の情報化を推進する。また、教育委員会と学校が、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざす。

そして、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するためにICTを活用し、校務の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組む。

<最重要課題>

- 学校園施設の日常的な管理を行うとともに、幼児・児童・生徒の「自分たちの学校園を大切に使おう」という気持ちを育てること。
- ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう取組を進めること。
- ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努めること。

<取組事項>

学校園施設、設備の維持管理

- (1) 令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、学校園施設の維持保全及び、トイレのドライ化、ユニバーサル化などの計画的な整備が進められるが、日常の維持管理についても、施設の機能や性能を良好な状態に維持すべく適切に行い、幼児・児童・生徒の「大切に使おう」という気持ちを育てること。また、施設の状況を日常的に点検し、異常箇所や危険箇所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行うこと。
- (2) 空調設備については、令和3年度以降も引き続き、適切な維持管理・更新が行われるが、学校園は、空調の日常使用において必要以上に長時間使用しないこと、切り忘れを防止することを

心掛け、また、適切な設定温度の確認などを常に行うことで、幼児・児童・生徒の環境意識を育てること。

校内体制の確立

(3) ICT機器を活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境改善への取組を推進する。

ICT機器の管理運用

(4) タブレット端末の管理、運用については、年度更新等も含めて、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市学校整備計画」	令和2年3月枚方市教育委員会
「枚方版 ICT 教育モデル」	令和5年3月枚方市教育委員会
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	令和5年4月枚方市教育委員会

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

18. 社会教育と学校教育の連携について

<基本的な方向性>

社会教育と学校教育の連携を強化し、地域等と連携しながら、子どもたちが社会と関わる機会を積極的に設けることにより文化・芸術・スポーツ等、様々な体験活動を充実させる。

<最重要課題>

○地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させること。

<取組事項>

多様な学習機会の活用

- (1) 自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、発達段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図ること。その際、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用するよう努めること。
- (2) 地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成すること。
- (3) 特別史跡百済寺跡等の市内の貴重な歴史文化遺産等を生かして、児童・生徒の郷土への歴史の理解を深めること。
- (4) 土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。
- (5) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

19. 児童の放課後対策について

<基本的な方向性>

すべての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、国や本市の放課後対策における計画をもとに、全小学校で「総合型放課後事業」を実施する。

総合型放課後事業では「留守家庭児童会室」と新たに放課後に児童が安心して自由に遊べる場として学校の一部を開放する「放課後オープンスクエア」を一体的に運営することで、利用ニーズに応じて選択できる環境の整備を行うとともに、放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みの推進を図る。

<最重要課題>

- 留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努めること。
- 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図ること。
- 総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取り組みの趣旨等を理解し、連携・協力すること。
- 児童の見守り機能の強化を図ること。

<取組事項>

留守家庭児童会室との連携・協力

- (1) 総合型放課後事業は、教育委員会が主体となって運営する事業であるが、活動場所の確保や児童の安全管理の上では、学校の理解と協力は不可欠であることから、よりよい関係づくりを心がけ、しっかり連携すること。
- (2) 児童の様子の変化など気付いたことや気になることは適宜情報交換を行い、児童の環境の変化を見逃さないこと。
- (3) 児童の非認知能力（「人と関わるチカラ」・「気持ちをコントロールするチカラ」・「目標に向かってがんばるチカラ」）の育成を目指し、協力体制を図ること。

キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力（枚方市教員等育成指標）

	I 初任期（1～5年） 教員としての基礎力、学校組織の一員としての自覚を高める時期	II ミドルリーダー期（6～10年） 実践的指導力を向上させ、視野の拡大を図る時期	III リーダー期（11～20年） 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	IV キャリアの成熟期（21年～） 学校内外の連携を推進し、学校経営に参画する時期
教育への情熱と 教職員としての基礎的素養 ①〔人権尊重の精神〕 ②〔危機管理能力〕 ③〔学び続ける力〕	①人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる ②学級等の安全管理ができる ③優れた取組に学ぶ姿勢を持つ	①学校の人権教育推進のために行動できる ②学校安全のために組織的な行動ができる ③幅広い専門性を高め、キャリアプランを立てる	①学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員に助言できる ②学校における危機管理体制を点検し、改善できる ③様々な分野において最新の情報を収集するとともに、実践を発信する	①人権尊重を基盤とした学校づくりに参画できる ②学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した危機管理体制を確立できる ③学校教育目標達成の視点から様々な情報を収集し、発信する
社会人としての基礎的素養 ④〔課題解決能力〕 ⑤〔法令遵守の態度〕 ⑥〔事務能力〕	④子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤教育公務員として法令を遵守する ⑥計画的かつ正確に事務処理できる	④学年の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令への深い理解を持つ ⑥効率的に事務処理できる	④学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令遵守の精神を教職員に助言する ⑥他の教職員と協力し、効率的に事務処理できる	④大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し対応案を示すことができる ⑤法令遵守の精神を全ての職員が持ち続けることができるよう、組織的な取組を推進することができる ⑥作成した書類等について点検できる
組織の一員としての 行動力・企画力・調整力 ⑦〔協働して取り組むことができる力〕 ⑧〔ネットワークを構築する力〕 ⑨〔マネジメントする力〕	⑦組織の一員としての自覚を持って行動する ⑧課題を解決するために様々な人に報告・連絡・相談することができる ⑨学級経営等を行うことができる	⑦学年、分掌等の要となり、教職員のチーム力を高めることができる ⑧様々な人と関わり、課題を解決するためのネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学年経営や手本となる学級経営等を行うことができる	⑦一人ひとりの教職員の特性を活かし、協働的な組織力を高めることができる ⑧必要に応じて関係機関と連携し、組織力的なネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学校全体の計画を作成、実行できる	⑦学校・家庭・地域・関係諸機関と協働し、学校力を高めることができる ⑧学校内外のネットワーク構築のコーディネートができる ⑨中・長期的な学校経営の方向性を提案し、学校経営に参画することができる
子どもの力を伸ばす 授業力・教科の指導力 ⑩〔授業を構想する力〕 ⑪〔授業を展開する力〕 ⑫〔授業を評価する力〕	⑩子ども主体の授業設計ができ、学習指導案に示すことができる ⑪基本的な授業スキルを実践に活かすことができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた視点で自分の授業を客観的に振り返る	⑩教材を深く理解し、子どもの実態に応じて創意工夫した授業設計ができる ⑪子どもの実態に応じた柔軟な授業展開ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価を授業改善に活かしている	⑩授業の構想について他の教員に助言することができる ⑪授業展開について他の教員に助言することができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価力を身につけている	⑩研究体制を整え、授業設計について組織的な取組を進めることができる ⑪個々の教員の特性を把握し、授業改善に向けた適切な助言ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業改善を推進する体制を構築する
子どもの自尊意識を高め、 集団づくりなどを指導する力 ⑬〔子どもを理解し一人ひとりを指導する力〕 ⑭〔支援教育に対する理解と実践力〕 ⑮〔集団づくりを指導できる力〕 ⑯〔子どもをエンパワーできる指導力〕	⑬個に応じた指導・支援ができる ⑭合理的配慮等、支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、子どもへの指導・支援に活かすことができる ⑮学校の生徒指導方針を理解し、迅速な報告・連絡・相談を行うことができる ⑯子ども一人ひとりに居場所があるような相互に違いを認め合う集団づくりができる	⑬子どもどうしのコミュニケーションを促進できる ⑭子どもの発達の段階や特性に応じた指導・支援の方法について、他の教職員に助言できる ⑮生徒指導等で組織的な対応の中心となる ⑯子どもの一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め、高めあう集団づくりができる	⑬子ども対応のロールモデルとなり、他の教職員に適切な助言できる ⑭支援教育の観点や配慮を要する子どもに対する指導内容や支援方法について精通し、他の教職員に助言できる ⑮組織的な生徒指導体制を機能させる ⑯子どもの自立のために、家庭や地域、関係機関と協働することができる	⑬多様な場面、多角的な視野からの子ども理解について他の教職員に助言できる ⑭支援教育の理解や配慮を要する子どもに対する指導・支援について、組織的な取組を推進することができる ⑮学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した生徒指導体制を確立できる ⑯学校教育目標やめざす子ども像を発信しその実現に向けた組織的な取組ができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

《キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力》

	I 基礎養成期 (1～3年) 基本的な業務遂行力と学校事務職員としての自覚を高める時期	II 専門性養成期 (4～10年) 専門性を高め、組織の一員としての自覚を高める時期	III 専門性・指導力養成期 (11～20年) 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	IV 指導力・統率力向上期 (21年～) 学校内外の連携を推進し、学校経営に深く参画する時期
学校事務職員としての基礎的資質 ①〔実務能力〕 ②〔人権意識向上と人権教育理解〕 ③〔子ども理解〕 ④〔法令・条例〕 ⑤〔主体的に学び続ける力〕	①業務を滞りなく正確・丁寧に遂行するとともに、助言を受け、適切に改善できる ②人権教育を理解し、人権意識、人権感覚を身につける ③学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を深める ④学校の規定を理解し、公務員として法令を遵守する ⑤研修や研究の機会を捉えて、自己成長を図る努力をする	①創意工夫を加えながら、業務を正確・丁寧に遂行し、経験の浅い学校事務職員に助言できる ②人権教育に対する理解を深め、人権尊重に基づいた取組ができる ③保護者の思いや家庭背景を踏まえ、子どもへの理解を深める ④学校の規定の整備を行い、法令の遵守について経験の浅い学校事務職員に助言ができる ⑤研修や研究を生かして資質・能力の向上を図り、成長意欲を持ち続ける	①研鑽を積み、経験を活かしつつ効果的な業務運営を行い、他の学校事務職員に助言ができる ②人権尊重に基づいた取組を推進するとともに、その内容を他の学校事務職員に助言ができる ③連携した協働体制の中で子どもへの理解を深め、他の学校事務職員に助言ができる ④学校の規定に精通し、整備について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に啓発することができる ⑤研修・研究について企画立案するとともに、業務に関わる様々な情報を収集し、実践に活かすことができる	①業務運営に精通し、学校経営の視点から改善を行うとともに、人材育成に努め、教職員に助言ができる ②人権尊重を基盤とした学校づくりを推進するとともに、その内容を教職員に助言ができる ③子ども理解を深め、学校教育目標や児童生徒指導方針に従って教職員に助言するとともに、関係機関と連携を深め、協働できる ④学校の規定に習熟し、整備・改善について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に助言することができる ⑤研修・研究の支援をするとともに、様々な情報を収集し、学校教育目標達成のためのビジョンを示すことができる
社会人としての資質 ⑥〔課題解決力〕 ⑦〔危機管理能力〕	⑥自他の課題を認識し、解決に努めるとともに、セルフマネジメントについて理解する ⑦情報管理に携わり、危機管理に関わる基礎的な知識を身につける	⑥自他の課題を把握し、課題解決のために協働して行動するとともに、セルフマネジメント力を高める ⑦情報管理に携わり、危機管理について、適切な対応ができる	⑥学校全体の課題を把握し、解決に向けて行動するとともに、セルフマネジメントについて他の学校事務職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制について、他の学校事務職員に助言ができる	⑥課題解決に向けて適切な指針を示すとともに、セルフマネジメントについて教職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制を点検・改善するとともに、教職員に助言ができる
協働による学校組織づくり ⑧〔協働的組織力〕 ⑨〔学校マネジメント力〕 ⑩〔ネットワークを構築する力〕	⑧組織の一員としての自覚を持って行動するとともに、情報伝達や接遇に必要なコミュニケーション力を高める ⑨学校教育目標を理解して、学校事務業務を行う ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解し、組織の一員として与えられた役割を果たすことができる	⑧交渉力や調整力をもとに、チーム学校の一員として積極的に連携・協働できる ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を効率よく実行するとともに、学校運営参画に必要な知識や企画・提案力を身につける ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解を深め、一員として責任を自覚し、積極的に役割を果たすことができる	⑧学校運営に参画し、財務予算面から組織運営改革を行う ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を通して学校運営方針の具体化策への助言を行うことができる ⑩事務の連携組織において中心的な役割を果たすとともに、広く学校内外において、課題解決に向けたネットワークを構築し、活用することができる	⑧学校力を高め、チーム学校を財務予算面から管理統括する ⑨学校教育目標に基づいた中・長期的な学校経営方針策定に積極的に参画する ⑩事務の連携組織において統括的な役割を果たすとともに、学校力を高めるためのネットワークを構築し、情報を発信することができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

安心して
学べる
仲間づくり

教材研究
指導スキルの
向上

家庭学習
との
つながり

学習指導
要領の
理解

Hirakata 授業スタンダード

～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～

学習の見通し

本時のめあてを提示し、
学習の見通しを持つ活動がある

驚きや不思議さ、必要感や不都合感のある、
思考を促す課題を効果的に示します
子どもに授業の流れをつかませ、
課題解決に向けた見通しをもたせます



じっくり考える活動

一人で考える時間がある

じっくり考える時間を確保し、ひとりひとりに
自分なりの考えをもたせます
自分で考えたことを根拠とともに
タブレット端末やノート等に
書かせ、整理や自己検証をさせます



授業計画時に大切にしたい

5つのCの視点

Challenge

チャレンジ・挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication

コミュニケーション・意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration

コラボレーション・協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity

クリエイティビティ・創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

Critical thinking

クリティカルシンキング・思考判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

めざす子どもの姿、 つけたい力を明確にした 逆向き設計の単元指導計画

家庭学習と学校での学習を
シームレスにつなぎ、
単元を通した学習活動の充実を

学習の見通し

じっくり考える活動

まとめ・振り返り

交流し、深める活動



まとめ・振り返り

授業をまとめたり、
振り返る場面がある

学習したことのまとめや振り返りを板書、発表、
確認問題等で共有します
個別の気づきや新たな課題を引き出し、自分の
言葉でタブレット端末やノート等に根拠とともに
書かせます

交流し、深める活動

交流する時間がある

(目的に応じてペア・グループ・全員等で)納得解や
最適解を検討する場をつくり
捉え方や考えの違いから再確認や新たな発見を促し、
自分の考えを再構築させます

「じっくり考える活動」や「交流し、深める活動」を効果的に繰り返し、往還することや、子どもたちが選択しながら活動することが大切です。

あんしんして
まなべる
なかもづくり

ひらかた Hirakataじゅぎょうスタンダード

～みんながわかる・みんなでまなぶきょうしつをめざして～

うちの
がくしゅう
とのつながり

がくしゅうのめあて

なにをべんきょうするか
しておこう



じっくりかんがえる

ひとりでかんがえよう
かんがえたことをかこう



じゅぎょうでたいせつにしたい

🔍 5つのC

チャレンジ ちょうせん

みのまわりのふしぎを見つけよう！

コミュニケーション はなしあい

ともだちのかんがえをきいてみよう！

コラボレーション きょうりょく

ともだちときょうりょくしよう！

クリエイティビティ つくる

あたらしいことをかんがえよう！

クリティカルシンキング たしかめる

しらべたことはただしいかな？
みなおしてみよう！



まとめ・ふりかえり

わかったことをふりかえろう

みんなではなしあう

じぶんのかんがえをはっぴょうしよう
ともだちのかんがえをきいてみよう



安心して
学べる
仲間づくり

Hirakata 授業スタンダード

～みんなが分かる・みんなで学ぶ教室をめざして～

家庭学習
との
つながり

学習の見通し

本時のめあてを確認し、
学習の見通しを持つ活動

めあてを知り、
これまでに学んだことをもとに
「どうすれば解決できるか」
自分なりの見通しをもちます。



学習の見通し

じっくり考える活動

その日の授業や
単元を通して、
何ができるようになるのか、
ゴールを知ります

家庭学習と学校での学習を
シームレスにつなぎ、
単元を通した学習活動

まとめ・振り返り

交流し、深める活動



まとめ・振り返り

授業をまとめたり、
振り返る場面

学んだことを使って、
確認問題や練習問題に取り組みます。
学んだことをふり振り返り、「わかった」「できた」「ふしぎ」
などを自分の言葉でまとめます。

じっくり考える活動

一人で考える時間

課題に向き合い、解決する方法を
ひとりでじっくり考えます。
自分なりに考えたことを
タブレット端末やノート等に書き出し、
「なぜそう考えたのか」を整理します。



交流し、深める活動

交流する時間

仲間とおたがいに考えを発表したり、
クラスの仲間と話し合ったりして、
自分の考えを確かめたり、
新しい考え方を見つけたりします。



学習の場面で大切にしたい

5つのCの視点

Challenge

チャレンジ・挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication

コミュニケーション・意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration

コラボレーション・協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity

クリエイティビティ・創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

Critical thinking

クリティカルシンキング・思考判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

案

令和5年度

学校園の管理運営
に関する指針
(別冊版)

～令和6年度に向けた新レイアウト～

枚方市教育委員会

目次

○具体事項

基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実	
2. 学習指導について 1
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
6. 健康教育について 9
7. 特別活動・その他の教育活動について 10
基本方策5 幼児教育の充実	
12. 幼稚園教育について 12
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進	
13. 学校園・家庭・地域の連携について 13
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実	
17. 学校図書館機能の充実について 15
各章の参考資料	

2. 学習指導について

主体的・対話的で深い学びの実現

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- (2) 児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行うこと。

【留意事項】

- ・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図るよう留意すること。
- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加させるよう留意すること。

カリキュラム・マネジメントの充実

【指示事項】

- (1) 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。その際、児童・生徒の負担を踏まえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること。
- (2) 地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、地域や家庭とも共有を図ること。
- (3) 学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施していくこと。

【留意事項】

- ・教育課程の実施においては、児童・生徒や各学校の実態に基づき、年間を見通した上で、行事の精選等をはじめ、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行うよう留意すること。

【取組例】

- カリキュラム・マネジメントの推進のために、「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月 大阪府教育庁）や独立行政法人教職員支援機構の動画教材「校内研修シリーズ」等を活用する。

学習評価

【指示事項】

- (1) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導すること。
- (2) 学習指導の在り方を不断に見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善につなげること。
- (3) 評価規準や評価方法について、事前に教師同士で検討するなど明確にし、児童・生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し、児童・生徒や保護者の理解を図ること。
- (4) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。
- (5) 通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにするよう留意するとともに、児童・生徒の学習状況について保護者に伝えるものとして説明責任を果たし、児童・生徒や保護者の理解を図ること。

【留意事項】

- ・学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを確実に進めるよう留意すること。
- ・学校間の接続も重視し、進学時に児童・生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう留意すること。

国旗・国歌

【指示事項】

- (1) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。
- (2) 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。

学習の基盤となる資質・能力の向上

【指示事項】

- (1) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成すること。
- (2) 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成すること。
- (3) 言語能力については、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。

【留意事項】

- ・言語能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うよう留意すること。
- ・目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。

【取組例】

- 言語能力を育成するため、学校図書館の有効活用に努め、読書活動を推進するとともに、府教育委員会が提供している学習教材(ことばのちから等)も積極的に活用する。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

【指示事項】

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。
- (2) 各教科の授業において、1人1台端末・ICTを日常的かつ効果的に活用する場面を設けること。
- (3) 単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成すること。

【留意事項】

- ・情報活用能力の育成に当たっては、『枚方版 ICT 教育モデル』を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、1人1台端末やICTを計画的に活用する場面を設けるよう留意すること。
- ・児童・生徒がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。
- ・自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、ICT機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、情報モラルを育成するよう留意すること。
- ・国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて整備した「1人1台端末」を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上を図るよう留意すること。
- ・AIドリル等を活用して、児童・生徒が自身の成長やつまずきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう留意すること。

【取組例】

- 1人1台端末・ICTの効果的な活用を図るため、「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう! ICT20steps」や「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER(Hirakata ICT Practical Example Record)」を参考にする。

確かな学力の育成

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用すること。
- (2) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。
- (3) 小学校においては、週に1回放課後に、授業づくりに特化した学年会を、中学校においては、時間割内に、授業づくりに特化した教科会を設定・実施し、各教科等の特質に応じた指導方法の充実・改善を図ること。
- (4) 研究授業・研究協議会等について、小学校においては、各学校で年1回以上実施し、他校の教職員が参加できる体制を整えること。中学校においては、教科会等を活用し、教科ごとに年1回以上の校内での研究授業を実施すること。
- (5) 子ども一人一人の学習内容の定着に向け、つきたい力を明確にした授業を行うこと。また、日々の授業での子どもたちの発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り、改善すること。

【留意事項】

- ・「学力向上プラン」を軸としたPDCAサイクルに基づく取組を充実させ、課題に正対した取組となるよう留意すること。
- ・「全国学力・学習状況調査」について、自校採点の目的と意義について教職員間で共通理解を図った上で、調査実施後速やかに、組織的に自校採点を行い、課題を整理するとともに、全教員で問題分析を行い、児童・生徒の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かすよう留意すること。
- ・各学校・各中学校区の実情を踏まえ、「枚方スタンダード」の徹底及び掲示物や机、棚等の整理整頓といった学習環境の充実を図り、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立させるよう留意すること。
- ・児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び、小学校高学年における専科指導等に取り組むに当たっては、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果を生かし、より効果的な指導方法の工夫改善を図るよう留意すること。

【取組例】

- ・授業改善の推進のため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究などを行う。

プログラミング学習の取組

【指示事項】

(1) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施すること。

【留意事項】

- ・1人1台端末など ICT 機器や学習者用デジタル教科書を効果的に活用するよう留意すること。
- ・プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進を図るよう留意すること。
- ・学習指導要領や「小学校プログラミング教育の手引き(第三版)」、「中学校技術・家庭科(技術分野)におけるプログラミング教育実践事例集」、「枚方版ICT教育モデル」等に基づき、発達段階に応じながら、体験を通じた「プログラミング的思考」を育むことや、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用した問題を解決しようとする態度を育むよう留意すること。

シームレスな学びの実現

【指示事項】

(1) 家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台端末を積極的に活用すること。

【留意事項】

- ・授業と家庭学習のシームレスな学びの実現に向けた取組を充実させるとともに、「家庭学習のてびき」の作成・実践等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組の推進を図るよう留意すること。

児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度をはぐくみ、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進すること。
- (2) 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。
- (3) 年間の指導計画を見通して、適切な場面でパフォーマンステストを実施し、指導に生かす評価を行うこと。その際、英語でコミュニケーションを行う目的や場面・状況の設定を工夫して、言語活動を通して身に付けたコミュニケーション能力の的確な把握をすること。
- (4) 小学校においては、学級担任が継続的に指導力を向上させるために、外国語科及び外国語活動に係る校内研修を実施すること。

【留意事項】

- ・外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するよう留意すること。
- ・枚方市英語指導助手（JTE、NET）や英語の専門性を有する地域人材等と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう留意すること。
- ・小学校においては、英語を使って伝え合う体験や活動を通して、自分の思いを伝えたり、相手に対する理解を深めたりして、満足感や達成感を味わうことができるよう留意すること。
- ・「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう留意すること。
- ・中学校においては、英語を使って情報や自分の考えなどを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るとともに、即興でやり取りする活動取り入れるよう留意すること。
- ・言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げるなど、コミュニケーションを行う目的や場面、状況の設定を工夫するよう留意すること。
- ・教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DO リスト等を効果的に活用するよう留意すること。
- ・評価を行う際にはインタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択するよう留意すること。
- ・中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。

【取組例】

○児童・生徒が学んだことを活かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する枚方英語村など、オンラインを活用した外国との交流活動を積極的に利用する。

外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用

【指示事項】

- (1) 学習ツールとして、府作成「STEPS in OSAKA」を授業や家庭学習等に活用すること。
- (2) 中学校において、英語科 CAN-DO リストの見直し及び改善を行い、令和5年度の教育計画に掲載すること。
- (3) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、English 4skills のレベルチェックテスト「聞く」「読む」「話す」「書く」について第2・3学年全生徒を対象に、毎学期1回は実施すること。

教科・領域等の指導

【指示事項】

- (1) 豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ること。

【留意事項】

- ・総合的な学習の時間については、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりするなど、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するよう留意すること。
- ・我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図るよう努めること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を積極的に活用するとともに、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けるよう留意すること。
- ・諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養うよう留意すること。
- ・政治的教養を育む教育については、公職選挙法等の一部改正に伴い、政治や選挙に関心を持ち、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう市の実施する出前授業等も積極的な活用に留意すること。
- ・中学校の社会科においては、適切な資料も活用しながら、国際的な視野を持つとともに、基本的な事実に基づいて指導し、生徒が多面的・多角的な考察、公正な判断、適切な表現等ができるよう指導するなど、研究と修養に努めるよう留意すること。
- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育の推進に努めること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図るよう留意すること。
- ・各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従ったうえで、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないよう留意すること。

スタートカリキュラム

【指示事項】

- (1) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育をつなぐため、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。
- (2) 各小学校で実施しているスタートカリキュラムを見直し、教育計画に掲載すること。

社会とつながる学習活動の推進

【指示事項】

- (1) 探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。
- (2) 主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合っ合意形成を図るような活動を充実させること。

【留意事項】

- ・児童・生徒が、生活や社会における課題を見出し、自分たちができることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動を工夫するよう留意すること。
- ・生活や社会における課題等を追究・解決する活動においては、見学や調査等、人々や社会と関わる体験活動を積極的に取り入れ、社会の一員であることを実感できる活動となるよう留意すること。
- ・生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- ・他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させるために、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示を活用する。
- ・児童に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせるために、すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用する。
- ・探究的な学習活動については、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりする。

6. 健康教育について

体力づくりの取組の推進

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。
- (2) 学校における体育活動を活性化する取組や家庭・地域でスポーツ活動に親しむ機会を増やすなどして児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図ること。

【留意事項】

- ・健康教育及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図るよう留意すること。
- ・策定した体力向上推進計画及び、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を基に、PDCA サイクルに基づく体力づくりをより一層進めるよう留意すること。

【取組例】

- 学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立のために、大阪府教育庁が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる!簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」等の資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用する。

体育活動における事故防止対策等

【指示事項】

- (1) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- (2) 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。
- (3) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。
- (4) 幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。
- (5) 「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。

7.特別活動・その他教育活動について

特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

【指示事項】

- (1) 特別活動においては、学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。
- (2) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。

【留意事項】

- ・入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図り、小学校段階からキャリア教育の充実を図るよう留意すること。

学級や学校の文化を創造する特別活動

【指示事項】

- (1) 児童会活動・生徒会活動においては、児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。
- (2) 小学校におけるクラブ活動においては、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し、適切な授業時数を充てること。
- (3) 学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行うこと。
- (4) 儀式的行事(学校行事)においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。
- (5) 学校園で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。

【留意事項】

- ・児童会活動・生徒会活動においては、児童・生徒が主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会活動・生徒会活動・委員会活動等を通じて児童・生徒の自発的・自治的な活動の推進に留意すること。
- ・学校で動物を飼育する場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用し、獣医師と連携して適切な飼育に留意すること。

その他教育活動

【指示事項】

- (1) 中学校における部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- (2) 練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること。また、長期休業中は連続5日以上のもまとまった休養期間を設けること。

【留意事項】

- ・地域等の協力を得ながら部活動指導協力者の活用を積極的に図るよう留意すること。
- ・中学校における部活動においては、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

12. 幼稚園教育について

就学前教育の推進

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を活かした教育課程を編成すること。
- (2) 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上や指導方法の工夫・改善を図るとともに、幼児教育の一層の充実を図ること。
- (3) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、架け橋期のカリキュラム開発に向け、小学校教育との円滑な接続を図ること。
- (4) 私立幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ること。
- (5) 支援が必要な子どもや保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。

【留意事項】

- ・幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう留意すること。
- ・幼保こ小連携において、地域でめざす子ども像や育まれる資質・能力の共通理解等、異なる施設類型や校種間で教職員同士の交流活動の充実や連携体制を構築するよう留意すること。
- ・3年保育のカリキュラム及びアプローチカリキュラム、道徳教育・安全教育・人権教育・食育の全体計画や年間指導計画等について、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、カリキュラム・マネジメントを図りながら、実践を通して評価を行い、改善を図るよう留意すること。
- ・幼児に安全で安心な遊び場を確保するとともに、保護者の就労やリフレッシュ等の様々な事情に対応し、保護者を支援するため、幼稚園の施設と機能を活用した預かり保育の充実を図るよう留意すること。
- ・家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう留意すること。
- ・教育や保育についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう留意すること。

【取組例】

- ・障がいのある幼児について、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、適切な合理的配慮を提供することに加え、巡回相談等を有効活用する。

13. 学校園・家庭・地域の連携について

社会に開かれた教育課程

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組むこと。
- (2) 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校園の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図ること。

【留意事項】

- ・ 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組む、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進するよう留意すること。
- ・ 子どもたちの未来に向かう力（非認知能力）を伸ばすため、学校・家庭・地域と連携した取組の充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- 保護者や地域の方が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりにつなげるために、学校支援ボランティアの仕組みを利用して、学校園独自の地域人材バンクの整備を行う。
- 地域の課題に取り組んでいる NPO 法人や企業等と連携し、体験を通じての学びにつなげるために、HIRAKATA EduAction～学校応援団ポータルサイト～及び「枚方市外部人材登録者集」の活用を図る。

地域とともにある学校づくり

【指示事項】

- (1) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会委員や学校評議員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進すること。
- (2) 「地域とともにある学校」の観点から、教育活動を地域・保護者に広く公開するため、例えば土曜参観を実施する等、適切な参観日を設定、実施すること。(土曜参観の実施については、学校裁量とする)
- (3) コミュニティ・スクール担当教職員が、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進すること。
- (4) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにすること。

【留意事項】

- ・ 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進するよう留意すること。
- ・ 児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みを構築するよう留意すること。
- ・ 中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会(すこやかネット)には学校園が連携、協力するよう留意すること。
- ・ PTAや地域諸団体の活動における、ペーパーレスな情報発信など、学校園が連携、推進するよう留意すること。
- ・ 各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信するよう留意すること。

【取組例】

- 小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の活性化につなげるために、委員の意見を学校運営に反映させるにあたって、委員による教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設ける。
- 各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりにつなげるために、教職員が、積極的にPTAや地域の諸活動に協力し、交流する。
- 学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ミルメールの効果的な利用や ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。
- 地域行事に主体的に参加する仕組みづくりにつなげるために、中学校においては、部活動休養日等を計画的に活用する。

17. 学校図書館機能の充実について

学校図書館運営方針および年間計画策定

【指示事項】

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定すること。
- (2) 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組むこと。

【取組例及び留意事項】

- ・児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成に向けた読書活動の推進を図るよう留意すること。
- ・市内全19中学校区及び研究推進校に配置した学校司書の専門性を活かし、児童・生徒の実態に応じて、読書活動を推進し、学校図書館を効果的に活用するよう留意すること。
- ・児童・生徒の情報活用能力の向上、読書習慣の確立をめざし、学校図書館の「読書センター機能」及び「学習・情報センター機能」の向上及び充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- 「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整え、授業で役立つ資料を準備するなどの取組を充実させるために、公立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的に活用する。

読書活動推進と環境整備

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。
- (2) 各学年の学習計画や児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。

【留意事項】

- ・図鑑や事典、新聞、電子書籍等多様な資料を学習において活用しやすいよう環境整備の推進に努めること。
- ・枚方市立図書館と連携しながら「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進するよう留意すること。
- ・学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行うことができるようにするため、公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを推進するとともに、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用する等、参考にする。
- 読書活動の充実を図るために、朝の読書タイムや並行読書、ブックトークやビブリオバトル、オーサービジット等を通じて、読書への興味・関心を高める工夫をするとともに、「読書センター」として、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備し、配架の仕方や読書スペースの工夫をする。

各章の参考資料

基本方針 1 確かな学力と自立を育む教育の充実

- 「[学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料](#)」(令和3年3月) 文部科学省
- 「[カリキュラム・マネジメントの手引き](#)」(令和3年3月)
- 「[感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について](#)」(令和3年2月) 文部科学省
- 「[『令和の日本型教育』の構築を目指して](#)」(令和3年1月) 文部科学省
- 「[学習指導要領\(平成29年告示\)のポイント【評価編】](#)」(令和2年8月)(中学校については解説動画あり): [新学習指導要領に対応した学習評価オンライン講座](#)
- 「[『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料](#)」(令和2年3月) 文部科学省
- 「[学習評価の在り方ハンドブック](#)」(令和元年6月) 文部科学省
- 「[小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について](#)」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き](#)」(平成31年2月)
- 「[新学習指導要領のポイント](#)」(平成31年2月)
- 「[学校教育法施行令の一部改正](#)」(平成29年9月) 文部科学省
- 「[小学校・中学校学習指導要領](#)」及び「[同解説\(総則編・各教科等編\)](#)」(平成29年3月・7月) 文部科学省
- 「[学校における補助教材の適正な取扱いについて](#)」(平成27年3月) 文部科学省
- 「[大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例](#)」(平成23年6月)
- 「[すすくウオッチわくわく問題参考資料及び解答類型について](#)」(令和4年6月)
- 「[すすくウオッチ わくわく問題を活用した指導案について](#)」(令和4年6月)
- 「[大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介WEBサイト](#)」(令和4年2月)
- 「[すすくウオッチ結果概要](#)」(令和3年～)
- 「[大阪の児童生徒が1人1台タブレットPC端末等を活用した実践事例](#)」(令和3年～)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/jyouhou/index.html>
- 「[学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料](#)」(令和3年3月) 文部科学省
- 「[GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について](#)」(令和3年3月) 文部科学省
- 「[各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料](#)」(令和2年9月) 文部科学省
- 「[GIGAスクール構想の実現へ\(リーフレット\)](#)」(令和2年7月) 文部科学省
- 「[教育の情報化に関する手引\(追補版\)](#)」(令和2年6月) 文部科学省
- 「[小中学生に向けた家庭学習教材等について](#)」(教材や授業動画)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>
- 「[算数・数学の授業づくりハンドブック](#)」(令和2年6月)
- 「[小学校理科ハンドブック\(改訂版\)](#)」(令和2年3月)
- 「[国語の授業づくりハンドブックⅡ](#)」(令和2年2月)
- 「[小学校プログラミング教育の手引\(第三版\)](#)」(令和2年2月) 文部科学省
- 「[小学校における『プログラミング教育』](#)」(令和2年1月)
- 「[学校教育の情報化の推進に関する法律](#)」(令和元年6月)
- 「[小学校プログラミング教育に関する研修教材](#)」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[ことばのちから活用事例](#)」(平成31年2月)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kotobanotikara/kotobakatuyoujirei.html>
- 「[ことばのちから](#)」(平成30年6月)
リーフレット・教材「[ことばの力を確実に育む](#)」(平成29年11月)
- 「[国語の授業づくりハンドブック](#)」(平成29年11月)
- 「[大阪府中学生学びチャレンジ事業結果概要](#)」(平成27年～)
- 「[学びチャレンジ単元確認プリント](#)」(平成26年)
- 「[校内研究の葉](#)」(平成25年3月)

「[大阪の授業 STANDARD](#)」(平成 24 年 5 月)
「[大阪府学力・学習状況調査【小学校】【中学校】調査結果資料](#)」(平成 23 年)
「[力だめしプリント](#)」(平成 22～令和 2 年)
DVD「[確かな学力をはぐくむ 1. 2. 3](#)」(平成 21. 22. 23 年)
「[学習指導ツール](#)」(平成 20～24. 26. 27 年)
<https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/tool/tool-top/tool-index.html>
リーフレット「[学びを創る 10 のアイデア](#)」(平成 21 年 3 月)
「[学校改善のためのガイドライン](#)」(平成 20 年)
「[全国学力・学習状況調査結果概要](#)」(平成 19 年～)
「[新・大阪版 CAN-DO リスト](#)」(令和 5 年 3 月予定)
「[STEPS in OSAKA](#)」(令和 5 年 3 月予定)
「[英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて\(アクションプラン\)](#)」(令和 4 年 8 月) 文部科学省
「[学習者用デジタル教科書実践事例集](#)」(令和 4 年 3 月) 文部科学省(解説動画あり)
「[外国語の指導における ICT の活用について](#)」(令和 2 年 9 月)(解説動画あり) 文部科学省
「[中学校外国語教材『Bridge』](#)」(令和 2 年 1 月) 文部科学省
「[スピーキング力向上ツール](#)」(令和元年 12 月、平成 31 年 1 月)
「[小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き](#)」(平成 31 年 2 月)
「[中学校英語定着確認プリント](#)」(平成 31 年 1 月、平成 30 年 10 月)
「[英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む](#)」(平成 30 年 2 月)
「[We Can!](#)」「[Let's Try!](#)」(平成 30 年 2 月) 文部科学省
「[小学校・中学校学習指導要領](#)」及び「[同解説\(総則編・各教科等編\)](#)」(平成 29 年 3 月・7 月) 文部科学省
「[大阪府公立小学校英語学習 6 年プログラム・DREAM](#)」(平成 27 年 12 月)
「[英語を使うなにわっ子](#)」育成プログラム(平成 25 年 8 月)
「[『主権者として求められる力』を子供たちに育むために](#)」(令和 4 年 9 月) 文部科学省
「[今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開\(中学校編\)](#)」(令和 4 年 3 月) 文部科学省
「[小・中学校における環境教育の推進事業](#)」(令和 4 年 3 月予定)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kankyo-top/>
「[今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開\(小学校編\)](#)」(令和 3 年 3 月) 文部科学省
「[2025 年日本国際博覧会協会教育プログラム](#)」(令和 2 年 9 月)
「[民主主義など社会のしくみについての教育](#)」大阪府教育委員会 HP
「[学校における望ましい動物飼育のあり方](#)」文部科学省委嘱研究(日本初等理科教育研究会)
「[わくわく・どきどきSDGs ジュニアプロジェクト](#)」大阪府教育委員会 HP
「[幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会－審議経過報告－](#)」(令和 4 年 3 月) 中央教育審議会
「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き\(初版\)](#)」(令和 4 年 3 月) 中央教育審議会
「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料\(初版\)](#)」(令和 4 年 3 月) 中央教育審議会
「[スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット](#)」(平成 30 年 3 月)
「[発達や学びをつなぐスタートカリキュラム](#)」(平成 30 年 3 月) 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
「[スタートカリキュラムスタートブック](#)」(平成 27 年 1 月) 文部科学省

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

- 「[全国体力・運動能力、運動習慣等調査](#)」(最新版を参照すること) スポーツ庁
- 「[スポーツテスト\(新体力テスト\)チェックシート](#)の活用について」(令和4年6月)
- 「[小学生向け新体力テスト用動画教材のWeb配信について](#)」(令和3年3月)
- 「令和2年度小学校『体育』指導力向上研究協議会(実技的演習)の中止に伴う動画教材のWeb配信について」(令和2年10月)
- 「[体育の授業がかわる! 簡単プログラム](#)」(体力向上実践事例集活用プログラム)(令和元年7月)
- 「[新体力テスト測定揭示ポスター](#)」(最新版を参照すること)
- 「[新体力テスト測定マニュアル](#)」(平成29年3月)
- 「[めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック](#)」(体力向上実践事例集)(平成29年3月)
- 「[めっちゃスマイル体操](#)」「[めっちゃWAKUWAKUダンス](#)」(平成27年3月)
- 「[学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～\(市町村立学校園版\)](#)」(最新版を参照すること)
- 「[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～](#)」文部科学省(最新版を参照すること)
- 「学校管理下における熱中症事故の防止について」(令和4年8月)
- 「熱中症対策の更なる強化について」(令和4年7月)
- 「夏季における児童生徒等のマスクの着用について」(令和4年6月)
- 「熱中症事故防止の徹底について」(令和4年6月)
- 「熱中症事故の防止について」(令和4年5月)
- 「[水泳等の事故防止について](#)」(令和4年5月・スポーツ庁)
- 「[学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について](#)」(令和4年2月)スポーツ庁
- 「[『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について](#)」(令和3年6月)
- 「熱中症対策アラートの活用及び周知について」(令和3年6月)
- 「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」(令和2年3月)スポーツ庁
- 「運動会・体育大会等における組体操について」(令和元年6月)
- 「府立学校における『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」(令和元年5月)
- 「一人ひとりの生と性 ～『性に関する指導』について～」(平成31年2月)
- 「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)
- 「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」(平成30年7月)スポーツ庁
- 「落雷事故の防止について」(平成30年7月)文部科学省
- 「学校環境衛生基準の一部改正について(通知)」(平成30年4月)文部科学省
- 「武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について」(平成29年6月)スポーツ庁
- 「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」(平成29年1月)スポーツ庁
- 「組体操等による事故の防止について」(平成28年3月)スポーツ庁
- 「平成27年度武道等指導充実・資質向上支援推進事業 大阪府 実践報告集」(平成28年3月)
- 「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」(平成26年3月・文部科学省)
- 「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」(平成25年9月)文部科学省
- 「学校の体育活動中の事故防止の徹底について」(平成25年8月)
- 「学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引(三訂版)」(平成25年3月)文部科学省
- 「学校等の柔道における安全指導について」(平成22年7月)文部科学省
- 「体育授業中の事故防止について」(平成19年10月)

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

- 「[学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン](#)」(令和4年12月) スポーツ庁
- 「[学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について](#)」(令和2年9月) スポーツ庁
- 「[大阪府部活動の在り方に関する方針](#)」(平成31年2月)
- 「[文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」(平成30年12月) 文化庁
- 「[運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」(平成30年3月) スポーツ庁
- 「[全校一斉退庁日及びノークラブデー\(部活動休養日\)の実施について](#)」(平成28年12月)
- 「[運動部活動での指導のガイドラインについて](#)」(平成25年5月) 文部科学省
- 「[部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について](#)」(平成24年8月)
- 「[家畜伝染病予防法](#)」(令和2年3月改正)
- 「[動物の愛護及び管理に関する法律](#)」(令和元年6月改正)
- 「休日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[民主主義など社会のしくみについての教育](#)」(平成27年7月)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/minsyusyugi/index.html>
- 「[学校における望ましい動物飼育のあり方](#)」(平成18年6月改訂) 日本初等理科教育研究会

基本方策5 幼児教育の充実

- 「[幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会一審議経過報告一](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
- 「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き\(初版\)](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
- 「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料\(初版\)](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
- 「[幼児教育研修体系](#)」(令和4年3月)
- 「[幼児教育推進指針](#)」(平成31年4月改訂)
- 「[園内研修のすすめ方 vol.2](#)」(平成31年3月)
- 「[幼児理解に基づいた評価](#)」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[園内研修のすすめ方 vol.1](#)」(平成30年3月)
- 「[スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット](#)」(平成30年3月)
- 「[発達や学びをつなぐスタートカリキュラム](#)」(平成30年3月) 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
- 「[幼稚園教育要領](#)」「[幼保連携型認定こども園教育・保育要領](#)」「[保育所保育指針](#)」(平成29年3月) 文部科学省・内閣府・厚生労働省
- 「[スタートカリキュラムスタートブック](#)」(平成27年1月) 文部科学省
- 「[子ども・子育て支援法](#)」(平成24年8月) 内閣府

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

- 「[社会教育法](#)」(令和4年6月改正)
- 「[コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き\(令和元年改訂版\)](#)」(令和2年10月) 文部科学省
- 「[地方教育行政の組織及び運営に関する法律](#)」第47条の5 (令和元年6月改正)

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

「[学校図書館を活用した授業実践例](#)」(令和4年10月、令和3年3月、令和2年3月、令和元年11月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakkoutosyokan/index.html>

第6次「[学校図書館図書整備等5か年計画](#)」(令和4年1月) 文部科学省

「[大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画](#)」(令和3年3月)

「[第4次大阪府子ども読書活動推進計画](#)」(令和3年3月)

[学校図書館ガイドライン](#) (平成28年11月) 文部科学省

[学校図書館法](#) (平成26年6月改正)

「[学校図書館司書教諭の発令について](#)」(平成15年1月) 文部科学省

[学校図書館図書標準](#) (平成5年3月) 文部科学省

「[学校図書館を活用した授業実践例](#)」(令和4年10月予定、令和3年3月、令和2年3月、令和元年11月) <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakkoutosyokan/index.html>

第6次「[学校図書館図書整備等5か年計画](#)」(令和4年1月) 文部科学省

「[大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画](#)」(令和3年3月)

「[第4次大阪府子ども読書活動推進計画](#)」(令和3年3月)

[学校図書館ガイドライン](#) (平成28年11月) 文部科学省

[学校図書館法](#) (平成26年6月改正)

「[学校図書館司書教諭の発令について](#)」(平成15年1月) 文部科学省

[学校図書館図書標準](#) (平成5年3月) 文部科学省

枚方版 ICT教育モデル

ICTの活用による新しい学校教育の確立



枚方市教育委員会

令和5年3月 改訂

－ 目次 －

1. はじめに p.1

2. 枚方版 ICT教育モデル作成の背景 p.2

- (1) 20年後の未来
- (2) 枚方版 ICT教育モデルの位置づけ
- (3) 枚方版 ICT教育モデルの全体図

3. 子どもたちに「生きる力」を育む p.5

- (1) これからの子どもたちに必要な資質・能力
- (2) LTEでつながり続ける
- (3) 枚方市が大切にしている5つのCの視点
- (4) 授業と家庭学習のシームレスな学び
- (5) 9年間で身につける力 「Growing Map」
- (6) デジタル・シティズンシップ教育

4. 学校が変わる! p.15

- (1) 授業改善・家庭学習
- (2) 全国学力・学習状況調査から
- (3) 子ども支援・家庭連携
- (4) 働き方改革・業務改善
- (5) タブレット端末と健康
- (6) 学校に登校できない児童・生徒の学習指導

5. モデルカリキュラム p.25

- (1) Can-Do リスト(児童・生徒)
- (2) 年間指導計画 小学6年(例)
- (3) Can-Do リスト(教職員)

6. 実践例 p.28

1. はじめに

枚方版 ICT教育モデル作成の目的

今の子どもたちが迎える未来は、**予測困難な時代**とされています。社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」が到来する中、本市では、国の「**GIGAスクール構想**」も踏まえて、市内公立小・中学校において、

児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。

このモデルは、**未来を生きる子どもたちに必要な資質・能力**を育成するために、**タブレット端末を効果的に活用した枚方市のめざす教育**を示すものです。

枚方市は、LTEモデルのiPadです。

タブレット端末は、操作が簡単で、直感的に使える**iPad**を選びました。起動も速く、自分の考えを分かりやすく表現できます。

LTEモデルなので、「いつでも」「どこでも」使うことができます。

子どもたちが、鉛筆やノートのような文房具の1つとして使いこなしていくことをめざします。

とにかく使ってみる!

1人1台のタブレット端末がある学校は、**誰にとっても未知の経験**です。最初は見えないうちが多く、心配が絶えず、失敗もあると思います。

しかし、**失敗を糧にチャレンジし続ける**ことが、**予測困難な時代**を生き抜く子どもたちを育てることにつながります。子どもたちが**とにかく使ってみる**機会や環境の充実に向けたサポートをお願いします。

2. 枚方版 ICT教育モデル作成の背景

(1) 20年後の未来

今からおよそ20年前の2000年、この年の流行語年間大賞は「IT革命」。しかし、まだスマートフォンもタブレット端末もありませんでした。学校では、土曜日に授業が行われていました。今から20年後には、どのような未来が待っているのでしょうか。

Society 5.0

AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会 (Society 5.0) の到来が予想。

【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

人生100年時代

世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢

国	年齢
日本	107歳
アメリカ	104歳
イタリア	104歳
フランス	104歳
カナダ	104歳
イギリス	103歳
ドイツ	102歳

【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。

在留外国人数

203万人 (2005年) → 247万人 (2018年)

【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)

海外在留邦人数推移

【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。

【出典】1920年～2010年「人口推計」(総務省)、2015年～2065年「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

文部科学省 佐藤 有正「GIGAスクール構想(ソフト面)の今後の展開について」より

図のように、情報技術の高度化、国境を越えた交流の活性化、少子高齢化等、現状からも誰も経験をしたことがない未来が予測できます。さらに、情報技術の高度化により、新たな価値が次々に生まれ、人が生み出した技術でさえも、人の想像を超えるものとなっています。

そうすると、20年後の未来は全く予測も想像もできない出来事が起こっているかもしれません。

20年後には、小学1年生が26歳、中学3年生が35歳になります。

子どもたちが自らの可能性を最大限に発揮し、主体的によりよい社会の創り手となり、幸せに生活するためには、学校教育の中でどのような力を身につけていく必要があるのでしょうか。

あなたは、子どもたちにどのような力が必要だと思いますか。



(2) 枚方版 ICT教育モデルの位置づけ

予測困難な時代を生きる子どもたちが、必要な資質・能力を身につけるために、枚方市では、以下のように「枚方市教育大綱」、「枚方市教育振興基本計画」、「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」を策定してきました。そして、今回、より具体的な教育の在り方を示すため、「枚方版 ICT教育モデル」を作成しました。

枚方市教育大綱（抜粋）

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する”枚方のこども”の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

<重点方針I 確かな学力の育成>

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

教育目標 学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支援、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策I 確かな学力と自立を育む教育の充実

超スマート社会（Society 5.0）に対応するため、プログラミング教育の推進や情報活用能力の育成の視点も踏まえながら、令和2年6月に策定した「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」や、国のGIGAスクール構想に基づき、一人一台のタブレット端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進します。

5つの重点的に進める取組

(2) タブレット端末等ICTを活用した学習活動の充実と学力の育成

- ・新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けたICT活用による授業の展開
- ・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用
- ・教員のICTの活用力及び指導力の向上

枚方市学校教育におけるICT活用の方針（抜粋）

基本目標

ICTの活用による新しい学校教育の確立
～子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現～

枚方版 ICT教育モデル

(3) 枚方版 ICT教育モデルの全体図

全体のイメージ図です。LTEタブレット端末の特長を生かし、学校と家庭がシームレスにつながることで、国が示す資質・能力の育成をめざします。また、枚方市が大切にしている「5つのC」の視点も意識しながら、教育目標の達成に向けて様々な取り組みを推進していきます。

枚方市の教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

国の示す資質・能力

学びに向かう力、
人間性等

生きる力

知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

言語能力

情報活用能力

問題発見・解決能力

学校と家庭のシームレスな学びやつながり

コミュニケーション

チャレンジ

コラボレーション

枚方市が大切にしている5つのCの視点

クリエイティビティ

クリティカルシンキング

LTE

資質・能力の育成をめざすためのICT環境

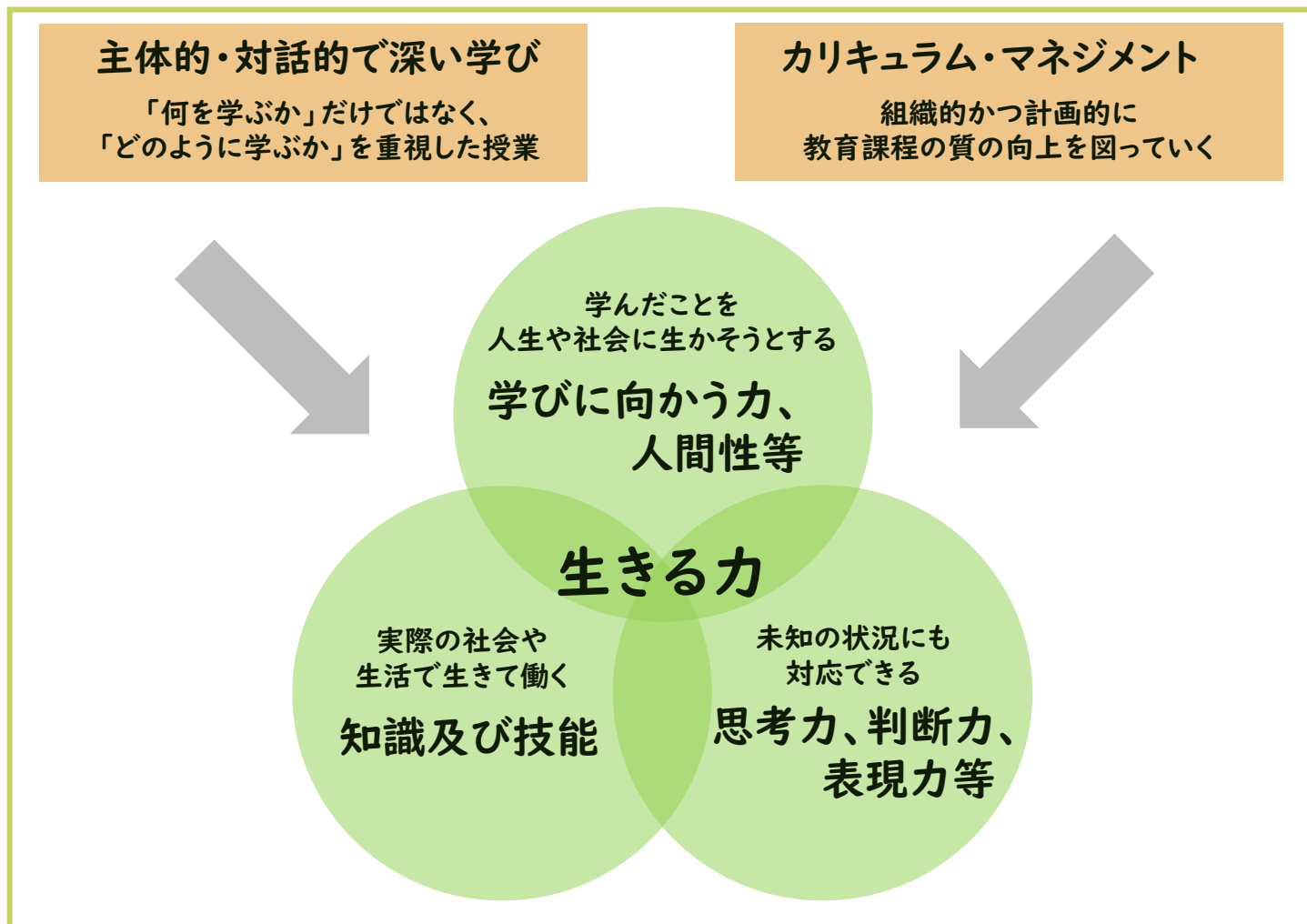
iPad

クラウド

3. 子どもたちに「生きる力」を育む

(1) これからの子どもたちに必要な資質・能力

学習指導要領では「生きる力」を育むために、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」と「カリキュラム・マネジメント」により、各教科等において、以下の3つの資質・能力を育成することが示されています。



あわせて、学習の基盤として、3つの資質・能力の育成が掲げられています。

言語能力

自分の思いを伝えたり、他者の思いを受け止めたりしながら、コミュニケーションをとるための重要な能力です。

情報活用能力

今回の学習指導要領で新しく加えられた資質・能力です。

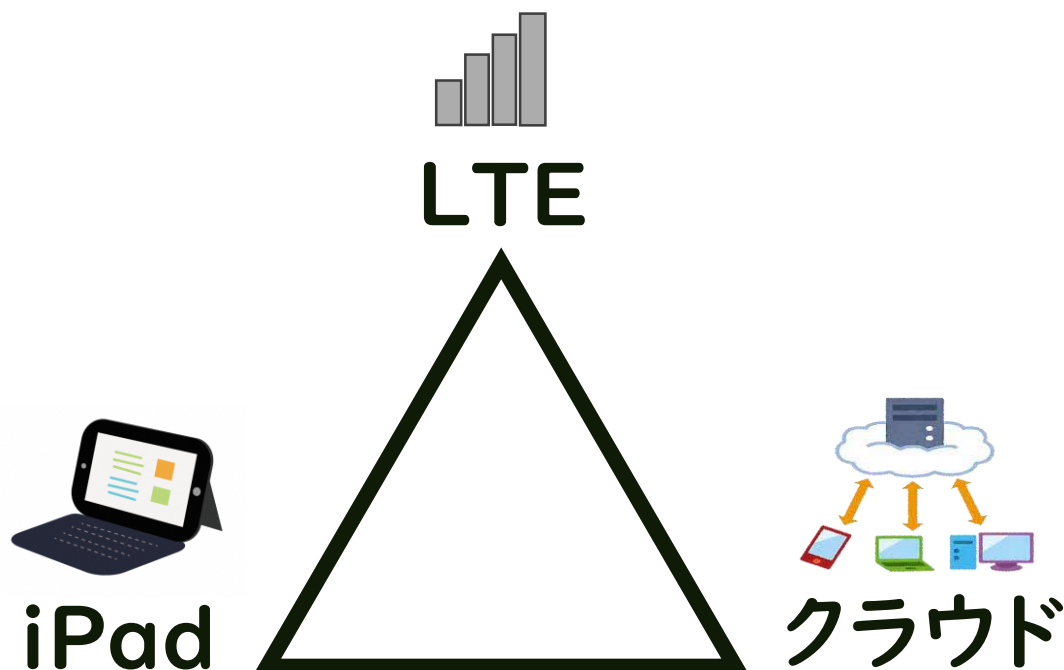
- コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得る力
- 情報を整理・比較する力
- 得た情報をわかりやすく発信・伝達する力
- 情報手段の基本的な操作の習得
- 情報モラル、情報セキュリティ

問題発見・解決能力

物事の中から問題を見だし、PDCAサイクルを働かせながら、問題の発見・解決のための道筋をたてる能力です。

(2) LTEでつながり続ける

タブレット端末を活用した子どもたちの学びが、通信環境の影響によって途切れることがないように、枚方市ではLTEモデルを選びました。このことによって、1人1台のタブレット端末と1人1アカウントを合わせることで、「いつでも」「どこでも」つながり続ける環境が整いました。



「いつでも」「どこでも」
つながり続けることが可能に!

家庭学習や校外学習でいつでもどこでもiPadが使えて、学校の授業とつながる!

交流学习でいつでもどこでもiPadが使えて、学校外の場所とつながる!

Google Classroomでいつでもどこでも先生や友だちとつながる!

学校の情報発信がいつでもどこでもできて、保護者や地域とつながる!

様々な環境にある児童・生徒といつでもどこでもつながる!

あなたなら、どのような「つながり」をイメージしますか。



(3) 枚方市が大切にする5つのCの視点

枚方市では、学習指導要領が示す、これからの子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、Cから始まる5つの視点を大切にします。1人1台のタブレット端末を活用し、5つのCの視点を意識し、「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を身につけていきます。

Challenge チャレンジ 挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

問題発見
問題解決



家庭学習
学習習慣

粘り強さ
積極性

Communication コミュニケーション 意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

発表
プレゼン
テーション



遠隔授業
オンライン

対話
議論
意見交流

Collaboration コラボレーション 協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

多様な
考えの尊重



連携
協働制作

Creativity クリエイティビティ 創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

創造



表現
制作

アイデア
の共有

Critical thinking クリティカルシンキング 思考・判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

批判的
思考



情報分析
判断

Challenge

チャレンジ 挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

例えば

社会の授業の後、みんな同じ課題を解いたり、宿題をするだけでなく、インターネット等を使って、授業中に疑問に思ったこと、もっと知りたいと思ったことについて深く調べることにチャレンジすることができます。

家庭科の授業では、食生活の題材で自分の生活の中にある課題を発見する場面で、iPadを使い撮影し、記録に残すことができます。また、課題解決のために実践をした後、写真を撮り比較することで、課題解決の道筋を振り返ることができます。

問題発見
問題解決



家庭学習
学習習慣

粘り強さ
積極性

総合的な学習の時間では、海外のNPOとオンラインでつながってインタビューや学校の取組を紹介する等前例のない新しい学びにチャレンジすることができます。



Communication

コミュニケーション 意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

例えば

英語の時間では、海外に住んでいるNETの友人や外国の中学校とZOOM等をつなぐことにより、目的や場面、状況に応じた会話を行うことができます。1つの課題に離れた場所から対話しながら一緒に取り組むこともできます。

発表
プレゼン
テーション

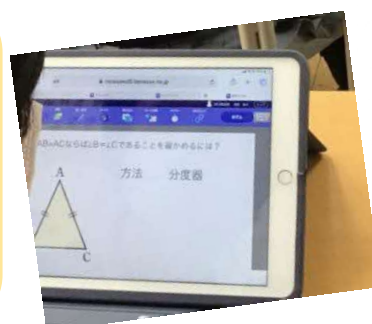


遠隔授業
オンライン

対話
議論
意見交流

体育・保健体育の時間では、自分の技を撮影して、ペアで動作を確認することにより、自分の動きを客観的に把握することができます。また、お互いの技の動画を見せ合い、話し合うことにより、お互いの動きを比較し、できていることや修正点の確認ができます。

国語の授業では、感想や意見の交流を行うときに、デジタルホワイトボードのJamboard等を使うことで、お互いの考えをiPadを見ながら交流することができます。また、交流した意見は、モニターやスクリーンに映したり、自分のiPadで見ることができ、他人の考えと比べることで自分の考えを深めることができます。



Collaboration

コラボレーション 協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

多様な
考えの尊重



連携
協働制作

例えば

社会の歴史の時間では、班でもっと深く学習したいことを設定し、自分たちで調べ、調べた内容を共同編集機能を使って、全員で1つのスライドを作ることができます。

総合的な学習の時間では、企業の方の話を聞きたいときに、Google Meet等を用いることで、今まで行けなかった場所で働いている人たちから話を聞くことができますようになります。

体育・保健体育の時間では、ボール運動系のゲームや表現運動系の発表を撮影すると、個の動きや仲間との連携等を動画で振り返ることができます。それにより、新しい動き方の相談やお互いの動きをアドバイスする等して、活動の質を高めることができます。



Creativity

クリエイティビティ 創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

創造



表現
制作

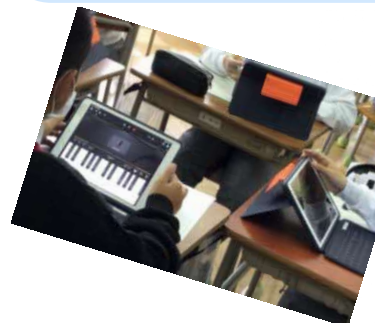
アイデア
の共有

例えば

音楽の時間では、旋律作りをする時に、何度も繰り返し演奏して旋律を作ることが、楽器の演奏によっては難しい時もありましたが、iPad上で旋律作りをすることで、様々な楽器の旋律作りが簡単になります。また作った旋律の保存も簡単です。

総合的な学習の時間では、自分たちが学びたいSDGsのテーマを設定し、ZOOM等を使い、離れた場所にいる人や会社等の話を聞くことができます。そして、生み出したアイデアをプレゼンテーションソフトや動画編集ソフトでわかりやすくまとめ、世界中の人に広く発信することができます。

国語の時間に読んだ物語の情景を、図工の時間に絵を描き、それをiPadに取り込みます。取り込んだ絵を背景に、音読の声を録音することで、子どもたちは物語の世界に入りきって豊かな表現ができます。



Critical thinking

クリティカルシンキング 思考・判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

批判的
思考



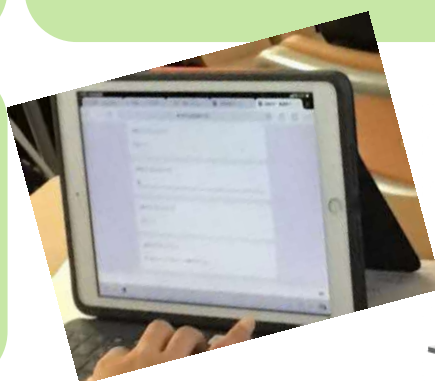
情報分析
判断

例えば

理科の時間では、実験の様子を動画に撮影し何度も見返すことで、自分の考えを深めることができます。また、他の班の実験映像を見て考察することで、自分の考えを検証し、新たな気づきにつなげることもできます。

図画工作・美術の時間では、学んだことの振り返りをクラウドの中に保存しておくことで、単元や学年、小学校と中学校とのつながりを実感しながら学ぶことができます。また、自らの問題解決の課程を振り返ることもできます。

道徳の時間に、ロイノートやミライシードを活用し、他者の考えを知り、議論することで、多面的・多角的に物事を捉え、自分の考えを整理し、考えることができるようになります。



参考資料

教育の情報化に関する手引（文部科学省）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

StuDX Style（文部科学省）



<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>

大阪の児童生徒が1人1台タブレットPC端末等を活用した実践事例(大阪府教育センター)



<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/jyouhou/>

動画で見る おおさかの I C T 活用事例(大阪府教育センター)



<https://www.osaka-c.ed.jp/osakaict/>

HI-PER（枚方市教育委員会）



<https://sites.google.com/hirakata.osakamanabi.jp/hiper/hiper>

HI-PER the Movie（枚方市教育委員会）



<https://sites.google.com/hirakata.osakamanabi.jp/jugyoujissen/%E6%8E%88%E6%A5%AD%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E5%8B%95%E7%94%BB>

(4) 授業と家庭学習のシームレスな学び

シームレスとは、「途切れない」「なめらかな」という意味です。枚方市のLTEタブレット端末の特長である、「いつでも」「どこでも」オンラインにアクセスできる環境を活用し、授業が家庭学習へ、家庭学習が授業へとつながるシームレスな学びをめざします。

シームレスな学び(例①)



今日の授業を復習するために、タブレットドリルの〇〇をやっておいてください。



皆さんの結果を見ていると、△△を間違っている人が多かったです。そこをもう一度押さえてから、次の授業に入りましょう。

知識・技能の定着

学習履歴で教員が状況を把握できるので、授業の最初に、間違いが多かったポイントを押さえることから始められます。

問題を解いたら、すぐに自動採点してくれる！間違いの問題をもう一度やろう！



シームレスな学び(例②)



外国の人に大阪のいいところを、英語でアピールするプレゼンを班で作ります。発表は〇月×日です。



みんないろいろ調べてきたね。それぞれの意見をプレゼンに取り入れよう。

続きは家でやろう。追加で良い案があれば、共有ファイルに書き込んでいこう！



今まで授業でしかできなかった調べ学習や協働学習が家庭でもできるから、プレゼンの質が今までより上がりました。

協働学習

グループで協働して、プレゼンテーション資料や作品づくりをする時に、タブレット端末を使うことで家庭でも友だちと共同作業ができます。

iPadを使って、大阪の良いところを探してみよう。

あっ、〇〇さんが追加している！思ったことをコメントしておこう。

△△さんのコメント、なるほどなあ。少し考え方を変えてみよう！



シームレスな学び(例③)



短歌の空欄になっている部分、あなたならどんな言葉を入れますか。そう考えたわけも書いて、先生に提出しておいてください。



今日は皆さんが事前に提出してくれた言葉とわけをもとに、授業を始めます。

思考力・判断力・表現力の充実

家庭で時間をかけて考え、提出しておくことで、次の授業で余裕をもって授業を組み立てることができます。

余裕をもってじっくり考えられる！先生に提出OK！



(5) 9年間で身につける力「Growing Map」

学校や家庭でタブレット端末を効果的に活用することで、小学校入学から中学校卒業までの間に、以下のような情報活用能力の育成をめざします。

これからの未来に必要な力を9年間かけて身につけることができました。

友だちと役割を分担しながら資料を作成し、課題の解決策を発信することができた！

協働的に課題を解決することができる

プレゼンソフトを使いながら、自分の考えをまとめて伝えることができた！

自分の考えを効果的に伝えることができる

インターネットの情報は正しいのだろうか。複数の情報を集めたり、人に聞いたりして、矛盾がないか確かめる大切さを知った！

物事を多面的な視点でとらえ、自ら考え、分析し、判断することができる

学習ソフトを使って、家でも自分の課題に合わせた自主学習ができるようになった！

自分の力に合った課題を選び、自主学習ができる

試行錯誤しながら、自分の考えを組み立てられた！

プログラミング的思考を身につける

友だちを嫌な気持ちにさせてしまった…守るべきルールがあることを知った！

ルールを守ってタブレット端末を使うことができる

枚方 鳥

検索ワードを入れて、必要な情報が探せるようになった！

インターネットから情報を収集することができる

友だちの考えを知ったり、自分の考えを伝えることができるようになった！

友だちに伝え、学び合う楽しさを知る

9年間で身につける力

Growing Map

自分のiPadが配られたよ！

キーボードで文字が入力できるよ！

文字入力ができる

写真や動画が使えるようになったよ！

写真や動画を撮ることができる

(6) デジタル・シティズンシップ教育

家庭では、スマートフォンやパソコン等の広がりにより、デジタルは日常的な環境になってきました。しかし、今までの学校では、デジタル環境はパソコン室等限られた環境で使う非日常的なものでした。1人1台のiPadが貸与されることで、デジタルは鉛筆や筆箱のような文具と同じ日常的なものとなります。家庭でも学校でもデジタル機器が不可欠になった現在、子どもたちには、デジタル機器の良いところ、危険なところを理解し、主体的に活用することができるようになることが求められます。

ICT機器活用には3つの過程があるとされています

①導入期(わくわく期)

新しい機器が入って期待効果が高まる時期です。いずれは消失しますが、この時期を上手に行うことでスタートダッシュが簡単になります。

②挑戦期(やらかし期)

想定外の使い方をし、予期せぬ問題が発生する場合があります。一人ひとりの違いを理解し、寄り添った支援をすることでより活用が進みます。

③安定期(ぐんぐん期)

ICT機器を使うことが日常のものとなっていきます。普段の生活の中で工夫して使い方を広げていきます。活用の停滞等に注意が必要です。

一人一台の端末になることで

子どもの可能性・
できることが
広がります。

情報社会という
公共のマナーを
学ぶ機会が
できます。

ネットトラブルは
機器のせいせず、
背景の要因を
とらえます。

ICT機器も
刃物と同じで
よい使い方を学ぶ
ことが大切です。

大事になることが

デジタル・シティズンシップ教育

です
「オンライン及びICTの利活用を前提」とし、その環境で安全かつ責任を持って「行動するための理由と方法」を主体的に学び、仕組みを理解するだけでなく「情報技術に関連する人的、文化的社会的諸問題を理解し、法的・倫理的にふるまう」ための「能力とスキル」を育成する教育。

具体的な学びの進め方

ICT機器の正しい使い方については・・・

- ・ 児童・生徒の試行錯誤、議論に任せる。
- ・ 教員は一人ひとりの進捗状況を巡回し把握する。
- ・ 児童・生徒の気づきを大切にする
- ・ 学習者が意見表明、説明することを呼びかける。
- ・ 児童・生徒の本音を引き出す、本音に共感する。
- ・ 個別・多様な捉え方があることを理解する。



【実践事例】

枚方中学校 デジタル・シティズンシップ教育の取組

令和2年度：校内体制整備

- ・情報担当者が中心となり活動。
- ・8月に有志で校内ワーキングチームを発足。
- ・時間割内で週に1回ICT会議を開催。

令和2年：使用上のルール策定

- ・教育委員会からのルールをそのまま活用。
- ・ルールの解釈が分かれるときには、細かな部分は各学年で相談し、都度生徒に説明。
例) 壁紙の設定・休み時間の利用・板書を写真で撮ること等

活用2年目の混乱

- ・生徒からは学年間でルールが違うことに戸惑いの声。
- ・教職員からも学年によって指導内容を変えなくてはならないことに戸惑いの声。

校長の思い

- ・生徒が中心になって活動してほしい。
- ・タブレット端末の使い方について、指導をする場合でも、取り上げ等して活用機会を奪うことはしない。
- ・個別最適な学習をめざす中で考え方を転換していく。

生徒による「ICT委員会」の発足(令和3年度)

生徒たちが利用上の約束事を検討する

- ① 教員発信のルールで押し付けず、自分たちが守るべき約束事にしたい。
- ② 様々な項目で利用をしばったところで、生徒たちのほうが利用に慣れていて、「抜け道」ができていく。
- ③ 一方的に危険性を教えるだけでなく、生徒に考えさせること自体がデジタル・シティズンシップ教育になる。

ICT委員会の生徒が校区コミュニティ協議会に参加(令和4年度)

ICT委員会の生徒が、枚二校区コミュニティ協議会の会議に参加し、ICT活用について説明。

- ① ICT委員会が作成したスライドをもとに、Googleアカウントの取得から作成までの手順を説明
- ② 実際にiPadを操作しながらGoogleアカウントを取得をサポート

「ICT委員会」の活動

- ・全校生徒にiPadを使ったアンケートを実施。
(Google FormsやMentimeterを使って、生徒自身がアンケートを作成。)
- ・アンケートの結果を外部の専門家と共有し、意見を求める。
- ・ICT委員会で約束事を策定。
- ・職員会議で教職員に作った約束事をプレゼンし、学校のルールとして承認を受ける。



4. 学校が変わる!

(1) 授業改善・家庭学習

Hirakata授業スタンダードと5C

子どもたちが自ら学び、自ら考える教育の転換をめざすこれからの学校教育のあり方を見据え、また、枚方市がめざす学びの姿の実現に向けて Hirakata 授業スタンダードを改訂しました。さらに、これまで枚方版ICT教育モデルの中で示してきた授業計画時に大切にしたい5つのCの視点も取り入れています。

安心して
学べる
仲間づくり

家庭学習
との
つながり

Hirakata 授業スタンダード

～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～

教材研究
指導スキルの
向上

学習指導
要領の
理解

学習の見通し

本時のめあてを提示し、
学習の見通しを持つ活動がある

驚きや不思議さ、必要感や不都合感のある、
思考を促す課題を効果的に示します
子どもに授業の流れをつかませ、
課題解決に向けた見通しをもたせませす



じっくり考える活動

一人で考える時間がある

じっくり考える時間を確保し、ひとりひとりに
自分なりの考えをもたせませす
自分で考えたことを根拠とともに
タブレット端末やノート等に
書かせ、整理や自己検証をさせませす



授業計画時に大切にしたい

5つのCの視点

Challenge

チャレンジ・挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication

コミュニケーション・連携

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration

コラボレーション・協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考えを持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity

クリエイティビティ・創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

Critical thinking

クリティカルシンキング・思考判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。



まとめ・振り返り

授業をまとめたり、
振り返る場面がある

学習したことのまとめや振り返りを板書、発表、
確認問題等で共有します
個別の気づきや新たな課題を引き出し、自分の
言葉でタブレット端末やノート等に根拠とともに
書かせませす



交流し、深める活動

交流する時間がある

(目的に応じてペア・グループ・全員等で)納得解や
最適解を検討する場をつくりませす
捉え方や考えの違いから再確認や新たな発見を促し、
自分の考えを再構築させませす



「じっくり考える活動」や「交流し、深める活動」を効果的に繰り返す、往還することや、子どもたちが選択しながら活動することが大切です。

じどうよう(ていがくねん)

あんしんして
まなべる
はなまづくり

ひらかた Hirakataじゅぎょうスタンダード

～みんながわかる・みんなでまなぶさようしつをめざして～

おうちの
がくしゅう
とのつながり

児童生徒用(高学年・中学生)

安心して
学べる
仲間づくり

Hirakata 授業スタンダード

～みんなが分かる・みんなが学ぶ教室をめざして～

家庭学習
との
つながり

がくしゅうのめあて
なにをべんぎょうするか
しておこう



まとめ・ふりかえり
わかったことをふりかえらう

じっくりかんがえる
ひとりできんがえよう
かんがえたことをかこう

じゅぎょうでたいせつにしたい
5つのC

- チャレンジ** ちょうせん
みまわりのふしぎをみつけよう！
- コミュニケーション** はなしあい
もどちのかんがえをきいてみよう！
- コラボレーション** きょうりよく
もどちとできようりよくしよう！
- クリエイティビティ** つくる
あたらしいことをかんがえよう！
- クリティカルシンキング** たしかめる
しらべたことはたしかめたいかな？
みなおしてみよう！

みんなではなしあう
じぶんのかんがえをはびょうしよう
もどちのかんがえをきいてみよう

学習の見通し
本時のめあてを提示し、
学習の見通しを持つ活動

めあてを知り、
これまで学んだことともに
「どうすれば解決できるか」
自分なりの見通しをもちませす。



まとめで振り返り
授業をまとめたり、
振り返る場面

じっくり考える活動
一人で考える時間

課題に向き合い、解決する方法を
ひとりてじっくり考えませす。
自分なりに考えたことを
タブレット端末やノート等に書かせ、
「なぜそう考えたのか」を整理ませす。



交流し、深める活動
仲間とおたがいに考えを表現したり、
クラスの仲間と話し合ったりして、
学んだことを振り返り、「わかった」「できた」「ふしぎ」
などを自分の言葉でまわらませす。

学習の場面で大切にしたい
5つのCの視点

- Challenge** チャレンジ・挑戦
学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。
- Communication** コミュニケーション・連携
相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。
- Collaboration** コラボレーション・協働
課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考えを持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。
- Creativity** クリエイティビティ・創造
課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。
- Critical thinking** クリティカルシンキング・思考判断
物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

(1) 授業改善・家庭学習

様々な場面で、授業や家庭学習が変わります。

タブレット端末を活用することで、今までにはできなかったような学習が可能となり、新しい学習を通して、子どもたちの様々な資質・能力の育成が期待できます。

授業編

いつでも調べ学習が可能!



分からないことや気になることがあっても、いつでもインターネット検索することができます。

自分の音声や動きを撮って、自己評価!



自分の発音や朗読、演奏や運動の様子を動画で記録・再生し、自己評価をしながらスキルの向上ができます。

だれとでも共有や比較が簡単に!



学級内で複数の意見や考え等を共有したり、比較・整理することができます。

みんなで作くりあげる!



それぞれのタブレット端末を使いながらグループで分担したり、協働で作業したりして、作品を制作することができます。

オンラインによる交流学习の充実!



遠隔地の学校等との交流により、学校の壁を越えた学習が充実します。

さらに!



LTEだから、校外学習等に持っていき、「いつでも」「どこでも」タブレット端末が使えます。

家庭学習編

デジタルドリル学習で知識・技能の定着!



自分の課題や興味に合わせて問題を選ぶことができ、自分のペースで知識・技能の定着を図ることができます。

次の授業に向けて家庭でじっくり考える!



次回の授業の中心となる課題について、家庭でじっくり考え、オンライン上で事前に提出することができます。

子どもの学びを絶やさない!



学校が臨時休業となった場合でも、双方向のオンライン授業や、オンライン家庭学習が可能となり、子どもたちが学び続けることができます。

友だちとの協働による学習も可能!



オンラインによる共同編集機能を活用することで、それぞれの家にいながらも、一緒に学習することができます。

タブレット端末を効果的に活用することで、じっくり考える時間や友だちと交流する時間、協働する時間等を増やすことができ、「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」「協働的な学び」をより効果的に実現できるようになります。



こう変えることによって

「授業の時間の使い方が大きく変わります」「個別最適な学びが充実します」

- じっくり考える時間や、協働する時間等を増やすことができ、「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことができます。
- 授業と家庭学習がシームレスにつながり、授業を「教室だからこそできること」に焦点化することで、「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことができます。
- 学習支援ソフトやインターネット等を効果的に活用することで、教員が個に応じた課題を与えたり、子ども自身が自らの興味・関心に応じた学習を進めることで「個別最適な学び」につなげていくことができます。



これだけは気をつけよう！

タブレット端末を「使う」こと自体が「目的」にならないように。

- タブレット端末を単に「使うだけ」では、授業は深まりません。「なぜ?」「本当にそう?」「不思議!」「友だちの意見を聞いてみたい!」「もっと上手になりたい!」…こういった子どもたちの「?」や「!」を大切にしたい、質の高い学習課題の提示が効果的な活用の鍵となります。
- 特に小学校低学年では、実際に見たり、触れたりすることで感性が育まれたり、具体的な操作活動によって学習の理解が深まります。発達段階に応じて、実体験でこそ学べること、タブレット端末で学べることを上手く使い分けることが大切です。
- タブレット端末を効果的に活用しながら、子どもたち自ら計画的に家庭学習に取り組めるように、校内で共通理解を図ることが大切です。
- 上記の内容を踏まえ、単元や内容のまとめ、1単位時間の中でICTを「いつ」「何のために」活用するのかがデザインすることが大切です。

文部科学省の資料も参考に!

学校におけるICTを活用した学習場面

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>録音や字幕等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p> <p>A1 教師による教材の提示</p> <p>画面の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について家・課外で、自分に合った進度で学習することが可能となる。また、一人一人の学習進度を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p> <p>B1 個に応じた学習</p> <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p> <p>B2 調査活動</p> <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等も活用し、教室内の授業や他地区・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高め合う学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p> <p>C1 発表や話し合い</p> <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p> <p>C2 協働での意見整理</p> <p>複数の意見・考えを整理して整理</p>
<p>B3 思考を深める学習</p> <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p>B4 表現・制作</p> <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p> <p>B5 家庭学習</p> <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	<p>C3 協働制作</p> <p>グループでの分担・協働による作品の制作</p> <p>C4 学校の壁を越えた学習</p> <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

「教育の情報化に関する手引 一追補版一」(令和2年6月)の中で、授業形態に合わせたICT活用の事例が紹介されています。あわせてご参照ください。



あなたなら、どのように授業や家庭学習を変えますか?



(2) 全国学力・学習状況調査から

毎年4月に、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とした全国学力・学習状況調査が実施されています。この調査で問われている力は、OECD（経済協力開発機構）が15歳を対象に3年ごとに実施している学習到達調査、PISA（読解力）で問われている力と共通していることが多く、以下のような傾向が見られます。これらの力は、子どもたちがこれからの予測困難な時代の中でも、自らの可能性を最大限に発揮し、主体的によりよい社会の創り手となり、幸せに生活するために必要な力と考えることができ、世界的に求められている力と言えます。

PISAと全国学力・学習状況調査で共通して問われている力

- ・自分の考えを根拠を示して説明する力
- ・あらゆる種類の文章や図表等の中から必要な情報を探し出す力
- ・テキストの質と信ぴょう性を評価しながら読む力
- ・目的に応じた書き方・聞き方・話し方の意図や効果を考え、表現する力

文部科学省HP「読解力向上プログラム（たたき台）」等参考

これらの力を育むためには、日々の授業の中でタブレット端末を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が必要です。

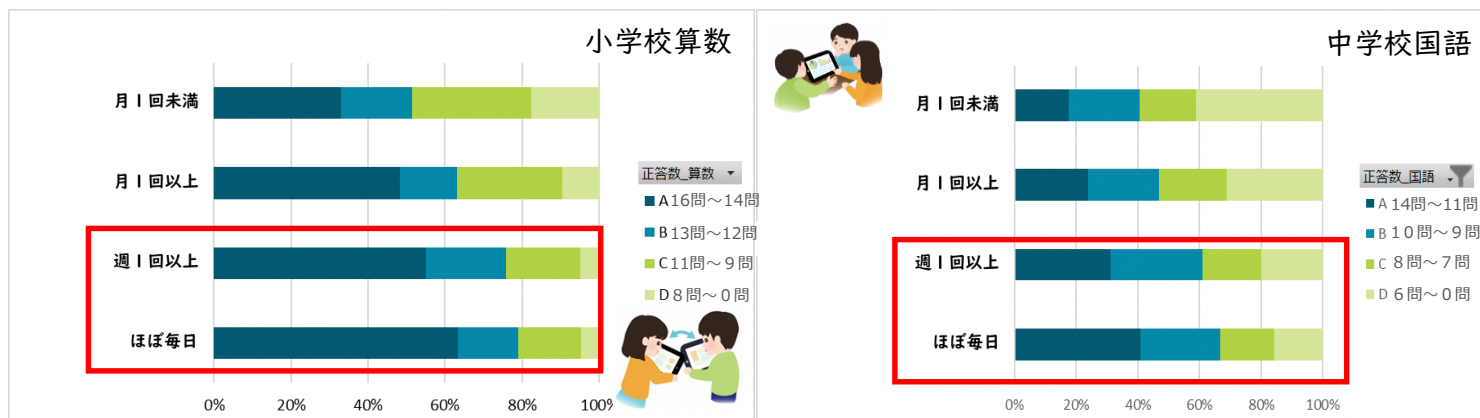
それでは、授業の中でタブレット端末をどのように活用したらよいのでしょうか。



令和3年度に実施された全国学力・学習状況調査の本市の結果分析から

「ICT機器を、他の友だちと意見を交換したり、調べたりするためにどの程度使用していますか。」という質問に、「ほぼ毎日」「週に1回以上」と回答した子どもたち程、いずれの調査においても正答率が高い傾向にあることが分かりました。

質問：『ICT機器を、他の友だちと意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか。』



A~Dの区分は、本調査での四分位を基にしています。

タブレット端末を活用して、**他者と協働で問題解決**に取り組んだり、**コミュニケーション**を取りながら**新たな価値を生み出す**ような授業展開が求められています。これらの授業展開で最も必要なのは、「Hirakata授業スタンダード」で示しているように、一人ひとりが夢中になる**「課題の質の向上」**と言えます。

ポイント 学習支援ソフトやインターネット等を効果的に活用して、教員が個に応じた課題を与えたり、子ども自身が自らの興味・関心に応じた学習を進めることで、「個別最適な学び」につなげていくことができます。

(3) 子ども支援・家庭連携

ICTを効果的に活用することで、配慮を要するさまざまな児童・生徒にも、一人ひとりに個別最適な支援の実現が可能となります。また、学校から保護者や地域への情報発信も、よりスムーズに行うことができます。

気持ちの見える化!



オンライン相談の充実!



視線入力装置で文字入力が簡単に!



ブログによる情報発信!



ポイント こう変えることによって

「子ども一人ひとりに応じた支援・指導の充実」「学校の情報発信力の向上」

- 「オンラインによる面談」「長期欠席、不登校児童・生徒へのさらなる対応」ができます。
- コミュニケーション支援・活動支援・時間支援等で活用できます。
- 「オンラインによる相談」「ブログによる情報発信の充実」「学校だより・学級通信等の配信」ができます。

ポイント ここだけは気をつけよう!

- 子ども一人ひとりに応じた支援・指導を。
- 支援・指導のユニバーサルデザイン(UD)化を。

これまでと変わらない大切な考え方、取組ですね!

すべての子どもたちが、安全・安心に、そして、自己肯定感・自己有用感を高めるための支援・指導を考えてみましょう!



iPadのアクセシビリティ

障害の有無に関わらず、全ての児童・生徒の教育を充実させるためにICT機器の活用は非常に大切になります。また、発達障害等によって学習に困難を抱える子どもたちの可能性を高める手段として、ICT機器を効果的に活用した実践に期待が寄せられています。
iPadは多くのアクセシビリティ機能が備えられており、視覚、身体の動き、及び学習上のニーズに配慮がされています。

Voice Over (読み上げ機能)

視覚支援

字を読むことが苦手な子どもには、Voice Overを設定することで、タップした部分をiPadが読み上げてくれます。文字だけでなく写真もどんな写真か、iPadが言葉で説明してくれます。

「設定」→「アクセシビリティ」→「Voice Over」で設定するか、Siriに「Voice Over オン!」と言うことで設定ができます。

Safariのリーダー機能

発達障害支援

Safariを使って調べ学習等をしたときに、たくさん出る広告や写真等のせいで集中できない子どもたちはいませんか。そういった子どもたちにはリーダー機能を設定し、読みたいところだけに集中させてあげてください。

検索バー左の「ああ」をタップ



Safariの辞書機能

発達障害支援

Webページを閲覧中に出てきたわからない言葉を選択して、「調べる」や「辞書」を選ぶと、言葉の意味をすぐに調べることができます。漢字が苦手な子どもでも、すぐに自分で調べることができます。

選択項目の読み上げ

視覚支援

Voice Overを設定しなくても、テキストの中で選択した部分をiPadが読み上げてくれます。

単語を選択すると「調べる」「読み上げ」機能が出てきます

Assistive Touch

身体障害支援

Assistive Touch機能により、画面をタッチすることやボタンを押すことが困難な場合もiPadを活用することができます。この機能を設定することで簡単なタップで様々なアクションを行うことができます。

「設定」→「アクセシビリティ」→「AssistiveTouch」で設定



文部科学省の資料も参考に

【発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック】

特別支援
学級編



通級指導
教室編




通常の学級編



(4) 働き方改革・業務改善

教職員の事務作業を、ICTを活用して効率化することで、先生が児童・生徒一人ひとりとかかわる時間や教材研究・授業準備の時間を生み出すことができます。



※教職員の勤務は8:30から

職員室で欠席連絡対応・伝達

出勤した途端、欠席連絡の対応。朝はすることがたくさん!余裕がない・・・

タブレット端末で、欠席連絡の確認。
余裕を持って、児童・生徒を教室で迎えられる。

朝から余裕を持って、子どもたちを迎えられます。



職員朝礼で情報共有

先生が来るまで、朝の学習を頑張ろう!

タブレット端末で情報共有

朝の学習から先生と一緒に!

ポイント こう変えることによって

「子どもと向き合う時間の創出につながります」「保護者の負担が減ります」

- 朝、欠席連絡等(電話対応)や健康管理シートの確認(コロナ対応)をしていた時間を子どもたちとの時間や授業準備の時間にあてることができるようになります。
- 連絡帳を近所の友だちに預けたり、朝から学校に電話したりすることなく、スマートフォン等で連絡可能(欠席や健康管理について)になります。

ポイント ここだけは気をつけよう!

これまでと変わらない大切なことですね!

- 子どもたちの育ちにとって大切なことについては、会議等でしっかりと話し合う必要があります。

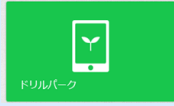
どのような業務改善をすれば、今以上に子どもたちとの時間を創出できるか、考えてみましょう!



業務改善×ICT 活用事例

navima・ドリルパーク

問題演習にデジタルドリルを活用することで採点の時間を短縮。成績や履歴も収集できるので、子どもごとの理解度の確認にも利用可能。



教材や宿題作成の時間短縮

ロイロノート(ミライシードでも同様の活用が可能)

- ワークシートの作成
⇒シンキングツールの活用
- 提出箱の活用
⇒宿題の提出(例:鍵盤ハーモニカ)
- 作品(図工の作品の写真等)の提出
⇒学習評価の材料として
- カメラ機能
⇒黒板の写真(授業の記録として)
⇒連絡帳
- 共有ノート
⇒協働学習



ワークシート作成や印刷の時間短縮

Google Classroom①

- 連絡帳を投稿
- 学級通信を配信
- 手紙の配付



事前に予約投稿
印刷不要
配付時間の短縮
学年で共有
カラーで投稿

Google Classroom②

- 朝礼をGoogle Classroomで
・ストリームに連絡事項を投稿
・「予定を設定」で配信日時を設定
・回答を求めるものについては「課題」や「テスト」「質問」を活用



配付時間短縮
自動集約
共同編集(同時に見られる)
どこからでも確認編集可能



NHK for School



- 番組 70以上の番組2000話以上を配信
- 動画クリップ 7000本
- ものすごい図鑑 360度方向から昆虫を観察できるデジタル図鑑
- お家で学ぼうNHK for School
お家で学ぼうワークシート

[どう使う?]

- ⇒授業のはじめ・中・おわりで
・実験や観察の方法、歴史の社会
・他事例をクリップで確認、学びの深化に
- ⇒家庭学習で
・予習、復習に
- ⇒自学自習で
・興味・関心のある探究活動に

教材や宿題作成の時間短縮

Google Formsやスプレッドシート

- 保護者アンケート(Google Forms)
- 土曜授業、オープンスクールの感想(Google Forms)
- 個人懇談、家庭訪問日程調整(Google Forms)
- 教職員の調整事項(Google Forms・スプレッドシート)

GiGAスク!ひらかた

- ICT活用のヒント
- ICT活用実践事例集(HI-PER)
- iPad・アプリケーション活用研修動画
- プログラミング教育動画
- 働き方改革関連資料



まなViVA!ひらかた

- 過去の教職員研修動画
- 研修予定・シラバス
- 研究校・推進校の実践資料



(5) タブレット端末と健康

タブレット端末等ICT機器を活用するときは、児童・生徒の健康面に配慮することも大切です。以下のことに注意して、家庭とも連携し、上手にタブレットを活用しましょう。



教室での配慮事項

「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」
(平成26年 文部科学省) 参照→

目の疲労の軽減のために

- ・ 照明の明るさの調整
- ・ 画面の反射や映り込みの防止
- ・ 教材文字の見やすさへの配慮
- ・ 30分に1回は画面から目をはなして、20秒以上、目を休めるような指導

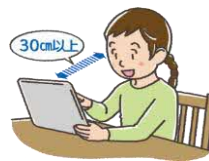
よい姿勢を保つために

- ・ タブレット画面を目から30cm以上離すように指導
- ・ 授業の中で、発表等、体を動かす機会を設けるような工夫
- ・ 机上の整理整頓を指導

児童・生徒とのタブレットを使うときの5つの約束

①タブレットを使うときは姿勢をよくしよう

- ・ タブレットを見るときは、目から**30cm以上**はなして見よう。



②30分に1回はタブレットから目をはなそう

- ・ 30分に1回はタブレットの画面から目をはなして、**20秒以上**、遠くを見よう。



③ねる前はタブレットを使わないようにしましょう

- ・ ぐっすりねるために、**ねる1時間前**からはデジタル機器を使わないようにしましょう。



④自分の目を大切にしよう

- ・ 時間を決めて遠くを見たり、目がかわかないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしよう。



⑤ルールを守って使おう

- ・ **30分使ったら1回休む**、学校のタブレットは勉強に関係のないことに使わない等、学校やおうちのルールを守って使おう。



【その他参考サイト】「子どもの目・啓発コンテンツ」(日本眼科医会ホームページ)→



※保護者の方へも、学校とともに、端末の使用時の健康面への指導や、児童・生徒がインターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないように指導にする等、協力していただくことが大切です。

【参考サイト】「端末の利用時間等のルール及び安全な利用について」

(保護者向けリーフレット)→



(6) 学校に登校できない児童・生徒の学習指導

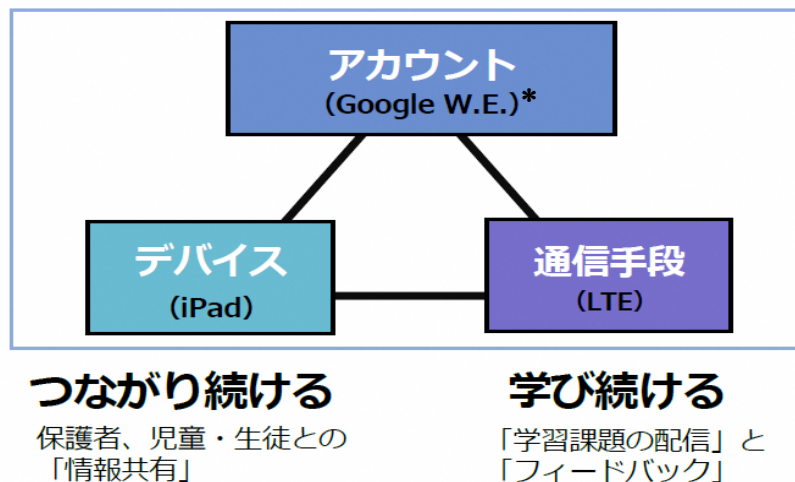
児童・生徒の学びを止めないための取組として、ICTを効果的に活用することで、対応の選択肢が広がりました。

欠席児童・生徒へのICTを効果的に活用した対応事例（参考）

※病状や事情により学校には行けないが家庭学習が可能な児童・生徒への対応の参考としてください。

LTE 端末導入の理由 —LTE でつながり続ける

タブレット端末を活用した子どもたちの学びが、通信環境の影響によって途切れることのないように、枚方市ではLTEモデルを選びました。このことによって、1人1台タブレット端末と1人1アカウントを合わせることで、「いつでも」「どこでも」つながり続ける環境が整いました。

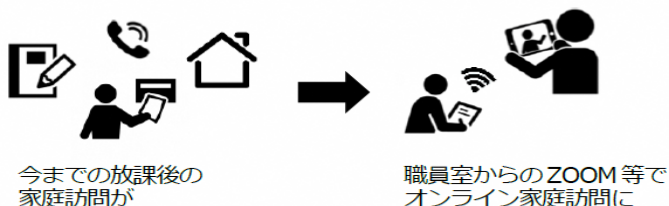


欠席児童・生徒の学びを止めないための取組として、ICTを効果的に活用することで、対応の選択肢が広がりました。

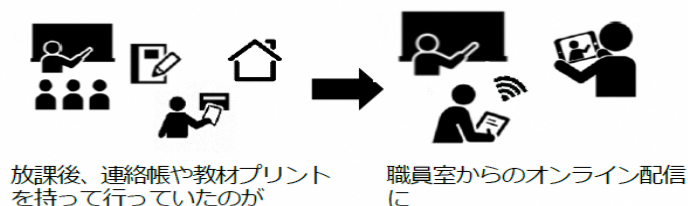
欠席理由や欠席事情、家庭状況に応じた個々とのつながりと学びの保障

(活用事例)

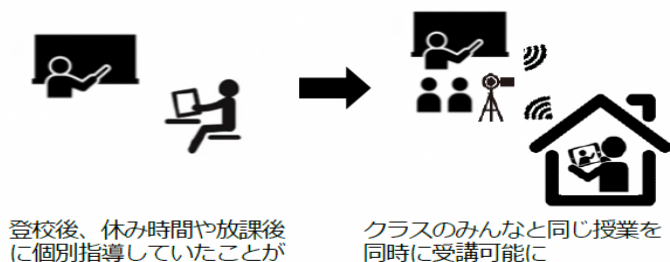
放課後の連絡手段



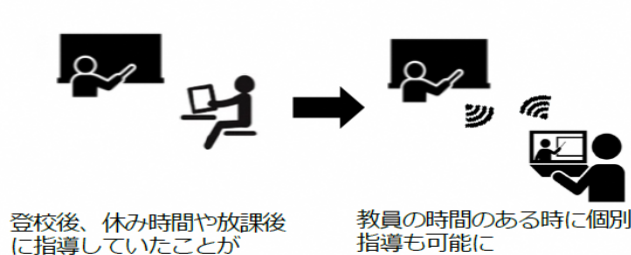
授業の板書を撮って配信



Zoom や Meet でオンライン授業を配信



Google クラウドや Zoom 等で、学習のやり取りや課題の配信



欠席児童・生徒への対応については、当該児童・生徒、保護者としっかりと話したうえで、欠席の病状や事情などを踏まえて対応をお願いします。

5. モデルカリキュラム

(I) Can-Do リスト(児童・生徒)

各教科等の学習の中で児童・生徒の発達段階を考慮しながら、情報活用能力を系統的に育成していきます。

項目	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
基礎的知識・技能 I (活動的知識・技能 I)	<p>(I-1) 写真や本等から情報を集めることができる。</p> <p>(I-2) 目的を考えて、発表したりすることができる。</p>	<p>(I-1) 図書資料・インターネット等から情報を集めることができる。</p> <p>(I-2) 相手や目的に応じて発信することができる。</p> <p>(I-3) キーボード文字入力(1分間40文字程度)</p>	<p>(I-1) 情報を複数集めて適しているものを吟味することができる。</p> <p>(I-2) 相手や目的に応じて効果的に発信することができる。</p> <p>(I-3) キーボード文字入力(1分間60文字程度)</p>	<p>(I-1) 情報を複数集めて適しているものを吟味することができる。</p> <p>(I-2) 相手や目的に応じて、グラフや図表を用いて効果的に発信することができる。</p> <p>(I-3) キーボード文字入力(1分間80文字程度)</p>
思考力・判断力・表現力 II (探究スキル)	<p>(II-1) 情報を仲間で分けたり、整理したりすることができる。</p> <p>(II-2) 分かりやすく表現することができる。</p> <p>(II-3) できるようになったことに気づくことができる。</p>	<p>(II-1) 情報同士のつながりを見つけたり、表やグラフで整理することができる。</p> <p>(II-2) 相手や目的に合わせて、適切に表現することができる。</p> <p>(II-3) 改善点を考えることができる。</p>	<p>(II-1) 問題を発見し、その解決のために調査や資料等から情報を収集することができる。</p> <p>(II-2) 問題の解決策を明らかにして表現・発信・創造することができる。</p> <p>(II-3) 改善点を分析し考えることができる。</p>	<p>(II-1) 問題を発見し、その解決のために、目的に応じた情報メディアを選択し、調査や実験等を組合せながら情報を収集することができる。</p> <p>(II-2) 統計的に整理したり、情報の傾向や変化を捉えることができる。</p> <p>(II-3) 問題の解決策を明らかにして表現・発信・創造することができる。</p> <p>(II-4) 改善点を分析し考えることができる。</p>
プログラミング的思考 III (スキルの思考 III)	<p>(III-1) 分解して考えたり、問題の解決方法を考えたりすることができる。</p> <p>(III-2) 問題の解決や表現するために、順次(順番ごとにする)や反復(繰り返し)を使って考えることができる。</p>	<p>(III-1) 物事を分解して考えたり、問題の解決方法を考えたりすることができる。</p> <p>(III-2) コンピュータとプログラムの関係を体験的に理解し、順次、反復を含んだプログラムを考えることができる。</p>	<p>(III-1) 順次、分岐、反復を含んだプログラムを考えると、評価・改善ができる。</p> <p>(III-2) 情報技術の価値を自分の身の回り生活と関連付けて考えることができる。</p>	<p>(III-1) 論理的な手続きやデータを様々な工夫できることを体験的に理解する。</p> <p>(III-2) 情報技術の価値を社会や将来に関連付けて考えることができる。</p>
情報モラル IV	<p>(IV-1) 自分や他の人たちの情報を大切に、ルールを守って安全にコンピュータ等をつかうことができる。</p> <p>(IV-2) コンピュータやインターネットの基本的なルールやマナーがわかる。</p>	<p>(IV-1) 情報手段の利便性と危険性を理解し、自分や他の人への影響を考えて適切に使用することができる。</p> <p>(IV-2) 生活の中での必要となる情報セキュリティを理解することができる。</p>	<p>(IV-3) 情報社会での情報技術の働きや産業や国民生活の関わりを理解することができる。</p>	<p>(IV-3) 情報や情報技術を多様な観点から考えることによって、よりよい生活や持続可能な社会の構築に生かそうとする。</p>

(2) 年間指導計画 小学6年(例)

前述の情報活用能力を該当学年で確実に育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から、各校の実態に応じたカリキュラムの編成を行います。

○ 基礎的知識・技能	(I-1) 情報を複数集めて吟味する。 (I-2) 相手や目的に応じて効果的に発信する。 (I-3) キーボード文字入力(1分間60文字程度)
○ 思考・判断・表現力	(II-1) 問題を発見し、その解決のために調査や資料等から情報を収集する。 (II-2) 情報同士のつながりを見つけたり、表やグラフを用いて整理する。 (II-3) 問題の解決策を明らかにして表現・発信・創造する。 (II-4) 改善点を分析し考える。
○ プログラミング的思考	(III-1) 順次、分岐、反復を含んだプログラムの作成を行い、評価・改善ができる。 (III-2) 情報技術の価値を自分の身の回りの生活と関連付けて考えることができる。
○ 情報モラル	(IV-1) 情報手段の利便性と危険性を理解し、自分や他の人への影響を考えて適切に使用する。 (IV-2) 生活の中で必要となる情報セキュリティを理解する。

	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語科											
各教科等											
プログラミング											
総合的な学習の時間											
道徳科での情報モラル											

(3) Can-Do リスト (教職員)

枚方市がめざす「5つのC」を育成する教育を実現するため、教職員も教職員研修・校内研修を通して、情報活用能力を高めていきます。

NO	項目	先生ができるようになること
1	iPad、Google W.E.*の概要	iPad、Google W.E.の様々な機能を授業の中でどう活用するかイメージできる。
2	情報モラル	iPadの正しい活用方法を子どもに伝えることができる。
3	パスコード・AirDrop (iPad)	写真やファイルを他の人と共有できる。
4	オンラインクラス	オンライン上でクラスを作成し、子どもたちを招待することができる。
5	オンラインクラス	オンライン上のクラスに連絡事項の書き込みや資料添付をすることができる。
6	ビデオ会議システム	授業に参加できない子どもたちに、授業の様子を映し、質問のやりとりができる。遠隔での会議やオンラインで外部講師とつながることができる。
7	カレンダー機能	授業や会議の予定を記入し、スケジュールを一括で管理することができる。
8	ファイルの保存と共有	作成したファイルを保存したり、他の人と共有したりすることができる。
9	連絡先の管理	教職員同士や子どもたちのアカウントを連絡先に登録し、グループ分けて整理することができる。
10	プレゼンテーションソフト	授業や校務の内容を他の人と共同編集し、見やすくまとめることができる。プレゼンテーションソフトを授業の中でどう活用するかイメージできる。
11	文書作成ソフト	授業や校務の内容を他の人と共同編集し、資料を作成することができる。文章作成ソフトを授業の中でどう活用するかイメージできる。
12	表計算ソフト	授業や校務の内容を他の人と共同編集し、グラフや表を作成することができる。表計算ソフトを授業の中でどう活用するかイメージできる。
13	項目作成	オンライン上のクラスにおいて、各教科や各単元等目的に応じて、整理することができる。
14	課題配付・回収	授業での課題を作成し、配付・回収・自動採点・返却することができ、個別に必要な学びを提供することができる。
15	アンケート作成機能	アンケートを作成し、配付・回収・自動集計・返却ことができ、個別に必要な学びを提供することができる。
16	テスト作成機能	アンケートやテストを作成し、課題を組み合わせ、配付・回収・自動集計(採点)・返却し、個別に必要な学びを提供することができる。
17	質問機能	簡単な質問を児童・生徒に投げかけ、自動集計された質問結果をフィードバックすることができる。
18	資料送付機能	子どもたちの学びを深めるための参考資料や動画を添付し、子どもたちに提供することができる。
19	カメラ・動画撮影	授業の中で効果的なカメラ機能の活用について考えることができる。
20	写真・動画編集 (iPad)	撮影した写真や動画に文字を書き込んだり、色を変えたり等の加工修正ができる。加工・修正した写真や動画をAirDropで共有できる。

6. 実践例 Hirakata ICT Practical Example Record


枚方市立全小中学校教員で進めている「ICT機器を効果的に活用した授業改善・家庭学習改善」の実践を、市内全教職員で共有できるシステムを構築しています。「学年」「教科等」「学習形態」「対象」で事例の検索をすることがます。また、「HI-PER the Movie」には授業づくりに精通した教員「枚方市授業マイスター」によるICTを活用した授業の動画を掲載しており、授業改善の参考にすることができます。

HI-PER Hirakata ICT Practical Example Record								
いいね!	No.	学年	教科	単元名	学習形態	対象	ICT機器・アプリ等	ファイル
	00031	小6	総合	「平和学習」	個別学習	教員と児童生徒	iPad, PowerPoint	Open
	00032	小6	国語	「町の未来をえがこう」	個別学習	児童生徒	iPad, ロイノート	Open
	00033	小6	体育	「マッド運動「頭はね起き」」	協働	児童生徒	iPad, カメラ機能, ロイノート	Open
	00034	小5	総合	「味噌の魅力を伝えるPVを作ろう」	協働	児童生徒	タブレット, キューブキッズ(ニュースせいさく)	Open
	00035	小6	国語	「町の幸福論」「コミュニティデザインを考える」	協働	児童生徒	iPad, プロジェクター, Keynote	Open
	00036	小4	社会	「自然災害にそなえるまちづくり」	一斉・個別	児童生徒	タブレット, PowerPoint	Open
	00037	小6	算数/数学	「データの持ちようを調べて判断しよう」	一斉・個別	児童生徒	iPad, ロイノート, Keynote	Open
	00038	小2	生活	「もっと行きたい町たんけん」	一斉	教員と児童生徒	iPad, Google meet	Open

Hirakata ICT Practical Example Record HI-PER FILE No.00113

1 ジャンル
小学校6年生 外国語 協働学習 児童生徒

2 概要




単元(題材)名
Unit6 This is my town.

単元(題材)目標
自分の町にあるものやそこでできることを紹介することができる。

活用したICT機器、アプリケーション等
iPad, ロイノート, カメラ機能

本時のめあて
自分たちの町にあるものやないもの、できることについて、友達と協力して紹介しよう。

本時の展開の概要
前時で作成した原稿をもとに、発表の練習をする。タブレットを使って場面ごとに動画を撮影し、ロイノートで編集する。画像を貼り付けたり、発表内容のテロップを追加する。



児童生徒の様子(成果や課題)

どの場所で動画を撮るか、またジェスチャーなど発表内容を工夫して取り組んでいた。
編集作業では、見えにくい画像を改めて貼り付けて見やすくするなど、相手に伝わるよう話し合って主体的に取り組んでいた。
発表内容に重点を置いて振り直したり、内容を班で見直す時間を多く設定し、外国語の表現について考えられるようにしていた。

菅原小学校 名前: 池田 敦子


ICT機器の活用でねらった効果

- iPadのカメラ機能で何度も撮り直すことができた。普段発表しにくい児童が、繰り返し発表に挑戦できる。
- iPadのロイノートを活用することで、発表内容を編集してより良いものを作ろうと工夫していた。他の児童と画像を共有し、話し合う活動をスムーズに進めることができる。

Hirakata ICT Practical Example Record HI-PER FILE No.00067

1 ジャンル
中学校3年生 社会 一斉学習・個別学習・協働学習 教員と児童生徒

2 概要




単元(題材)名
これからの経済と社会

単元(題材)目標
持続可能な社会を目指す中での適切な経済活動を効率・公正の視点で追求する。

活用したICT機器、アプリケーション等
ICT機器:iPad, プロジェクター, タブレット
アプリケーション:Classroom

本時のめあて
より良い暮らしを持続可能にするための必要な要素が分かる(知識・理解)

本時の展開の概要
「GDP上位国の資料(全体・一人当たり)の比較を行い日本と中国が豊かであると言える理由をそれぞれ答える。」が主な課題である。教師が事前にクラスルームへ挙げた資料を使い活動する。学習班で始まり、コの字型で全体共有していく授業である。



児童生徒の様子(成果や課題)

「分かなければ班員に聞く。聞かれたら相手が理解しやすいように教える。」を徹底しているため、教え合いながら学習を進めている。難易度が高い問題でも学習班やインターネットを活用して乗り越えようとする生徒が増えた。全体共有時、生徒は自ら積極的に発言し、深い学びの実現に向けて努力している。

第三中学校 名前: 遠竹 翔也

ICT機器の活用でねらった効果

課題を様々な視点から捉えられるように、教科書の資料に加えて別の資料をクラスルームに掲載した。(上記資料)黒板に資料を提示するよりも生徒の手元に資料がある方が要点に着目しやすく、学習班での教え合い活動に結び付きやすい。インターネット環境が常に整っているため、生徒は自ら知りたい情報を調べ、幅の広い学習を可能とする。

HI-PER



HI-PER
the MOVIE



「いつでも」「どこでも」「つながる」

1人1台タブレット端末の可能性



令和5年（2023年）第3回 枚方市教育委員会
定例会 議案書
(追加)

案 件 名		
日程 10	議案第29号	教職員の懲戒処分について

- 開催日時 令和5年（2023年）3月27日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

教育委員会の活動状況（令和5年2月9日～3月20日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
2月9日	木	学校視察	田口山小学校	尾川教育長
2月10日	金	学校視察	渚西中学校	尾川教育長
2月11日	土	HIRAKATA子どもすまいるプロジェクト スポーツチャレンジフェスタ	ひらかたパーク	尾川教育長
2月13日	月	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月13日	月	学校視察	楠葉西中学校	橋野教育委員
2月14日	火	第2回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月14日	火	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月15日	水	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月15日	水	枚方市スポーツ協会との面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月16日	木	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月16日	木	教頭会	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月16日	木	学校視察	第三中学校	谷元教育委員
2月16日	木	幼稚園視察	樟葉幼稚園	橋野教育委員

1 / 5 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
2月17日	金	教育子育て委員協議会	枚方市役所	尾川教育長
2月17日	金	学校視察	桜丘中学校	橋野・中西教育委員
2月18日	土	枚方英語村inメタバース	オンライン開催	尾川教育長
2月20日	月	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月20日	月	学校視察	殿山第二小学校	谷元教育委員
2月20日	月	幼稚園視察	高陵幼稚園	橋野教育委員
2月21日	火	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月22日	水	学校視察（「東香里 TED」）	東香里小学校	尾川教育長
2月22日	水	園長会	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月22日	水	学校視察	樟葉南小学校	谷元教育委員
2月22日	水	学校視察	氷室小学校	橋野教育委員
2月24日	金	枚方小学校創立150周年記念イベント	枚方市総合文化芸術センター	尾川教育長
2月24日	金	定例記者会見	枚方市役所	尾川教育長

2 / 5 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
2月25日	土	枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会（第8回）	禁野小学校	尾川教育長
2月25日	土	枚方市華道協会五十周年記念華展	ビオルネ枚方店	尾川教育長
2月25日	土	令和4年度松原市アドバンスト・インターンシップ 成果発表会	オンライン開催	尾川教育長
2月27日	月	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月27日	月	校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月28日	火	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月28日	火	令和4年度 枚方市防災会議	枚方市役所	尾川教育長
2月28日	火	令和4年度 小学校初任者研修・中学校初任者研修	輝きプラザきらら	尾川教育長
3月1日	水	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
3月1日	水	令和4年度優秀教職員表彰	輝きプラザきらら	尾川教育長
3月2日	木	校長面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
3月3日	金	3月定例会議 本会議	枚方市役所	尾川教育長
3月4日	土	枚方ひこ防'z2022（枚方市総合防災訓練）	枚方市役所	尾川教育長
3月4日	土	令和4年度 枚方市 平和の日記念事業 平和の燈火（あかり） キャンドル点灯式	ニッペパーク岡東中央	尾川教育長

3 / 5 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
3月6日	月	社会教育委員会議	サンプラザ生涯学習市民センター	尾川教育長
3月7日	火	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 橋野・近藤・中西教育委員
3月8日	水	幼稚園視察	枚方幼稚園	橋野・中西教育委員
3月10日	金	3月定例会議 本会議（予算質疑）	枚方市役所	尾川教育長
3月10日	金	学校視察	明倫小学校	橋野教育委員
3月13日	月	3月定例会議 本会議（予算質疑）	枚方市役所	尾川教育長
3月14日	火	中学校卒業式	枚方市立中学校	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月14日	火	第2回教育委員会臨時会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月15日	水	3月定例会議 本会議	枚方市役所	尾川教育長
3月16日	木	幼稚園卒園式	枚方市立幼稚園	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月17日	金	小学校卒業式	枚方市立小学校	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月17日	金	いじめ重大事態に係る報告書手交	訴訟代理人事務所	尾川教育長
3月18日	土	ダイコロ枚方市武道祭	K T M河本工業総合体育館 （枚方市立総合体育館）	尾川教育長
3月19日	日	ひらかた街ぶらロゲイニング	ニッペパーク岡東中央	尾川教育長

4 / 5 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
3月20日	月	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月20日	月	記者会見（いじめ重大事態に係る報告書）	枚方市役所	尾川教育長

第3回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和5年3月27日午前10時00分		閉会	令和5年3月27日午前11時57分	
休憩	令和5年3月27日午前10時49分から午前10時50分まで				
日程	議案番号	案 件		結果	
1		教育長報告			
2	報告第32号	臨時代理事項の報告について (1) 令和4年度優秀教職員表彰について		承認	
3	報告第33号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について)の意思決定について		承認	
4	報告第34号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(枚方市附属機関条例の一部改正について)の意思決定について		承認	
5	議案第24号	「学校トイレ整備における基本的な考え方」の策定について		可決	
6	議案第25号	「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」の策定について		可決	
7	議案第26号	「令和5年度学校園の管理運営に関する指針」の策定について		可決	
8	議案第27号	「枚方版ICT教育モデル」の一部改訂について		可決	
9	議案第28号	学校運営協議会委員の委嘱について		可決	
10	議案第29号	教職員の懲戒処分について		可決	
構成員	教 育 長	尾川 正洋	構成員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子			

説明員	副 教 育 長	岩 谷 誠	説明員	都市整備部建築課長	津熊 聖博
	総 合 教 育 部 長	新 内 昌 子		教 職 員 課 長	高 山 和 子
	学 校 教 育 部 長	位 田 真 由 子		教 育 指 導 課 長	井 手 内 太 吾
	総 合 教 育 部 次 長	大 西 佳 則		教 育 研 修 課 長	倉 田 仁 司
	総 合 教 育 部 次 長 (新しい学校づくり担当) 兼 学校教育部次長 兼 学校教育室長	高 橋 孝 之		児 童 生 徒 支 援 課 主 幹	中 口 恵 未 子
	都 市 整 備 部 次 長 兼 施設整備室長	中 村 克 俊	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	高 松 健 大
	教 育 政 策 課 長	山 下 恵 一		傍 聴 の 人 数	2 人

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 委員の出席状況について報告いたします。本日の会議の出席者は全員出席です。以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は追加議案として、議案第29号「教職員の懲戒処分について」が提出されており、議案第29号を日程10として追加したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程1「教育長報告」を行います。

今回の教育長報告では、前回定例会で報告した以降の私の活動状況を報告させていただき、その後、教育委員さんの活動状況について報告させていただきます。

また、最近の新型コロナやインフルエンザの感染状況等、コロナ対策に係る文科省通知の内容、支援教育の見直しに係る準備状況、総合型放課後事業の準備状況について、後ほど事務局から報告させていただきます。その後、いじめ重大事態への対応状況、最後に、3月定例月議会の質疑の内容を共有させていただきたいと思っております。

まず、前回定例会で報告した以降の私の動きでございます。各種イベント等への参加ということでございます。

2月11日は、HIRAKATA子どもすまいるプロジェクト、スポーツチャレンジフェスタに参加いたしました。東京2020パラリンピックにも出場された義足のジャンパー中西麻耶選手の講演会では、夢や目標を決して諦めなかったことをお話いただきました。その後、関西unbalanceの皆さんによる車椅子ソフトボール体験や、東京パラリンピック日本代表の嵯峨根望選手によるシッティングバレーボール体験をさせていただきました。

子どもすまいるプロジェクトでは、子どもを守る条例啓発イベントとして行われていましたが、中でもパナソニック株式会社が出展されておりましたインクルーシブな子育て空間「センサリールーム」というのがありまして、これを体験したところ、大変心地よく癒しを得られる感覚でした。これは光を調整して、ボールのような空間の中に入っているようなものですが、担当の方にお話を聞きますと、光の調光をするだけでも過ごしやすい空間をつくることのできたので、今後、学校においてもこの研究をしていくべきではないかなと感じたところでございます。

そのほか、2月24日には枚方小学校の創立150周年記念イベント、25日には枚方市華道協会五十周年記念華展、松原市アドバンスト・インターンシップ成果発表会、それから28日には枚方市防災会議、3月4日には枚方ひこ防‘z2022、それから平和の燈火（あかり）キャンドル点灯式、3月18日にはダイコロ枚方市武道祭に参加いたしました。

松原市の取組では、大学生を対象とした新しいコンセプトのインターンシップが行われておりまして、松原市と包括連携協定を締結している大学の学生を対象に、チームとして教育に関する

研究課題を設けて実習に取り組み、その成果を政策提案として松原市に提出するという画期的な取組が行われておりました。

ダイコロ枚方市武道祭では、東京2020オリンピックで金メダルを獲得した柔道の太田将平さんや、同じく空手道のオリンピック代表選手の西村拳さんをはじめ、少林寺拳法、相撲、スポーツチャンバラ、日本拳法といった体験教室が小学生を対象に実施されており、子どもたちが楽しそうに一生懸命取り組んでいた様子が印象的でした。

学校関係では、2月13日から3月2日にかけて、五月雨ではございましたが、校長の期末面談を実施いたしました。校長先生の年度当初の目標について、一定の実現ができたことと申告がありまして、私もそのように評価をさせていただいたところです。一方で、今年度の目標設定と、自己評価で優れた成果として申告された場合の校長と私の認識のずれが一部ありましたので、そのあたりにつきましては、評価の改善を図っていきたいと考えております。

2月18日には、枚方英語村inメタバースをWEB視察いたしました。子どもたちがまだ不慣れな様子ではありましたが、オンライン上での取組というのはこれからの時代に必要不可欠なものと考えておりますので、今後も継続的な取組としていきたいと考えております。

2月22日には、東香里TED、このTEDというのは「とてもええで」ということらしいのですけども、これに参加いたしました。「平和学習を通して、私が考えるSDGs18番」といったテーマで1年間を通じて取り組んできた探求学習の成果、こういったものを大人顔負けのパワーで発表してくれていました。市のYouTubeにもアップされておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

2月25日には、禁野小学校の新しい学校づくり協議会に傍聴参加いたしました。旧高陵小校舎の解体状況や、新しい学校の設計の検討状況を議題として、コミュニティ協議会の森会長や、森田会長から活発な意見交換を聞かせていただいたところでございます。

3月14日には中学校卒業式、16日には幼稚園卒園式、17日には小学校卒業式に参加いたしました。コロナ対策が変更され、卒業式についてはマスク着用の必要なしとなり、場面に応じてマスクを外すなど、それぞれの取組となっておりました。この3年間、新型コロナウイルスの影響で過ごしてきた幼児児童生徒ですが、声を出してのお別れの言葉のやりとりなど、一生に一度の卒業式、卒園式が、一定コロナ前の姿に戻ったということは非常によかったのではなかったのかなと考えております。

それでは続きまして、教育委員の活動状況報告をお願いしたいと思います。

まず、谷元委員からよろしいですか。お願いします。

○谷元委員 私からは、3月に行われました卒業式、卒園式について簡単に報告いたします。

3月14日は、招堤北中学校の卒業式に出席しました。卒業式、卒園式の出席は4年ぶりということになりました。招堤北中学校は3クラス91名の卒業生で、比較的人数が少ない、広い体育館で席と席の空間も保たれたため、マスクをつけていない生徒のほうが多い状況でした。国歌斉唱、校歌斉唱のときはマスク着用でしたが、卒業証書授与では生徒全員がマスクを外し、校長先生から卒業証書を壇上で受け取りました。3年間、コロナの感染防止のためマスクをつけて過ごした生徒たちでしたが、卒業式で初めて友達の素顔を見るという経験をしたようでした。校長先生を

はじめ教職員もマスクなしでの卒業式となりました。

学校長式辞は、墨川校長先生がはなむけの言葉として、藤原俊成の「またや見む 交野のみ野の 桜狩り 花の雪散る 春のあけぼの」という和歌を紹介され、別れを惜しみつつ明るい未来を皆さんに託したいという心情を表現されました。

答辞は6人の生徒が壇上で交代しながら読み上げ、卒業生や保護者にも答辞を読む様子がよく見えるよう、大きな画面に映す工夫もされていました。

16日は香里幼稚園の卒園式、17日は春日小学校の卒業式にそれぞれ出席しました。どちらも小学校、中学校に巣立っていく子どもたちをお祝いするすばらしい式だったと感じました。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

次に橋野委員、お願いします。

○橋野委員 私は、2月13日に樟葉西中学校に学校の様子を見させていただきました。生徒たちはとても落ち着いていて、授業に取り組んでいました。人通りの少ない1階にあった学校図書館を生徒の行き来の多い2階に移動し、廊下には学校司書さんのおすすめの本、図書委員おすすめの本が並べてあり、本を手に取りやすい工夫をしていただけていました。

16日は樟葉幼稚園の5歳児さんの劇遊び「エルマーの冒険」を見させていただき、ねらいにもありましたお話の中の登場人物の思いを感じながら、のびのびと表現することができていました。恐ろしい猛獣たちも怖い顔で表現できていて、3歳児さんは吸い込まれるように劇に集中して最後まで見ていました。

20日は高陵幼稚園の5歳児さんの劇遊びで「ギザ耳うさぎ」を見させていただき、こちらはお母さんの愛情の深さや、思いやる気持ちを上手に表現してくれていました。

その後、給食・お弁当の時間も見させていただき、3歳児さんは今では園の1日の流れもしっかり分かっているのですが、幼稚園に入った当時は、朝の用意の際にお弁当を開けて食べてしまった園児もいたりしたそうですが、箱を用意し、登園したらすぐにお弁当を箱の中に入れ、保管するという3歳児さんへの対応が配慮されていました。テーブルの上に置くパーティションもサイズが合わず、手作りで顔が見えるようにも工夫していただけていました。給食のメニューは、卵焼き、切り干し大根、御飯、おみそ汁と思ったよりもボリュームがあり、働く保護者にとってはとても助かると思いました。ですが、食育の観点からは、みんな同じものを食べているわけではないので、給食の子どもたちだけ取り上げて話すのは違うので、声かけの難しさがあると言われていました。

また、3月16日の卒園式も高陵幼稚園で23名の園児が卒園されました。前日に中止が決まりできなかった入園式の園児たちです。コロナでマスクをして、友達の表情も見られない中ではありましたが、とても感情が豊かに成長されていました。小学校はばらばらになりますが、幼稚園でのたくさん経験を生かし頑張っていってほしいと思いました。

2月22日は氷室小学校に視察し、3月17日に卒業式に行きました。卒業式の衣装はあまり派手になり過ぎないように、以前より保護者に報告されていたようなのですが、袴を着てこられた児童は2名でした。私も久しぶりの卒業式だったので、近年の卒業式での衣装がどうなっているか

は分からないのですが、子どもたちの門出をきれいに着飾りたい気持ちも分かりますが、壇上にかかるときの安全面やトイレの行きにくさを考えると、氷室小学校のように少し控えたほうがよいような気は、私は思いました。

3月14日には中宮中学校の卒業式で、173名が卒業されました。これは、どの中学校の卒業式に行ったときも思うのですが、袖やズボンの丈が全然合わない制服を着て卒業される姿は、ものすごいスピードで体が大きく成長されたことが分かり、とても心を打たれ、毎回感動させていただいています。

最後に、今月の活動の中でも令和4年度第3回枚方市明倫小学校運営協議会に参加させていただきました。西コミュニティ協議会会長、元PTA会長宮里様、福祉委員の森本様、元枚方市校長、今は梅花女子大学教授藤田先生、そして常翔啓光学園山田校長先生が、明倫小学校の児童のためにお集まりいただき、目指す子ども像の実現のためにすぐに取り組めるもの、継続的に協議が必要なもの、時間をかけて様々な調整をしながら実現していく必要があるものについて熟議していただき、心身の成長が期待できる行事改善や、褒めると叱るのバランスのよい教育や異年齢間教育、また、支援を必要とするご家庭があれば地域の児童委員へとつなぐなどの様々な角度からの熟議をしていただいていたと思います。このことをぜひこれからの子どもたちに役立てていただきたいと思いました。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

では次、中西委員、お願いします。

○中西委員 私は枚方幼稚園の卒園式、蹉跎西小学校、山田中学校の卒業式に参列してきました。私自身、教育委員2年目で初めての卒業式でした。省略された卒業式ではありましたが、小学生も中学生も一人一人に卒業証書授与、卒業生の言葉や歌はとても感動しました。特に中学生においては、コロナの影響を受けた3年間、一言一言に重みを感じました。いろいろな感情があった3年間だと思いますが、これからもたくましく成長してくれることを願っています。

幼稚園には卒園式の1週間前に見学し、予行練習から見えてきました。本番に強い子どもたち、キラキラしていて、とてもかっこいい姿を見ることができました。枚方の子どもたちのために今後もよりよい教育になるよう精進していこうと改めて感じました。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

では、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 私も3月の卒業式に久しぶりに参加させていただいて、感じたことをご報告いたします。大規模校の杉中学校に参加させていただき、7クラス、総勢258名と、卒業生の保護者も多数参加しておられ、体育館いっぱいの式典は生徒たちの巣立ちに花を添える厳かなものでございました。後輩からの送辞に対する卒業生の答辞の中で、まさに3年間の中学校生活でコロナ禍の影響の苦労は多く語られておりましたが、様々な工夫の中で中学生生活を楽しんだことも語られておりました。与えられた環境の中での順応力と、改善し工夫する力を将来に生かしてほしいなどというようにも感じました。

蹉跎幼稚園では28名の卒園児において、うち4名が最近の傾向で支援を必要とする園児が増えている報告を受けましたが、枚方市における喫緊の課題である支援教育の体制強化は、幼稚園、

小学校、中学校の情報連携をさらに強化するとともに、育ちに応じた支援の体制充実の必要性を改めて感じた次第です。

最後に、小規模校である樟葉北小学校におきましては、校長先生とお話しさせていただく中、まず冒頭におわびがあり、49名の卒業生のうち2人が不登校で参加していないこと、中学校からは行くというお約束をしておられることや、式典の卒業証書の受け取り代表児童が緊張で倒れるかもしれないことの予測、卒業生のクラス担任が学年の途中で退職され、代わったことへの校長としての力のなさの反省の弁を伺い、小規模校とはいえ、これだけ個別の事案の把握、学校における事象の観察力を含め責任感、非常に優れた管理者であるなというふうに私は感じました。このやりとりの中、前任の学校の校務員さんが校長室にお花をお届けにこられたことが、この校長先生のお人柄を表しているなど感じました。このようにすてきな校長先生の姿は、教職員への範を示すものであるというように考えます。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

それぞれ卒業式、卒園式にご参加いただいて、やっぱり3年間のコロナの影響というところが非常にあるなど感じつつ、子どもたちはその中でもしっかり自分でできることをやっていくという姿が、先ほど皆様方のお話の中からも見てとれるんじゃないかなと思います。私自身も実際、卒業式の卒業生の答辞を聞いておりますと、我々からするとみんな大変だったかなという思いも強いんですけども、子どもたちからすると、その中でもつらかったということだけではないことをしっかり述べていたと思いますので、そういった気持ちにもしっかり寄り添いながら、今後、新年度は逆にマスクもなくなっていくという流れになってくるかと思っておりますので、いろいろな子どもたちの気持ちにも配慮しながら取り組んでいく必要があるかなと思っております。

次に、新型コロナとインフルエンザに係る学校の感染状況、それから、文部科学省から発出されましたコロナ対策の変更通知の内容について共有したいと思いますので、高橋学校教育部次長から報告をお願いします。

○高橋学校教育部次長 失礼いたします。枚方市立小中学校での新型コロナウイルス感染状況についてご報告いたします。

週間当たりの児童生徒の感染者数は、まず新型コロナウイルスですが、3月6日から12日までは8人、3月13日から19日までは4人となっております。また、季節性インフルエンザにつきましては、3月6日から12日までの1週間の学級閉鎖数は5校6学級、欠席者としては37人、3月13日から19日までは、学級閉鎖は5校6学級、欠席者34人となっております。

また、令和5年3月17日付けで、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について、文科省初等中等教育局長通知がございました。内容は、児童生徒及び教職員については、学校教育活動にあたってマスクの着用を求めないことを基本とすることなど、マスク着用の考え方の見直しについて、また効果的な換気の実施について、給食等の食事をとる場合における対策等についての3点がメインとなっております。

また、なお書きで、新型コロナウイルス感染症が本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置づけられる予定であることに伴い、今後マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省においても学校保健安全

法施行規則等の改正を予定しているとの通知がございました。

この通知を受け、大阪府教育庁では、令和5年3月22日に学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）の改訂が行われ、4月1日から適用されることとなります。なお、枚方市版につきましては現在作成中でございます。コロナ対応に関する報告は以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。

今の件、何かご質問等はよろしいでしょうか。

それでは次に、支援教育の見直しに係る準備状況につきまして、中口児童生徒支援課主幹から説明をお願いします。

○中口児童生徒支援課主幹 失礼いたします。支援教育に関する準備状況を報告させていただきます。

通級指導教室に係る教員の加配につきましては、小学校9校、中学校19校で、府の加配教員配置予定です。

特別支援教育支援員の確保状況につきましては、新設通級指導教室が設置される28小中学校に配置済みでございます。通年雇用が16名、短期雇用が19名。短期雇用につきましては、それぞれの希望も聞きながら、週に2、3日程度の勤務で雇用を予定しております。

特別支援教育支援員の研修状況につきましては、3月に3回、4月に3回を予定しております。3月には、特別支援教育支援員の役割や学校の組織体制の理解、学級担任との連携や本市の支援教育について、体罰の防止や発達障害の特性やその理解について、参加者同士でのロールプレイなどについて研修をいたします。

リタリコの教育支援ソフトの準備状況につきましては、2月の教頭会、校長会において、リタリコ担当者より概要の説明を行い、3月7日に教職員向けの説明会を行いました。説明会の中では教職員から、「いいものが入ると思うので、使用が1年で終わったり、別のものに変わったりして負担が増えることのないように継続してほしい」との意見がありました。説明会の様子はその後オンデマンド配信しており、教職員の視聴が可能です。まなびプランについては、各校でインストールを行い使用可能となっております。まなび教材・まなび動画のアカウントについてもリタリコからの資料とともに学校へ配付し、現在使用可能です。また、4月13日にもより具体的な説明会を教職員向けに実施する予定です。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

この件に関しまして、何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に、総合型放課後事業の準備状況について、位田学校教育部長から説明をお願いします。

○位田学校教育部長 まず、留守家庭児童会室の4月1日の入室予定児童数ですけれども、3月27日現在で、4,641人となっております。また、放課後オープンスクエアの登録状況は、3月24日現在で、全学年で2,874人となっております。

人材の確保状況ですが、まず直営校につきましては、次年度から常勤職員を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えることとしておりまして、サポート員も含め配置は完了し

ており、運営準備を進めているところです。委託校につきましても、事業者と職員採用状況や配置について情報共有を行いながら適宜指示を行っており、4月からの職員体制について報告を求めているところですが、4月1日から職員がそろった状況で運営するという口頭を確認しています。

なお、3月30日と31日は準備日として、全校とも新体制での運営方法や安全確認を行うための会議や部屋の準備を行うこととしております。

○尾川教育長 ありがとうございます。

この件で何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点、民間のフリーペーパーの中に委託事業者の人材確保の募集が載っていたりするんですけども、人が足りていないという意味ではないということですか。

○位田学校教育部長 事業者を確認をしたところ、どの事業者におきましても、今後も、退職や夏休みの長時間保育に備えて恒常的に求人誌の掲載を続けるということを確認しており、事業の安定を図るにあたり、慣例なことと聞いております。

○尾川教育長 ありがとうございます。

支援教育も同様ですが、新年度から始まる事業ということで、今この時点で必要な人員が確保できているというだけなので、引き続ききっちり状況を確認しながら進めていく必要があると思いますけども、子どもたちにとってそれぞれよい事業につながるように、これからはしっかりチェック体制を含めて進めていきたいと思っております。

それでは次に、いじめ重大事態への対応状況について、私のほうから報告をさせていただきます。

3月24日の総合教育会議におきましても、教育委員会事務局から概要報告をさせていただきましたが、令和3年6月3日にいじめ重大事態として認知しました本市市立中学校で発生したいじめ事案につきまして、枚方市教育委員会主体で調査を進めて、3月14日の教育委員会臨時会におきましてご議論いただき、3月15日に調査報告書として取りまとめたところです。3月17日の夕刻には、被害生徒保護者に私自身が直接手交させていただき、3月20日、先週の月曜日に、枚方市長宛てに報告書を提出させていただきました。

学校における初動対応が不十分であったこと、また教育委員会の調査が長期にわたったことにより、被害生徒及び保護者に長期にわたりつらい思いをさせることとなりまして、大変申し訳なく思っております。本事案を真摯に受け止めまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、3月20日付けで、被害生徒保護者代理人から所見が提出され、市長宛てに再調査の要望が出されているところです。具体的な再発防止策につきましては、先日の総合教育会議での市長との意見交換も踏まえつつ、今後、教育委員の皆様と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは教育長報告の最後に、市議会3月定例会議の質疑内容について共有させていただきたいと思っております。

間もなく市議会議員選挙があるということで、令和5年度予算につきましては、骨格的予算と

されまして、本会議の中で予算審議が行われました。また予算審議以外にも、条例案審議もありましたので、各議員からいただいた様々なご意見、あるいは要望を共有させていただきたいと思っております。

1つ目ですが、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用した3学期の小学校給食の無償化については、保護者への周知をしっかりとしてほしいという要望がございました。

子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食の無償化を要望する。

通級指導教室とはどのような場所なのか広く周知する必要がある。枚方市支援教育充実審議会での協議も含めて、保護者の意見をしっかりと伺って丁寧に進めてほしい。

特別支援教育支援員の継続雇用につながる処遇改善をしてほしい。

学校水泳授業の民間活用計画の作成に際しては、公共施設マネジメントや市民開放などの視点も含め、あらゆる手法で検討されたい。

学校水泳授業の民間活用計画の作成に際しては、屋内型温水プールの整備により、複数の小学校が利用する拠点とすることも検討してほしいといったようなご要望もございました。

総合型放課後事業については、多くの児童に参加してもらいながらしっかり取り組んでほしい。

また、総合型放課後事業の実施に際し、安全管理については、様々な場面を想定してしっかりと訓練を実施してほしい。また、事業の実施については、子どもたちの意見も定期的に聞いてほしい。

それから、総合型放課後事業の実施に際しては、必要な人員の確保をといった要望がございました。

いじめ問題対策については、市長部局によるいじめの対応部署の設置も検討してほしい。これは教育委員会直接ではないですけども、こういった要望もございました。

少人数学級を進めるべき、社会教育委員会議を年3回は実施し、予算要望や社会教育事業計画、図書館蔵書計画の取組を推進すべき、1人1台端末の更新に向けてICTの活用についてしっかりと取組を発信し、保護者にも理解を得た上で、子どもたちが安心して学べる環境づくりをしてほしい、「ともに学び、ともに育つ」理念とは何かを明らかにし、障害児教育基本方針を制定すべき、支援教育充実審議会では公募による市民として選考されなかった方や、放課後デイサービスなど様々な方からの意見にも寄り添うべき、こういったご要望をいただいております。

これらのほかに、危機管理案件の関連としまして2点ございまして、1つは、児童が清掃中にオルガンを動かそうとして、オルガンが転倒して他の児童がけがをした事故につきまして、再発防止の要望がございました。8年前にも同様の事故が起きていたことから、二度と同様の事故を起こさないよう、安全点検などを実施するとしてございます。

また次に、戸田市の中学校での事件を踏まえて、中学校の危機管理のための対策についての要望がございました。これにつきましては、危機管理マニュアルの点検を各学校に指示するとともに、警察等の協力を得た訓練の実施を進めることとしてございます。そのほか、危機管理のためのより効果的な対策について、他市事例も調査しながら、今後、学校園長や庁内関係課で構成する学校園安全対策検討委員会において十分に議論していきたいと考えておるところでございます。

ここまでのところでご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

いました。教育長報告については以上で終了させていただきます。

それでは、日程2、報告第32号「臨時代理事項の報告について（1）令和4年度優秀教職員表彰について」を議題といたします。

説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第32号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書3ページをご覧ください。

臨時代理第28号「令和4年度優秀教職員表彰について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年2月28日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

「1. 臨時代理の内容について」ご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

「1. 内容」といたしまして、教職員の一層の職務意欲を高め、組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員やチームのうち、特に顕著な業績を上げたものについて表彰するものでございます。

5ページをご覧ください。令和4年度の優秀教職員を紹介させていただきます。個人表彰といたしまして、蹉跎東小学校校長 桐山智巳、渚西中学校 指導教諭 長船ゆかり、津田南小学校 教諭 中平加奈子、東香里中学校 副主査 大家正己、学校表彰といたしまして、津田小学校、小倉小学校、禁野小学校、第四中学校、枚方中学校、チーム表彰といたしまして、楠葉西中学校の「楠葉西中学校Rule Making Project委員会」、副読本改訂編集委員会。以上でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第28号の説明とさせていただきます。

以上、報告第32号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今お伺いしましたら、今年度は11件ということになるのでしょうか。昨年度の優秀教職員表彰は37件あって、それに比べると11件と表彰の件数が減少していると思います。目的や選考基準等に追加や変更があったのか、考えられる理由についてお伺いしたいと思います。

○尾川教育長 高山教職員課長。

○高山教職員課長 選考基準について、変更はございません。「枚方市全体や北河内地区・大阪府など、所属校以外への提言提案であること」「枚方市内の公立学校の模範となる顕著な業績であること」という受賞基準について、今年度改めて明確化を図りました。

表彰の目的としては、教職員の一層の職務意欲の向上、組織の活性化を図ることです。学校長や教育委員会事務局各課からの推薦内容を先述の基準に照らし選考しました結果、昨年度より授賞件数が減少する結果となりました。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 分かりました。優秀教職員表彰というのは、今年度で3回目を迎えました。昨年はオミクロン株の感染拡大が広まる中、教職員の方々が子どもたちのために熱意を持って取り組まれたことは、大変ありがたいことであり、うれしく思います。また、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

昨年度に比べて今年度、表彰される教職員、学校、チームの表彰の数は減少したものの、教職員の熱意や努力がこのように評価されたことは、職務意欲の向上や組織の活性化が今年度も図られたということだと考えます。来年度も教職員の意欲をさらに高め、資質能力の育成、組織の活性化につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これから報告第32号を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

それでは、日程3、報告第33号「臨時代理事項の報告について(1) 議会の議決事項(「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について)の意思決定について」を議題といたします。説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第33号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書7ページをご覧ください。報告は、ページ中段の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

臨時代理第29号「議会の議決事項（「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件につきましては、去る2月14日の教育委員会定例会において、報告第30号「臨時代理事項の報告について」、臨時代理第26号「議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について」をご承認いただいたところですが、2月28日に同報告に係る改正条例案の内容に誤りがあったことが判明いたしました。

本来であれば、教育委員会におきまして、改正条例案を訂正させていただくことについて改めてご審議いただくべきところではございましたが、3月3日の議会運営委員会に議案の訂正に係る報告を行う必要があったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年3月2日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

「1. 臨時代理の内容」でございますが、改正条例案の附則に誤りがございましたので、議案の一部を訂正させていただきました。

訂正内容につきましては、9ページの訂正前後対照表をご覧ください。

右側が訂正前の欄となりますが、改正条例案のうち「枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例」の規定について、令和4年4月1日からの適用としておりましたが、正しくは、令和5年4月1日からの施行に訂正させていただくものでございます。

なお、本改正条例案につきましては、改正後の内容をもって、去る3月3日に無事市議会で可決されています。この度は、議案を訂正することとなりまして誠に申し訳ございませんでした。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第29号の説明とさせていただきます。

以上、報告第33号、臨時代理事項の報告について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 改めて、こういった訂正という形になりまして大変申し訳ございませんでした。再発防止に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

これから質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これから報告第33号を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

それでは、日程4、報告第34号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について」を議題といたします。

説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第34号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書20ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書21ページをご覧ください。

報告は、ページ中段の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

22ページをご覧ください。

臨時代理第30号「議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件につきましては、枚方市支援教育充実審議会の設置に係る枚方市附属機関条例の一部改正議案について行ったもので、去る2月14日の第2回定例会においてご報告し、一度ご承認をいただいたものですが、この一部改正議案について、市議会への付議後に委員構成の妥当性についての確認が必要と認められたため、議案を取り下げ、修正の上、改めて市議会に付議したところでございます。

本来であれば、教育委員会におきまして、改正条例案を修正させていただくことについて改めてご審議いただくべきところではございましたが、3月10日の議会運営委員会に議案を提出する必要があったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年3月8日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

24ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

第2回定例会からの変更内容についてご報告させていただきます。委員の構成は、学識経験を有する者、教育に関する専門的知識を有する者、福祉に関する専門的知識を有する者、臨床心理に関する専門的知識を有する者、関係団体を代表する者としておりましたが、その次に（6）として、「公募による市民」を加えるものでございます。

恐れ入りますが、23ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第30号の提案理由の説明とさせていただきます。

以上、報告第34号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 本件につきまして、条例案の取下げにつながってしまうようなことになってまいりまして、また再提案という形になりまして、お詫び申し上げます。

これから質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今説明もございましたし、教育長からもありましたが、委員の構成の（6）のところ、「公募による市民」が追加されたということですが、この経緯について改めてお伺いしたいと思います。

○尾川教育長 中口児童生徒支援課主幹。

○中口児童生徒支援課主幹 保護者からの委員選出につきましては、これまで市議会など多方面からのご意見を踏まえて、公募をした上で、抽選により選出することを想定して庁内協議を進めて

まいりました。しかし、抽選により選出するという方法は前例がないという指摘を受け、公募による選出は困難であるという判断を行い、枚方市の小中学校の保護者の9割以上が加入している枚方市PTA協議会へ、支援学級や通級指導教室を利用している、または利用する予定の児童生徒の保護者4名を推薦していただく想定をしていたところです。その後、庁内協議や市議会へのご説明を進める中で、抽選という選出方法については前例がないだけで、実施が困難ではないことが判明しました。

また、枚方市PTA協議会へ委員の選出を打診する過程で、4名の選出は困難であり1名としたいとの申し出があったことから、保護者等の委員として、枚方市PTA協議会には1名の選出を依頼するほか、市立学校に在籍し支援が必要な児童生徒の保護者から小中学校それぞれ1名、また市内に在住、在職または在学する一般市民から1名の合計3名を公募することとし、当初の案から修正した条例案を提案させていただくこととしたものです。また、公募につきましては、応募者に「支援教育の充実」について思いを文章にして提出していただくこととし、抽選については公開にて実施してまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 経緯についてはよく分かりました。枚方市支援教育充実審議会を設置して、今後の枚方市の支援教育の充実や教員の質の向上、個別の教育支援計画とか個別の指導計画の在り方について、また一人一人に応じた適切な指導方法とか就学相談、教職員研修等についてご議論いただけるものと伺っております。学識経験や専門的知識をお持ちの方々に加え、保護者、市民の方からのご意見もしっかりいただきながら、枚方市の支援教育の充実に向けた取組を進めていただくようによろしくお願いいたします。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これから報告第34号を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程5、議案第24号「学校トイレ整備における基本的な考え方の策定について」を議題とします。

説明を求めます。新内総合教育部長。

○尾川教育長 暫時休憩します。

(休憩)

○尾川教育長 再開します。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第24号「学校トイレ整備における基本的な考え方の策定について」ご説明いたします。

議案書25ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「1. 内容」につきましては、参考資料の「学校トイレ整備における基本的な考え方」概要版をご覧ください。

この考え方につきましては、学校のトイレをよりよい環境とするために、学校のトイレを主に使用している児童生徒・教職員・保護者を対象としたアンケート調査結果や有識者のご意見等を踏まえまして、インクルーシブ化・ユニバーサル化、バリアフリートイレ、避難施設としてのトイレの3つの考えを基本方針とするものでございます。

これらの基本方針を実現する取組といたしまして、男子トイレについては、原則各系列で1フロアのみを個室化とし、その他のフロアについては小便器を設置してまいります。なお、個室化とするフロアについては、学校と協議の上、決定することといたします。

また、温水洗浄便座付き洋式トイレ、非常時の呼出しボタン、車椅子に乗ったままでも使用できる洗面台等を設置したバリアフリートイレを各階に整備することといたします。

さらに、避難施設としてのトイレについては、高齢者や車椅子利用者の負担がないように、洋式トイレとバリアフリートイレの整備を継続的に進めることといたします。

また、学校のトイレに関する教育として、人権教育や道徳教育を充実することにより、ソフトとハードの両面の視点から取り組むものでございます。

この取組により、校舎内のトイレにおけるからかいや多様化する人権課題、さらには避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的といたしました「学校トイレ整備における基本的な考え方」を策定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、議案第25号「学校施設のエレベーター整備等に関する方針の策定について」を議題といたします。

説明を求めます。新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第25号「学校施設のエレベーター整備等に関する方針の策定について」ご説明いたします。

議案書26ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「1. 内容」につきましては、別紙にてご説明申し上げます。

別紙2をご覧ください。

この方針は、枚方市教育振興基本計画で掲げる「ともに学び、ともに育つ」教育を充実していくため、文部科学省の公立小中学校のバリアフリー化に向けた整備目標や、本市の学校施設のエレベーター整備の現状を踏まえ、エレベーター整備を加速化するための考え方をお示しするものでございます。なお、今回の方針策定に当たりましては、令和4年12月12日から令和5年1月13日までパブリックコメントを実施いたしましたので、それらの市民からのご意見を踏まえながらまとめたものでございます。

別紙2、2ページをご覧ください。

「4 学校施設におけるエレベーター整備についての考え方」の整備対象校の項目でございますが、ここでは、エレベーターが整備されていない全ての小中学校を対象に、計画的にエレベーターを整備していくことを記載しております。

3ページをご覧ください。

整備の進め方の項目では、エレベーター整備について、要配慮児童生徒の在籍校を優先としつつ、その中でも現在、階段昇降車を利用しており、特にエレベーターの必要性の高い医療的ケアを要する児童生徒の在籍校を優先に、毎年度2校程度のペースで進めることといたします。

また、エレベーター整備を計画的に進めるため、おおむね5年間の取組に係る年次計画をあらかじめ策定、公表するものとしており、整備実施校は、要配慮児童生徒の入学見込みに関する情報を踏まえ、在籍する要配慮児童生徒の学年、在籍数、学校規模などを総合的に勘案の上、選定していくことといたします。

次に、整備の周知等の項目では、エレベーターの整備が完了している学校や年次計画に基づく整備予定校については、入学見込みのご家庭など、エレベーターを必要とされる方に情報が届くよう十分な周知を行うことを記載しております。

また、設置されたエレベーターについては、要配慮児童生徒の移動時だけでなく、地域の方々が来校される際や、荷物を安全に運搬する必要がある場合など、必要な場面で利用できるよう有効活用を図る考えでございます。

次に、当面の対応等の項目においては、特に要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、2校程度のペースに限らず、整備の加速化を図ることを記載しており、今後、要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、整備ペースの加速化を図っていきたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程7、議案第26号「令和5年度学校園の管理運営に関する指針の策定について」を議題とします。

説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第26号「令和5年度学校園の管理運営に関する指針について」ご説明いたします。

議案書27ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「1. 内容」につきましては、別紙にてご説明申し上げます。

別紙3「令和5年度 学校園の管理運営に関する指針(案)」をご覧ください。

この指針は、文部科学省の学習指導要領等、国の動向や大阪府教育委員会が作成しました市町村教育委員会に対する指導・助言事項等の内容を踏まえ、市立学校園に対する指導・助言の基本方針としているものでございます。

以上のことに鑑み、1つ目、学習指導要領を踏まえ、授業改善や学習評価の取組を進めていくという観点。2つ目、国が打ち出したGIGAスクール構想の実現のもと、1人1台配備されたタブレット端末の効果的な活用を進めていくという観点。3つ目、教職員の人権感覚や人権意識の育成等、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めていくという観点。4つ目、幼児・児童生徒の人権尊重、生徒指導という枚方市が抱える課題解決に向けた取組を充実していくという観点。これらの観点を中心に、令和4年度の取組を踏まえ、変更・追加をしております。

令和5年度版の改訂では、教育指導課に関わる内容について、教育委員会の示す行動規範に基づいた新しいレイアウトで作成し、他の課の内容につきましては、これまでのレイアウトでの修正を行っております。令和6年度版については全面改訂を行いますので、令和5年度に限り、教育指導課分は別冊版となります。

まず、これまでのレイアウトで修正したものについてご説明いたします。

1ページの「はじめに」をご覧ください。

「はじめに」の第1段落は、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来を生きる子どもたちが、自他を尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、学校教育が子どもたちに育むべき資質・能力について記載しております。

第2段落では、特に学習指導要領で示されている学校教育における家庭・地域との連携や、学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの確立について記載をしております。

また、令和3年1月に文部科学省より示されました、2020年代を通じて実現すべき、全ての子どもたちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」の内容を踏まえ、記載しております。

第3段落は、大阪府の示す第2次大阪府教育振興基本計画を受け、学校と教育委員会がより連携を深めて取り組む必要性について記載しております。

第4段落以降は、国、府の動向を踏まえた本市の教育について記載しております。

具体的には、学習指導要領の理念や内容等について十分に理解を深め、学校教育の質の向上や子どもの育ちの支援といった取組を推進することを各学校園において最優先の課題とする、といたしました。引き続き、各学校の校内研修や小学校での学年会、中学校での教科会の内容のさらなる充実と連携を図るとともに、これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させ、子どもたちの確かな学力と自立の力を育むことを記載しております。

また、全ての教職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めるために、ハラスメントに対する感覚を養うことや、服務規律の徹底を図ること、不祥事の防止、根絶に取り組むことなどを記載しております。

第5段落では、多様化する人権課題に対し、自分ごととして感じ、考えることができるよう人権教育に取り組むこと、未然防止、早期発見・早期解決に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長が教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめのない環境づくりに努めること、不登校については、早期発見・早期対応のためにチームによる教育相談体制を整えるとともに、個に応じた支援を、また教職員の倫理観や規範意識を高め、保護者・地域から信頼される学校園を築くことを記載しております。

最後に、各学校園は校園長のマネジメントのもと、家庭や地域と連携しながら多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを考え、本指針に基づき、積極的かつ特色ある取組を展開するものと結んでおります。

4ページ、5ページでは、枚方市の教育理念が示された枚方市教育大綱を掲載しております。

6ページ、7ページでは、枚方市教育振興基本計画の抜粋を掲載しています。

次に、具体事項における主な変更箇所についてご説明いたします。

8ページからの「1. 学校園運営体制について」をご覧ください。

最重要課題の2つ目について、機能的な学校運営を進めること、学校事務を効率的に執行することを学校園運営体制の確立の中で取り組む項目として明確に示すため、文言整理を行っております。

9ページに移りまして、(6)機能的な学校運営のためにより広く外部人材等を活用し、チームとして取り組むことを示すため、文章の整理、追加を行っております。

情報管理の(13)につきましては、個人情報について危機意識を高め、適正に扱うことを示すため、文言の追加をしております。

続きまして、11ページ「3. 進路指導について」をご覧ください。

最重要課題の1つ目、児童生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮することを追記しております。

2つ目、キャリア教育につきましては、急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒が多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識することを追記いたしました。

4つ目、調査書等進路指導に関する書類の作成に当たりましては、組織的な体制のもと適切に行うことを追記しております。

次に、16ページ「5. 人権教育について」、17ページに移りまして、取組事項「ともに学び、ともに育つ」教育の推進の項（6）につきましては、障害についての理解を深める教育の実施について追記しております。

（7）につきましては、障害の有無にかかわらずお互いの理解を深め、尊重し、互いを認め合う集団づくりの推進について追記しております。

18ページの下、平和教育の推進の項（17）につきましては、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけられるよう、平和教育を推進するよう追記を行っております。

22ページ「6. 健康教育について」をご覧ください。内容ついて、体力づくりの取組の推進、体育活動における事故防止対策等について、新しいレイアウトで作成しておりますので、削除しております。

最重要課題の1つ目について、府の指導助言に基づき、食物アレルギーの対応について緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること等を追記しております。

2つ目、3つ目につきましては、安心・安全の確保の項より熱中症を、衛生管理の項より感染症対策を最重要課題に変更いたしました。

26ページ「8. 教職員の服務について」取組事項の服務規律の確立の項（2）について、セクシュアル・ハラスメントのみならず、わいせつ行為についても重大な人権侵害・性暴力となることを追記しております。

次に、29ページ「9. 学校園における働き方改革について」をご覧ください。項目名について、業務改善を含め労務管理や意識改革等、広く働き方改革に取り組む必要性を明確にするため、文言整理を行いました。

続きまして、31ページ「10. 教職員研修について」をご覧ください。

最重要課題、32ページに移りまして、4項目目、新たな教師の学びを実現する観点から、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成するとともに、校長は研修履歴を活用し、対話に基づく受講奨励を行うことを追記しております。

取組事項の教職員の育成（4）、6年目から9年目の小中学校教諭についての研修を「中堅教諭等資質向上研修」と名称を改め、記載しております。

続きまして、36ページ「11. 支援教育について」では、基本的な方向性の中で、本市の課題である障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導の提供について付け加えるため、文言修正を行っております。

最重要事項の4つ目、今年度配付する枚方市支援教育ガイドブックについて、各学校において活用を徹底し、支援教育の充実を目指すため文言の追加を行っております。

取組事項の「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進の項（1）につきまし

て、大阪府教育庁からの指導・助言内容を踏まえ、障害のある児童生徒の学びの場について、一層教職員に対して周知していくために項目の新規追加を行っております。

37ページ、校内体制の充実の項（6）において令和5年度より新たに導入予定の教育支援ソフトについて各小中学校で活用し、児童生徒へのアセスメントや教職員の支援教育の深い理解につなげるため文言追加を行っております。

38ページ、取組事項における各項目の修正についてですが、大阪府教育庁の指導・助言事項を踏まえ、支援学級に限らず、障害のある全ての児童生徒の状況に応じて適切に教育課程を編制する必要があるため、「支援学級の児童生徒」を「障害のある児童生徒」と文言の修正を行いました。

41ページ、「14. 安全について」をご覧ください。

取組事項の安全教育の推進及び安全確保の取組の点検・強化の項、42ページに移りまして（7）として、警察や地域と連携したより実践的な防犯訓練を実施し、児童生徒が自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度を育成するため、項目を追加いたしました。

（9）府の新たな取組に基づき、項目を追加しております。

続きまして、45ページ「15. 生徒指導について」、最重要課題の1つ目について、取組事項の最重要課題として位置づけました。

3つ目について、1人1台の端末を活用しながら、心のサインの可視化などについて組織的な支援体制構築を追記いたしました。

46ページ、取組事項の組織的な取組の推進の項（3）につきまして、生徒指導提要の改訂により、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるよう働きかける「発達支持的生徒指導」に修正いたしました。

いじめの防止と早期発見の項47ページ（10）につきましては、毎年度、見直しが必要なため追記しております。

不登校児童生徒への支援の項（21）と、それから48ページ（22）、（23）について、不登校児童生徒の増加傾向により、学校での居場所づくりや支援体制を整える必要があるため追記しております。（25）について、在学中だけでなく、卒業後の進路も踏まえ支援する必要があるため、これも追記しております。

（26）について、不登校の低年齢化に伴い、初期段階からの支援体制を構築するため、追記しております。

（27）について、文言の整理と新たに作成した「枚方市不登校支援ガイド」、それから「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」について追記しております。

教育相談体制の充実の項（30）では、教育相談体制として、新たに全校で取り組むSNS相談ツールを追記しております。

49ページ、家庭・関係機関との連携の項（32）について、家庭訪問を1学期中に原則全学年で実施することを削除し、学校の実態に即した家庭とつながる取組を実施することを追記しております。

校則についての項（35）では、生徒指導提要の改訂により、校則について「内容検討に児童・

生徒を参画させること」を追記しております。

続きまして、55ページ「19. 児童の放課後対策について」をご覧ください。

取組事項において、総合型放課後事業は、学校が主体ではなく教育委員会が主体となって運営する事業であるが、活動場所の確保や子どもの安全管理の上では学校の理解と協力は不可欠であるため、全面的に文言の修正を行っております。

続きまして、別冊版についてご説明いたします。こちらにつきましては、基本レイアウトとして、指示事項、留意事項、支援事項となるように整えております。

1 ページからの「2. 学習指導について」、個別最適な学びと協働的な学びの実現をご覧ください。「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現の答申に基づいた授業改善を行い、単元指導計画等をもとに個別最適な学びと協働的な学びの実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することを目的として、文言整理をしております。

9 ページ、「6. 健康教育について」、こちらは同項目の旧様式からの体力づくりの取組の推進、及び体育活動における事故防止等について別項立てをいたしました。

次に、10ページ、「7. 特別活動・その他教育活動について」は、特別活動の特質を踏まえた資質能力の育成、及び学級や学校の文化を創造する特別活動、その他教育活動について指示事項をまとめております。

次に、12ページ、「12. 幼稚園教育について」こちらは就学前教育の推進について、幼保こ小連携について追記するとともに、幼保こ小連携担当者について追記いたしました。

次に、13ページ「13. 学校園・家庭・地域の連携について」、こちらは社会に開かれた教育課程、及び地域とともにある学校づくりについて指示事項をまとめております。

学校運営協議会委員と教職員をつなぐコミュニティ・スクール担当教員について追記し、地域と学校が協働した活動の推進についても追記しております。

最後に、15ページをご覧ください。

「17. 学校図書館機能の充実について」、こちらは、小学校への学校司書配置に係る授業支援や読書活動の推進について記載しております。

以上、大変長くなりましたが、議案第26号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 ご説明ありがとうございました。説明を聞いて、前半の指針には、基本的な方向性、最重要課題、取組事項というのがあって、それから後半にあります別冊版、基本レイアウトと言われていましたけども、指示事項、留意事項が新たに追加、改訂ですかね。来年度は全面改訂するというので、まだ途中なのかなと思うんですけども、学校園の管理運営に関する指針については、学校園のガバナンスというものを考えたときに、指示事項、別冊版にはあるんですけども、指示事項にはどの程度の拘束力があるとお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 指示事項は、一定の拘束力があるものと考えており、履行しなければ職務命令違反になるものと考えております。そのため、指示事項については根拠を明示するとともに、進捗の確認を行っていきます。

また、留意事項については、指示事項を実施していく際に学校が留意すべきことを明記しています。なお、令和5年度の教育指導課分にはございませんが、その事業実施を希望する学校を支援することで、学校の自律・自立につなげるものを支援事項として明記するものとしています。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 わかりました。校長会では、指示事項というのをしっかりと提示しながら、こんなふうにしてくださいというふうな、お願いではないですけども、学校園が守っていかなければならない、一定の拘束力があるということがよくわかりました。

前半の部分と、それから後半の別冊の部分を見ても、去年まであったのがないなと思ったら後ろのほうに書いてあって、ちょっと見るのもややこしいかなと思うんですけど、この辺のところをしっかりと学校に説明をしていただきたいと思います。

そこで、別冊版「6. 健康教育について」のところですね、取組例にもあるんですけども、これは大阪府が実施していることかなとは思いますが、元気アッププロジェクト事業というのですね、具体的にどのような事業で、活用している学校数は枚方で何校ぐらいあるんでしょうか。

○尾川教育長 井手内課長。

○井手内教育指導課長 元気アッププロジェクト事業については、大阪府庁の事業であり、学校が大阪府に対して直接申し込むものとなっております。ですので、全てを把握できているものではありませんけれども、令和4年度については、トップアスリート事業における卓球を3校、バレーボールでは7校、ダブルダッチでは1校の参加状況です。

また、「おおさか子どもEKIDEN大会」では、東香里小学校と交北小学校の2校が参加し、東香里小学校が見事優勝いたしました。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。枚方市でも小学生駅伝競走大会というのをやっていて、それがなくなってしまったということで残念ですけども、東香里小学校、あるいは他の交北小学校が積極的にこういうのに参加して、優勝しているというのは非常にうれしいことだなと思います。

続きまして、「15. 生徒指導について」ですけども、コロナ禍の3年間でいじめの認知件数、それからいじめの解消率というのは、どのような状況だったのか教えてください。また、暴力行為等の問題行動と思われる件数について、不登校児童生徒の状況も併せて教えてください。

○尾川教育長 中口児童生徒支援課主幹。

○中口児童生徒支援課主幹 コロナ禍の3年間、令和2年度から令和4年度のいじめ・暴力行為・不登校の状況について、ご説明します。

まず、いじめについては小中学校ともに年々増加しており、2学期末時点の認知件数は、小学校で1,960件、中学校で400件です。また、令和4年度においては過去最高となる見込みです。解消率については、特に大きな変化はなく、95%前後を推移しております。次に、暴力行為につい

ては、小学校は増加、中学校は微増となっています。2学期末時点での発生件数は、小学校79件、中学校36件です。最後に、不登校については、こちらも小中学校ともに増加傾向です。2学期末時点での不登校児童生徒数は、小学校283人、中学校560人であり、こちらも過去最高となる見込みです。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。増加傾向ということで、この辺のところもしっかり今後、どのようにしていけばいいのかということ議論しながら進めてもらいたいと思います。

同じく生徒指導についてですが、組織的な取組の推進の中に、全ての児童生徒への発達支持的生徒指導を推進することというのがあるんですね。令和4年12月に、これは文部科学省が新たに、12年ぶりですかね、生徒指導提要というのを出されました。その中にもある発達支持的生徒指導というのは、具体的にはどのような指導なのか教えてください。

○尾川教育長 中口主幹。

○中口児童生徒支援課主幹 発達支持的生徒指導とは、令和4年度まで「成長を促す指導」と表現していた指導とほぼ同義であり、生徒指導提要の改訂に伴い名称が変更されたものです。全ての児童生徒を対象に指導していくもので、具体的には、挨拶、励まし、称賛、対話及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけを行います。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 それぞれ回答ありがとうございました。この指針のことをいろいろ考えてみますと、教育委員会は2月の定例校長会後の校長連絡会において、教育委員会事務局の事業、それからミッション、バリューを提示して、令和5年度学校園の管理運営の指針（先行版）及び令和5年度新たな取組に関する留意事項を示されたということです。

そういう中で、教育委員会は、バリューの指示事項と支援事項の明確化の中に学校園の通知の指示事項については、先ほども課長からありましたように、根拠を明示し、遂行を求め、進捗の確認を行いますと書かれています。令和5年度の本指針はまだ完成形ではなくて、別冊版との併用版といいますかね、こんな感じがするんですが、令和6年度には新たな指針、全面改訂をする完成版を出すということですが、この中にある指示事項、留意事項、取組例について、しっかりと示せるようにしてもらいたいと考えます。

そのためには、教育委員会が学校園の状況をしっかりと把握し、次年度の課題を明らかにすることが重要だと考えます。指導主事や教育推進プランナー、学校園支援チーム等、学校園訪問の際は、校園長から課題や現状を聞き取り、課題解決のための具体的な支援策が提案できるように、情報提供や資料の準備をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

1点補足といいますか、先ほどいじめの認知件数の話がございましたけれども、増えることの評価というのがなかなか難しいところですが、いじめが発生したことについてしっかり認知していくということは、まずもって大事なことかなと思いますので、国全体の平均値と比べても、まだ枚方市はちょっと少なかったという状況かなと思います。そこも一概に評価はできないとは思

うんですけれども、先ほどいじめ重大事態でも申し上げましたけれども、初期対応として、ちゃんと認知して、事実を把握して、対処していくということが非常に大事なかなと思っておりますので、そういった取組をしっかりとやっていきたいと思っております。

それからあと一点、私のほうから確認ですけど、校長会等でこの説明というのは、どんな形でしようと思っているのか、説明してもらえますか。井手内課長。

○井手内教育指導課長 第1回の定例校園長会の場において、今回のレイアウト変更に伴う管理運営指針の見方等、全体の部分を私から説明させていただきまして、そのほか各課に関わることについては、各課の指示伝達の中でお伝えする予定としています。

○尾川教育長 ありがとうございます。全体像、先ほど谷元委員からもありましたように、変更点がちょっと分かりづらい状態に一部となっておりますので、これまでもこの1月、2月の校長会で、こういった方針変更については説明してきておりますので、一定各校長は理解してもらっているとは思いますが、改めて新年度の各学校の新体制の中で最終的な教育計画を定めていただくということになってまいりますので、しっかり説明をしながらやっていきたいと考えております。

それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程8、議案第27号「枚方版ICT教育モデルの一部改訂について」を議題といたします。

説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第27号「枚方版ICT教育モデルの一部改訂について」ご説明申し上げます。

議案書28ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「1. 内容」につきましては、別紙にてご説明申し上げます。

別紙4をご覧ください。

枚方市の教育理念である「夢と志を持ち、可能性に挑戦する『枚方のこども』の育成」～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～を実現していくため、1人1台タブレット端末等、ICTを活用した学習活動の充実と学力の育成を図るものでございます。今回の改訂では、以下の2点を変更いたしました。

1つ目、15ページをご覧ください。

子どもたちが自ら学び、自ら考える教育の転換を目指すこれからの学校教育の在り方を見据え、また枚方市が目指す学びの姿の実現に向けて、H i r a k a t a 授業スタンダードを改訂いたし

ました。それに伴う改訂内容を本モデルに反映いたしました。これまで枚方版ICT教育モデルの中で示してきた授業計画時に大切にしたい5つのCの視点（チャレンジ、コミュニケーション、コラボレーション、クリエイティビティ、クリティカルシンキング）も取り入れております。

変更点の2点目につきましては、24ページをご覧ください。

学校に登校できない児童生徒の学習指導について、児童生徒の学びを止めないための取組として、ICTを効果的に活用することで対応の選択肢が広がりました。これまで、新型コロナウイルス感染症にかかってしまい出席することのできない児童生徒及び不登校児童生徒に対して、ICT機器を活用し、つながりと学びを保障する取組を行っております。

つながり続ける、学びを止めないという観点では、1人1台端末を効果的に活用することで、コロナに係る欠席や不登校に限らず、その他の理由や事情等で欠席する児童生徒にも、より「つながり」「学び続ける」ことが可能となっております。

基本的には、体調が悪く学校を休んでいる児童生徒はオンライン授業を受けることができない状態だと思われ、体調の回復に専念すべきであると考えますが、これまでも先生方はそういった児童生徒に、放課後に家庭訪問したり、後日登校してきた際に個別指導等をしたりするなど、学習を保障しております。このたび、LTEのタブレット端末が導入されたことにより、より対応の幅が広がりました。また例外として、特別の事情で欠席しているが、家庭で学習が可能な児童生徒へもICTを活用することで対応の幅が広がります。このことについて、今回追記をしております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今説明があった中の、15ページのH i r a k a t a授業スタンダードと5Cについてお伺いしたいと思います。その下に教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換という新たな授業スタンダードが示されています。その下のところに、「学習の見通し」というところで、子ども主体の授業を考えたときに、今までのように先生がめあてを示すのではなくて、むしろ子どもが自分たちでめあてを考えるような、そういった授業を目指す必要があると思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○尾川教育長 倉田教育研修課長。

○倉田教育研修課長 ご指摘いただきましたとおり、授業者が児童生徒にめあてを示すのではなく、児童生徒自身が学習の見通しを持ち、自身でめあてを立てて学習に取り組むことで、児童生徒が主体となる授業が実現できると考えています。しかし、依然、授業者がめあてを提示するのみにとどまっている授業も散見されます。引き続き、めあてを立てることの意義を伝えていく必要を感じています。「本時のめあてを提示し」という文言を用いることで、児童生徒が主体的に問題解決するためのめあての意識的な設定を促すことを狙っています。

一方、授業マイスターの授業などでは、児童生徒とともにめあてや学習計画を立て、単元を通して児童生徒が主体的に学習に取り組む授業もあります。示範授業や公開授業などの機会に、広

く市内小中学校へ発信していこうと考えています。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。児童生徒が主体的に授業に取り組めるように、よろしく願いたいと思います。

続いて、今年度、公開研究授業を私もいくつか視察したんですけれども、その際に小学校の学習指導案と、中学校の学習指導案の様式といいますか、形式に違いがあったように思うんですね。参加している先生たちの中にも、その違いに疑問を持っておられる先生もいるようでした。教育委員会としては、どのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。また、学習指導案の持つ意味・役割とはどういうものなのかについてもお伺いしたいと思います。

○尾川教育長 倉田課長。

○倉田教育研修課長 初任期教職員や授業マイスターの研究授業等、教育委員会主催の研究授業の際には、教育研修課が定めた学習指導案のひな型を用いるよう、通知しています。また、小中学校が自校の校内研修でも活用できるよう、ファイル共有サーバーに本ひな型を格納しています。今ご指摘いただきました小学校と中学校の学習指導案の形式の違いにつきましては、学校が校内研修時に、当該の学校がその学校独自のねらいを持ち、そのねらいの達成のために独自の様式を用いたために生じたものです。

学習指導案は授業の設計図であり、児童生徒のレディネスを把握し、身に付ける力を明確にするとともに、単元ごとの計画や1時間の授業計画、評価の在り方などを記述するものだと考えています。教育委員会主催の研究授業では、市としてめざす、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「H i r a k a t a 授業スタンダード」等を参考にした授業改善を組織的・計画的に進めることを推進するため、引き続き、教育研修課が定めた学習指導案の様式を用いて作成し、授業者・参観者双方にとって有益な研究授業となるよう努めてまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。今の答弁の中に、学習指導案のひな型を用いるよう通知しているということですが、教育委員会からの通知というのは、準法律行為に当たらないのですかね、先ほどの指針と同様に、指示事項であれば遂行を求めてもよいのではないかというふうに考えていますので、またご検討ください。

今回回答ございましたように、学習指導案は学習指導、授業の設計図だということですね。児童生徒が何を学ぶか、どのように学ぶかという授業の内容や手順を具体的に示すものです。指導者は、学習指導案を作成することを通して事前に指導方法や児童生徒の学習活動を考えたり、気にしたりしながら練り上げていくことができます。学習指導案をもとに授業を行うことで、単元の目標、本時のねらい、評価等を計画的・効果的に進めることができます。学習指導案は、学習する児童生徒の様子がイメージできるようなものでなければなりません。公開授業では、本時の授業のねらいや工夫、授業参観の観点を明確にすることで共通理解を図り、研究協議会の資料として重要な役割を果たすものだと思います。学習指導案には、児童生徒の授業の様子、指導者の指示や発問、児童生徒の反応等を参観者は書き込んで、成果や課題、改善点を明らかにするための記録としての資料にもなります。教育研修課が定めた学習指導案のひな型を用いて作成すること

で、実践事例として市内の小中学校に広く周知し、今後の枚方市における研究資料としても有効に活用していただきたいと思えます。通知に即した学習指導案になるよう、引き続き学校への指導助言をよろしく願いいたします。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 意見を述べさせていただきます。うれしいニュースとしてお伝えさせていただきたいと思えます。過日ですが、保護者の方からの感謝の電話を受けました。お子様が3か月間にわたって難病の加療のための入院をされたようでございますが、ICT活用で勉強、学業を受けることができ、問題なく退院後、学校の授業に戻れたとのことでした。これは、先行した本市1人1台のICT教育取組の大きな成果の1つであると考えております。学びを支えるセーフティネット、あるいは学力向上のツールとしての枚方版ICT教育モデル、さらなる不断のバージョンアップを重ねてよろしく願いしたいと思います。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。そうしたお声がいただけるというのは、非常にありがたいことかなと思っております。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程9、議案第28号「学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。説明を求めます。

位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 続きまして、「議案第28号 学校運営協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。

「1. 内容」としまして、地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を、教育委員会の附属機関として設置した学校運営協議会の委員として委嘱するものでございます。

委嘱委員候補者につきまして、32ページから41ページの学校運営協議会名簿をご覧ください。こちらに、このたび委嘱候補の44校の学校運営協議会委員を掲載しております。なお、委嘱期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第28号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程10、議案第29号「教職員の懲戒処分について」を議題といたします。

なお、本件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。それでは、議案第29号につきましては非公開といたします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

また、本件については関係者のみとなりますので、それ以外の方は退席をお願いいたします。

(日程10は、非公開案件のため不掲載)

(ここまで不掲載)

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。これをもちまして、令和5年第3回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

署名欄

_____(教育長) 尾 川 正 洋_____

_____(教育委員) 中 西 悠 子_____